

人道支援における人権保護  
—責任アプローチの概念と実施可能性—

夫津木 廣大



博士（総合学術）

人道支援における権利保護  
—責任アプローチの概念と実施可能性—

Human Rights Protection in Humanitarian Assistance:  
Theory and Feasibility of Responsibility Approach

夫津木 廣大

京都大学大学院 総合生存学館

2022 年 3 月



## 要旨

本論文は、人道支援機関が人道支援と人権保護を両立する方策を「責任アプローチ」という新たな概念として整理し、その実施可能性を実証的に考察することによって、人道支援の実務と学術的議論に対して貢献を果たすものである。

現地の支配勢力が住民に対して、人権基準に則さない抑圧的な支配を行っている場合、その地域で活動する人道支援機関は、どのような対応を取るべきであろうか。これについて従来は、人道支援機関が、喫緊の生命救助を目的に人道支援を継続するか、人権を保護するために活動停止を覚悟で支配勢力の批判に徹するかという、二者択一の議論が展開されてきた。近年になって、その二者択一性を過度に強調しない議論として、住民の人権を保護する支配勢力の責任を重視する議論が注目されている。この支配勢力の責任を重視する立場は、人道支援の継続を通じて支配勢力との連携を維持し、その責任履行を奨励するという協調的な目的を掲げる。この協調的な姿勢を、本論文は「責任アプローチ」と総称する。

責任アプローチは、人権基準に則した権利保護への関心を維持しつつも、住民への人道支援を継続しようとする現実的なアプローチである。しかし従来は、少数の文献で理想論として概念的に提唱されてきたにとどまる。このため、その概念の整理や実施可能性の検証は十分に蓄積されているとは言えない。責任アプローチの概念を国際関係論や人道研究の系譜の中で整理するとともに、その実施可能性を実証的に検証することは、学術的な貢献となるだけでなく、人びとの生命、身体、尊厳、自由の保護を図る人道支援実務の観点からも重要である。

そこで本論文は、(1) 責任アプローチは、内政不介入規範との関係でどのように位置づけることが可能か、(2) 責任アプローチが成功するための条件は何か、(3) 一般的な人道支援の中に、責任アプローチの作用を見出すことはできるか、という三つの問いに取り組むことを通じて、責任アプローチの理論的整理と実施可能性の検証を行った。

第1章は、こうした本論文の問題意識と分析範囲を述べるとともに、論文内で用いる用語について定義を行う。第2章から第4章にかけて、各章でそれぞれ上述した問いを一つ扱い、終章では本論文全体を通じた結論と示唆、今後の展望について叙述する。

(1) の問いは、第2章において、文献研究によって考察した。責任アプローチに対しては、人道支援機関にその実力があるなら人権保護のために介入すればよいという介入主義の考え方から批判が可能である。また新人道主義に代表的な、人権是正を理由とした内政介入の懸念も拭えない。こうした批判にこたえるためには、責任アプローチによる人権保護の理論的根拠を内政不介入規範と関連付けて整理する必要がある。そこで第2章では、住民の人権保護への関心を内政不介入規範と両立させる可能性について、国際関係論と人道研究の系譜から従来の思想をレビューした。その示唆から責任アプローチの理論的根拠と限界を、実施する状況、権利の内容、権利保護の程度、保護のための方法という観点から整理した。

(2) の問いは、第3章において、国際赤十字委員会（ICRC）の事例に対する統計分析を通じて検証した。人権抑圧の改善に同様に協調的に働きかけても、応じる支配勢力もいれば、応じない支配勢力もいる。またある支配勢力には、人道支援機関による外交機会の設定やキャパシティ・ビルディングなどの、特定の戦略が機能する場合もある。こうした違いは個別具体的な状況に依存するが、いかなる条件下でいかなる働きかけが成功する可能性が高いかは、一般的な傾向として知ることができるはずである。しかし従来、そうした責任アプローチの成功条件の分析が実施されてきていない。そこで第3章では、責任アプローチの成功条件を検討するために、責任アプローチの一具体例とみなしうる ICRC の被拘禁者訪問の成功要因を、支配勢力の特徴と人道支援機関の戦略という二つの側面からロジット回帰分析で検討した。

(3) の問いは、第4章において、シリア北西部で活動する人道支援機関職員に対する聞き取り調査によって検討した。多くの人道支援機関は、責任アプローチのような支配勢力への働きかけを目的に支援活動を実施してはいない。しかしながら人道支援機関側にその意識なくとも、支援活動が結果として人権保護の作用を果たすことがある。一般的な支援活動の中にも、責任アプローチに特徴的な作用を果たす「実態としての責任アプローチ」と呼ぶべき事象が存在する。こうした一般的な人道支援活動に見る責任アプローチの作用について実態を明らかにするため、シリア北西部で活動する人道支援機関に聞き取り調査を行った。第4章では、その聞き取り調査の結果と考察を述べ、一般的な支援活動に見る人権保護の作用の実態を明らかにした。

本論文の新規性は、従来国際関係論や人道研究において十分検討されてこなかった責任アプローチという考えについて、上述のとおり理論的な系譜に照らして概念の整理を行うとともに、統計分析や聞き取り調査によって定量、定性の両面から実証的にその実施可能性を検証した点にある。責任アプローチは、支配勢力による人権抑圧に接した支援機関が人道支援を継続すべきか人権保護のための批判をすべきかという、従来二者択一的な議論を解消するものと期待される。本論文によって、人道支援と人権保護の両立を図ろうとする実務的、学術的営為を進展させる一つの土台が形成されたと考える。



# 目次

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 要旨                         | I         |
| 目次                         | IV        |
| 図表目次                       | V         |
| 略語一覧                       | VI        |
| <b>第1章 はじめに</b>            | <b>1</b>  |
| 第1節 研究の背景                  | 3         |
| 第2節 研究の目的と意義               | 16        |
| 第3節 研究の問い                  | 16        |
| 第4節 研究の方法                  | 16        |
| <b>第2章 責任アプローチと内政不介入規範</b> | <b>19</b> |
| 第1節 住民の権利を保護する責任           | 19        |
| 第2節 責任アプローチの理論的位置づけ        | 25        |
| 第3節 考察と限界                  | 32        |
| 第4節 まとめ                    | 40        |
| <b>第3章 責任アプローチの成功条件</b>    | <b>41</b> |
| 第1節 研究の背景                  | 41        |
| 第2節 研究の方法                  | 53        |
| 第3節 分析結果                   | 59        |
| 第4節 考察と限界                  | 64        |
| 第5節 まとめ                    | 68        |
| <b>第4章 救援活動と責任アプローチ</b>    | <b>69</b> |
| 第1節 研究の背景                  | 69        |
| 第2節 研究の方法                  | 75        |
| 第3節 調査結果                   | 82        |
| 第4節 考察と限界                  | 88        |
| 第5節 まとめ                    | 90        |
| <b>第5章 結論</b>              | <b>93</b> |
| 第1節 本論文が明らかにした点            | 93        |
| 第2節 本論文の新規性と残された課題         | 94        |
| 第3節 本論文からの示唆と展望            | 96        |
| 参考文献                       | 101       |
| 謝辞                         | 115       |
| 初出一覧                       | 117       |



## 図表目次

|       |                           |    |
|-------|---------------------------|----|
| 図 1-1 | 責任アプローチの位置づけ              | 13 |
| 図 2-1 | 権利保護の程度                   | 30 |
| 図 2-2 | 責任アプローチにおける人権保護           | 35 |
| 図 2-3 | 人道支援機関による支配勢力への関わり方       | 37 |
| 図 3-1 | 従属変数の処理手順（1）と（2）          | 55 |
| 図 3-2 | 従属変数の処理手順（3）              | 55 |
| 図 3-3 | 従属変数の処理手順（4）              | 56 |
| 図 3-4 | （分析Ⅰ）有意な独立変数の訪問可能性に対する寄与度 | 62 |
| 図 3-5 | （分析Ⅱ）有意な独立変数の訪問可能性に対する寄与度 | 64 |
| 図 4-1 | 「実態としての責任アプローチ」の分析枠組み     | 79 |
|       |                           |    |
| 表 3-1 | 作業仮設の一覧                   | 50 |
| 表 3-2 | 地域別訪問国数と件数                | 54 |
| 表 3-3 | 欠損値処理による事例数の変化（分析Ⅰ）       | 56 |
| 表 3-4 | 欠損値処理による事例数の変化（分析Ⅱ）       | 57 |
| 表 3-5 | モデルと変数の一覧                 | 58 |
| 表 3-6 | 分析Ⅰの結果                    | 60 |
| 表 3-7 | 分析Ⅰの結果のまとめ                | 61 |
| 表 3-8 | 分析Ⅱの結果                    | 63 |
| 表 4-1 | 聞き取り対象者の一覧                | 80 |
| 表 4-2 | 聞き取り対象機関の内訳               | 81 |

## 略語一覧

|       |  |
|-------|--|
| IASC  | 機関間常設委員会 (Inter-Agency Standing Committee)   |
| ICISS | 介入と国家主権に関する国際委員会<br>(International Commission on Intervention and State Sovereignty) |
| ICRC  | 国際赤十字委員会 (International Committee of the Red Cross)                                  |
| MSF   | 国境なき医師団 (Médecins sans Frontières)   |
| OCHA  | 国連人道問題調整事務所<br>(Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)                 |
| SAI   | 社会的説明責任向上のための取り組み<br>(Social Accountability Initiative)                              |
| HTS   | タハリール・アル・シャーム機構 (Hay'at Tahrir al-Sham)  |

## 第1章 はじめに

本論文は、人道支援機関が人道支援と人権保護を両立する方策を「責任アプローチ」という新たな概念として整理し、その実施可能性を実証的に考察することによって、人道支援の実務と学術的議論に対して貢献を果たすものである。

支配勢力<sup>1</sup>が住民に対して、人権基準に則さない抑圧的な支配を行う場合、その地域で活動する人道支援機関は、どのような対応を取るべきであろうか。例えば米国侵攻前のアフガニスタンでは、タリバン政権が女兒教育を禁止した。この措置に反発した一部の人道支援機関はその抗議のために活動を停止したが、一方で活動を継続した人道支援機関もあった。この事例が提起したように、喫緊の生命救助を目的に人道支援機関は人道支援を継続すべきか、人権を保護するために活動停止を覚悟で支配勢力の批判に徹すべきか、という命題が二者択一の構図で議論されてきた。

近年になって、その二者択一性を過度に強調しない視点として、住民の人権を保護する支配勢力の責任を重視する議論が注目されている。この支配勢力の責任を重視する立場は、人道支援の継続を通じて支配勢力との連携を維持し、その責任履行を奨励するという協調的な目的を掲げる。ただしこの協調的な姿勢の意義が、従来議論では、実務的な解決策としての位置づけにとどまっている限りで、必ずしも十分に評価されていない。従来の考え方のように人道支援機関が人権保護の主体となるのではなく、支配勢力が住民の人権を保護する責任を持ち、人道支援機関はそのサポートであるという発想は、人道支援における人権保護の力点を変える。この発想は、単に人道支援の継続と両立可能な程度に、人権保護の要求を妥協的に低めたわけではない。人権保護における力点の変化を明確にするために、このような住民の人権を保護する支配とどまままの責任を第一に考える立場を、本論文は「責任アプローチ」と定式化する。

言い換えれば責任アプローチは、人道支援の継続による生命救助を維持しながら、支配勢力に協調的に働きかけ、人権保護に漸進的に取り組むものである。人権の理想と人道支援の現実の両立を図る責任アプローチは、その限界と具体的な実施可能性が精緻に検証されて然るべきである。ただし責任アプローチと呼べる支配勢力の責任を重視する考え方は、いまだ人道支援の研究者から、限られた文献で散発的に指摘されるにとどまっている。その理論的裏づけや、実施可能性を明らかにする取り組みは、十分に蓄積されているとは言えない。責任アプローチの概念を理論的に整理し、その実施可能性を検証することは、人道支援と人権保護の両立を図る具体的な方策を提示する点で、人道支援の実務と人道研究

---

<sup>1</sup>複数の国によって国家承認を受けた主権国家を代表する正統政府のみならず、特定の領域と人民を実効支配する反政府勢力を含む。反政府勢力と政府を同列に論ずることには、特に国際法的な観点から慎重な姿勢が必要であるが、本論文は人道支援機関と支配勢力との関係性を主眼に置いたため、支配主体の法的性質を問わずに物理的な実効支配の事実を以て、支配勢力と呼び、また人道支援機関の交渉相手として問題なく設定する。なおこの設定の妥当性は、第2章でより詳細に議論する。政府と反政府勢力を一般的に議論するため、本論文は実効支配勢力の支配下にある人民を、政府支配下という含意を持つ「市民」ではなく、「住民」と呼ぶ。

に対して貢献するものである。また、他国の人権保護の漸進的な改善の一方途を示すという点で、国際関係論研究にも貢献することになる。

そこで本論文は、人道支援と人権保護の両立を図る責任アプローチの概念整理と実施可能性の検証のため、各章において以下の三つの問いに取り組んだ。

1. 責任アプローチの概念は、内政不介入規範との関係でどのように位置づけることが可能か（第2章）
2. 人道支援機関による責任アプローチの働きかけが成功するための条件は何か（第3章）
3. 既存の人道支援活動の中に、責任アプローチに通じる特徴を見出すことはできるか（第4章）

第一の問いは、文献研究によって考察した。責任アプローチに対しては、人道支援機関自ら住民の権利保護を図る力があるならその実現のために介入すればよいという介入主義の考え方に対して、十分に反論できていない。住民の人権を保護する責任が支配勢力にはあるという、責任アプローチの基盤の考え方を擁護するためには、責任アプローチによる人権保護の理論的根拠を内政不介入規範と関連付けて整理する必要がある。そこで第2章では、住民の人権保護への関心を内政不介入規範と両立させる可能性について、国際関係論と人道研究の系譜から従来の思想をレビューした。その示唆から責任アプローチの理論的根拠を、実施する状況、権利の内容、権利保護の程度、保護のための方法という観点から整理した。

第二の問いは、国際赤十字委員会（ICRC）の事例に対する統計分析を通じて検証した。人権抑圧の改善に同様に協調的に働きかけても、応じる支配勢力もいれば、応じない支配勢力もいる。またある支配勢力には、人道支援機関による外交機会の設定やキャパシティ・ビルディングなどの、特定の戦略が機能する場合もある。こうした違いは個別具体的な状況に依存するが、いかなる条件下でいかなる働きかけが成功する可能性が高いかは、一般的な傾向として知ることができるはずである。しかし従来、そうした責任アプローチの成功条件の分析が実施されていない。そこで第3章では、責任アプローチの成功条件を検討するために、責任アプローチの一具体例と見なしうる ICRC の被拘禁者訪問の成功要因を、支配勢力の特徴と人道支援機関の戦略という二つの側面からロジット回帰分析で検討した。

第三の問いは、シリア北西部で活動する人道支援機関職員に対する聞き取り調査によって検討した。多くの人道支援機関は、責任アプローチのような支配勢力への働きかけを目的に支援活動を実施してはいない。しかしながら人道支援機関側にその意識なくとも、支援活動が結果として人権保護の作用を果たすことがある。つまり、一般的な支援活動の中にも、責任アプローチに特徴的な作用を果たす「実態としての責任アプローチ」と呼ぶべき事象が存在する。こうした一般的な人道支援活動に見る責任アプローチの作用について実態を明らかにするため、本研究は、シリア北西部で活動する人道支援機関に聞き取り調

査を行った。第4章では、その聞き取り調査の結果と考察を述べ、一般的な支援活動に見る人権保護の作用の実態を明らかにした。

## 第1節 研究の背景

### 第1項 人道支援システムの沿革

本論文が取り上げる人道支援、すなわち国境を越えた救援活動の萌芽は、19世紀のアメリカ南北戦争やクリミア戦争での、傷病兵に対する医療活動に求められることが多い。その時期あたりから、武力紛争における救援活動が、段々と人道主義に根拠づけられ、逆に人道主義は救援活動の根拠としての側面を強めた (Calhoun, 2008, p.80)。その背景には、ヨーロッパの国家間戦争における被害の高まりと、未整備な軍医制度を理由に適切な治療を受けず放置された傷病兵の存在があった (上野, 2012, pp.92-93)。フローレンス・ナイチンゲールによる傷病兵の医療活動が、人道主義と結びついた救援活動の嚆矢として有名である (Eberwein and Reinalda, 2016, p.29)。ただしナイチンゲールの活動は、軍医制度の意義を国際社会に認識させた一方で、超国家的な救援活動の必要性を認識するまでには至らなかった。現代的な人道支援、すなわち超国家的な救援活動の原型は、1863年に創設された赤十字国際委員会 (ICRC) の活動に認められる。ICRC、また ICRC の理念を汲んで設立された各国赤十字・赤新月社、その連合体である国際赤十字連盟が、1864年ジュネーブ条約の設立を嚆矢とした人道規範の制定や、戦場での医療活動において、中心的な役割を担うようになる。

19世紀までは、この人道支援の対象は戦闘員に限定されていた。20世紀に入り、国家間戦争が次第に総力戦の様相を帯びてくると、文民の被害も深刻な問題と認識された。ただし ICRC には、文民に対する救援活動を実施するための法的根拠が存在せず、積極的に救援活動を展開することができなかった (上野, 2012, p.137)。その ICRC に代わって、文民に対する救援活動を担ったのが、市民社会的な動きとして勃興した NGO であった。1919年に Save the Children、1942年に Oxfam、1945年に CARE が設立された。現代でも存在感を持つこれらの人道 NGO は、人道支援が ICRC を超えて、市民社会的に展開する役割を担った (Eberwein and Reinalda, 2016, p.33)。

第二次世界大戦が終結してから、本格的に人道支援の国際システムが確立された。第一に、文民に対する救援活動の制度が整備された。ジュネーブ第四条約 (1949年) とジュネーブ条約第一追加議定書 (1977年) が、国家間戦争における文民への救済活動を規定した。またジュネーブ条約共通第三条 (1949年) とジュネーブ条約第二追加議定書 (1977年) は、国際的性質を有しない武力紛争においても、文民に対する救援活動を制度化した。特に第二次世界大戦終了後からは、国家間戦争よりも国内の武力紛争が頻発していることから、この改正は画期的であった。第二に、現在の人道支援において重要な役割を果たしている国際機関、すなわち国連食糧農業計画 (WFP)、国際連合国際児童緊急基金 (UNICEF、1953年に国際連合児童基金に改組)、世界保健機構 (WHO) などが、続々と設立された。また第三には、難民に対する支援制度も整備された。1951年には「難民の地位に関する条

約」が、1967年には「難民の地位に関する議定書」が採択され、1951年に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が設立された。

このような近代的人道支援の代表的な主体や法制度は、本論文の執筆当時においても基本的には変化していない。もちろん人道支援機関の数やその種類は、増加してきた。また「ソフィア基準」や「人道支援の必須基準」などのように、ジュネーブ条約以外の人道規範、特に支援機関の行動規範の発展は無視することができない。ただし人道支援と言った場合に主要な役割を担うのが国連機関と NGO である点、彼らの参照する行動規範の第一がジュネーブ諸条約と ICRC の活動原則に依拠した人道原則（人間性、公平性、独立性、中立性）である点に変わりはない。

しかしながら、特に冷戦終結以降、人道支援システムは大きな変革への選択を迫られることになる。人びとの苦痛を生み出す根本的な原因までを解決しないと、人道支援として完結しないのではないかという疑問が、人道主義全体に投げかけられたのである。このように一般的に、人道支援の目的を被災者の苦痛緩和と生命救助だけではなく、苦痛の根本原因の解決も含まれると考える立場は、「新人道主義」と呼ばれた。なお、「苦痛の根本原因」には、武力紛争や貧困などの複数の現象が含まれる（五十嵐, 2016, pp.19-20）。本論文では人道支援の目的において、人権侵害の解決および人権保護を設定する立場に限って、新人道主義と呼ぶ。この新人道主義が勃興した背景には、国連を中心とした国際社会のアジェンダにおいて、冷戦終結以降に人権保護の存在感が高まった事情が指摘できる。そこで国際的なアジェンダとしての、人権保護の存在感の高まりと、その高まりを受けた人道主義の発展を概観したい。

## 第2項 人権保護に対する国際的な関心の高まり

一般的に、人権を国際社会や国連機関による活動の目的に据える動きが、冷戦終結後に顕在化した。1993年のウィーン宣言では、すべての国連機関の活動の目的が、人権保護である点を高らかに謳った。コフィ・アナン国連事務総長のイすべてアティブで作成された『改革』（Program for Reform）は、国連の活動において人権が主要な目標であることを確認している（Kenny, 2000, p.2）。人権が国連機関の活動目的である点を強調する姿勢は、その後も継続している。潘基文国連事務総長は、国連の活動をすべて人権に基礎づける Human Rights Up Front の考え方を検討する作業部会の形成を主導し、人権保護こそが国連機関の活動の目的である点を強調した（Rhoads, 2019, p.289）。

この動きと連動して人道支援の現場でも、人道支援機関が住民の人権を保護するために、支配勢力と交渉する光景が見られる。一般的にも開発支援や人道支援において、活動の目的を裨益者の権利から論じる権利基底的アプローチの合意は高まっている。人権保護を一概に、人道支援の目的から排除した時代は過ぎ、今では人道支援と人権保護を連続的に見なす立場は、一定の支持を得ている（Hilhorst and Jansen, 2012, p.893）。このように、国連を中心とした国際社会の動きとしても、人道支援機関の動きとしても、人権に注目することは、現代において総論的に合意を見ている。ただし、議論の立場が分かれるのは、活動

現場における人権侵害が深刻であると判断された場合である。

第二次世界大戦後、集団的安全保障および自衛権の発動以外での戦争を禁じた「戦争違法観」が受け入れられ、内政不介入規範と武力行使禁止規範は国際法の原則となった（大沼, 1998, pp.82-83; 藤田, 2003, p.33）。しかし冷戦終結以降、支配勢力自身による市民の虐待や虐殺といった、深刻な人権侵害が国際社会に衝撃を以て受け止められた。そこで、既に確立していた内政不干涉規範および武力行使禁止違反に逸脱しても、人権状況の改善を目的とした武力介入（人道的介入）を、国連やその他の地域機構において実践すべきか否かという論点が、切迫した問題として認識されたのである（小松, 2014, pp.3-4）<sup>2</sup>。

国際的なアジェンダとしての人権保護への関心の高まりは、従来は人権保護を目的と設定していなかった人道支援機関に、その対応への検討を迫った。というのも、人権保護が議題として挙げたのは、武力紛争（湾岸戦争やルワンダ内戦など）や脆弱な統治（ソマリアなど）に伴う人道危機のように、人道支援も同時に展開されている事例だったからである。しかしながら支配勢力が住民に対して、人権基準に則さない抑圧的な支配を行う場合、その地域で活動する人道支援機関はいかなる対応を取るべきか、人道支援の議論では意見の一致を見ず、その状況は基本的に現代まで継続している。本論文がテーマに取り上げるこの議論は、机上の倫理的命題というよりも、現場に駆け付けた人道支援機関が、実際に直面した難題であった。

スリランカ内戦の例が、その難題を典型的に示している。スリランカでは25年に及ぶ政府と反政府勢力（LTTE）の内戦が終結に向かった際、LTTE 支配地域から22万人もの住民が、政府支配地域へと避難した。国内避難民となった彼らを収容するために、スリランカ政府は2009年、Manik Farm と称したキャンプを設営した。このキャンプの表向きの目的は、避難民への住居の提供と LTTE 分子の選別と説明された。しかし、建設当初からそのキャンプがナチスの収容所を彷彿とさせた点、恣意的な抑留が国際法違反である点が、人権団体から批判された（Human Rights Watch, 2009）。また人道支援機関も、キャンプが長期化する事態を恐れ、キャンプの設営への協力や、キャンプ内の支援活動に当初は反対した。しかしながら、スリランカ政府がキャンプに滞在する避難民の8割を、2009年末までに移転させると約束したことを受けて、国境なき医師団（MSF）などの人道支援機関は数か月の緊急プログラムに応じた（ワイズマン, 2012, pp.39-40）。結局のところ一時的な措置とされたキャンプは、その後3年間にわたり維持され、多くの市民が劣悪な環境での生活を余儀なくされた。その間人道支援機関は、キャンプの内部状況に関する批判を差し控えることを条件に活動が許可され、さらに人道支援機関による独立したニーズ調査は許可されなかった（Mackintosh, 2010, p.388）。スリランカ政府の反発を気にしないで国外から批

---

<sup>2</sup>必ずしも武力介入ではないが、この動きに連なる、国際社会の介入的な動きでは、プトロス＝ガリ国連事務総長が、その作成を主導した「平和への課題」が有名である。この提言書は、国連平和維持部隊（PKO）に対して、従来の平和維持を超えた平和創造機能を賦与することを提言している。この考えに基づき、国連平和維持部隊（UNOSOM）がソマリアに展開された。その他の例では、ルワンダやユーゴスラビアで発生した人権侵害を裁く国際法廷が組成され、それが2003年の国際刑事裁判所の創設に連なる。

判した人権団体とは異なり、人道支援機関はキャンプの人権侵害を黙殺し支援活動を継続すべきか、批判することでスリランカ政府から国外退去処分を受けるか、という判断に迫られた。それは抽象的な規範命題ではなく、その人権侵害の現場に関わらざるを得ない者にとっての倫理的な課題であったと言えよう。

このような喫緊の生命救助を目的に人道支援を継続すべきか、人権を保護するために活動停止を覚悟で支配勢力の批判に徹すべきかという問いかけは、特に冷戦終結以降から人道支援機関の間で議論されてきた（代表的な論者として Leader, 2000; Terry, 2002 など）。なお冷戦終結以前であっても、人道支援機関が活動現場で目撃する人権侵害を批判すべきなのか、議論が見られなかったわけではない。また実際に、エチオピア内戦下（1974-1991）における MSF の批判が典型的なように、人道支援機関が人権侵害を批判する事例はあった（Belle and Carens, 2004, p.318）。しかしながら冷戦終結までは、人道支援と人権保護は別次元で分けて議論されることが専らであった（Minear, 2002, p.40）。冷戦終結後に、人権侵害への対応に人道支援機関がより注目するようになった理由は、人道支援機関の増加（Cooley and Ron, 2002, p.10）や人権侵害の様子のテレビ放映（Weiss, 2013, p.50）に加えて、上述のような支配勢力による人権侵害と虐殺が挙げられる<sup>3</sup>。大規模な人権侵害を受けて、人道支援機関の間でも武力介入を含む、人権保護のための介入に積極的な動きが見られるようになった（Stockton, 1998, p.354; Mackintosh, 2010, p.384; Hilhorst and Jansen, 2012, pp.897-898）。

この文脈で展開された人道支援か人権批判かという構図は、人道主義に関する二つの対照的な考え方に代表されたことも重なり、二者択一性が強く意識される形で展開されてきた。その二つの立場とは、古典的人道主義と新人道主義<sup>4</sup>と呼ばれる立場である。その特徴を代表的な論者（Rieff, 2002; Darcy, 2004; Leebaw, 2007; Bridges, 2010; Cubie, 2017 など）の指摘を参考に整理する。

### 古典的人道主義

この立場は、人道支援の目的を苦痛の緩和・生命救助に設定し、人権保護を考慮しない。また人道支援の内容を、生命活動を継続するうえで最低限の救援物資の提供（救援活動）と、危害が及ばない安全な場所への避難（身体的保護）に制限する。また政治的なアクター（支配勢力や諸外国政府）との関わりは、なるべく避けるべきであるとする。

<sup>3</sup> 大規模な人権侵害では、支配勢力による虐殺と、虐殺には満たない人権侵害が連続的に語られるのが、一般的である。ただし人道支援か人権保護かという議論と、人道支援か虐殺停止かという議論とを区別する。後者は、人道支援を実施しても明日には殺害されてしまうという事態で、「栄養の行き届いた死者」（well-fed dead）という表現に象徴される（Barnett and Weiss, 2008, pp.1-3）。この点は、第2章第3節で、より詳しく説明する。

<sup>4</sup> 冷戦終結後に変化した人道主義の立場について、被災者の苦痛の根本的な解決を目指す点を強調するために、「錬金術的人道主義」（Barnett, 2011, p.10; 五十嵐, 2016, pp.16-17）という呼称もある。ただし本論文では、人道主義を「保護する責任論」と並列的に論じるにあたって都合が良い、時代的な呼称を用いている。



ただし政治的なアクター、特に本研究との関連で言えば既存の支配勢力との関わりを避ける方法は、二通りに分けることができる。一つ目の方法は、支配勢力に何ら申し入れを行わない。その指示に従い、たとえ人道支援に対する干渉があっても、その干渉を甘受する。二つ目の方法は、支配勢力からの干渉の影響をなるべく避けるよう工夫し、時には支配勢力にも交渉する。時に「人道的空間の確保」と呼ばれる支配勢力との交渉は、ただし人道支援が中立・公平・独立に実施されることを目指すのみで、それ以上の支配に対する要求は含まない。

### 新人道主義

この立場は、人道支援の目的を人権保護に設定する。また人権抑圧的な支配勢力の正統性を承認しない。そのために人道支援の内容は、救援活動と身体的保護だけでなく、人権状況の是正を支配勢力に求めるための公的な批判や、人権侵害を抗議するための意図的な活動停止、人権保護のための行政的・司法的制度の整備やそのためのキャパシティ・ビルディングまでに拡大する。さらには、人権を侵害する支配勢力の打倒や処罰のための武力介入に、積極的に協力する活動も含まれる場合もある。政治的なアクターとの関わりは避けられないばかりか、むしろ望ましいと考える。

武力介入とは、事実上多国籍軍によって実施される場合を指している<sup>5</sup>。新人道主義において人道支援機関は、人権抑圧的な支配勢力を打倒するための軍事機構や反政府勢力の指揮系統化に入る。言い換えれば人権保護の主体として、既存の支配勢力ではなく人道支援機関、また国際機構・地域機構の外部勢力が推定された点は留意されるべきである。

これらの説明は、ただし厳密な定義ではない。大まかに言えば新人道主義は、従来の人道支援があまり強調してこなかった点を、明示的に打ち出したと言える。ただし人道支援が実施する生命救助は、当然ながら人権保護に含意される。その概念的包摂の過程で、人道支援における人権保護とは何か、という厳密な概念的議論が展開されて然るべきだった。しかし現在に至るまで、元々関心の異なる人道支援と人権保護を、概念的に明確に整理した議論はない。そこで以下に述べる古典的人道主義と新人道主義の論争も、既存の概念とその演繹に立脚した精緻な議論というよりも、古典的人道主義者は人権保護のための人道支援の停止、新人道主義者は人道支援の無批判的な継続による人権状況の悪化がもたらし得る弊害を、必ずしも実証的根拠を持たずに提示してきた感がある。

しかしながら、二つの立場が交わす論争が、人道主義の理論的發展を牽引してきた点も事実である。本研究はその意義を認めたくえて、その議論の不足点として、二者択一性へ

---

<sup>5</sup> 国際法上で正統な武力介入は、国連憲章第39条において国連安全保障理事会が「平和に対する脅威」を認定し、第42条において実施される軍事的措置である。さらに第43条の特別協定に基づいて、国連加盟国によって提供された各国軍隊を安保理が指揮する軍事的措置が、国連が設立当初に想定した国際秩序の安全維持装置である。ただしこの「国連軍」は、朝鮮戦争で配備されたにとどまる。それ以降は安全保障理事会が、第42条の軍事的措置をその他の国際・地域機構（北大西洋条約機構（NATO）など）に「外注」してきた（最上, 2001, p.57）。

の過度な注目を指摘する。さらにその克服する視点として、支配勢力による住民の人権を保護する責任アプローチを提示する。

### 第3項 人道主義の論争

新人道主義は、古典的人道主義に対して、主に二点の批判を提起したと整理できる。第一の批判は、人権侵害の黙認と悪化である (Banki, 2009, pp.55-56)。人権侵害を目撃した人道支援機関が、それでもなお抑圧的な支配勢力の領域に留まることは、その人権侵害が国際的に看過可能であり、または侵害の程度が緩和したという、支配勢力を正統化する誤ったメッセージになる点が危惧された (Nascimento, 2004, p.63; Adami, 2019, p.407)。また支配勢力による人権侵害的な政策が、人道支援機関の提供する資金や事業自体によって、事実上幹旋・促進されているという批判も提起された (Darcy, 2004, p.15; Gordon and Donini, 2016, p.91)。この批判に関連して、人権侵害の前では、従来人道支援を実施するうえで原則とされてきた中立性を維持することは、不可能でありまた不適當である点が批判された (Minear, 1999, p.69; Leader, 2000, pp.20-21)。中立性原則は、対立する紛争当事者の双方の支配領域下での人道支援を許可してもらうため、実務的に要請された原則である (Wortel, 2009, pp.788-789)。しかし中立性原則はあくまで対立への沈黙であり、人びとの苦痛への沈黙ではないと主張された (Gordon and Donini, 2016, p.94)

第二の批判は、社会契約の弱体化である。支配勢力が当然負うべき住民の福祉を保障する機能を人道支援機関に担わせることによって、支配勢力がその機能を担う義務を放棄し、必要な行政機構の整備を怠るという懸念が指摘される (テリー, 2006, pp.186-187; Harvey, 2009, p.S157; Wallace, 2011, p.2)。同時に、住民の福祉を実際には保障していなくても、人道支援機関の活動の功績を主張することで、不適當な支配勢力が正統性を国際社会に対して主張する根拠を提供してしまう点が指摘される (De Waal, 1994, p.5)。

その一方で古典的人道主義は、新人道主義に対して、主に三点の批判を提起したと整理できる。第一の批判は、生命の権利の相対化である。新人道主義では、古典的人道主義が重視する生命の権利ではなく、より実現が困難な民主化や市民的自由に比重が置かれる (Tomasevski, 1994, p.76; Nascimento, 2004, p.43)。支配勢力がそれら権利を保護するよう圧力をかけるために、人道支援機関は活動を撤退する場合がある。このように人権状況の改善を人道支援の条件に据える「人権コンディショナリティ」に対しては、具体的な利益に帰結しない抽象的な価値のために、生命の権利を犠牲にする点が批判される (Adami, 2019, p.417)。また新人道主義の一部が容認する武力介入の帰結は、人道主義の目的とは相容れない点も批判される (Rieff, 2002, p.120) <sup>6</sup>

第二の批判は、公平性の喪失である。すなわち人道支援機関の活動が、ドナーとなる政府の思惑に制約されてしまう点が、人道支援の理念に反することが批判される (Poffley, 2012, p.118)。新人道主義が人権保護を理由として、人道支援活動を停止することは、犠牲

<sup>6</sup> また住民にとっては、抑圧的な政府よりも無政府状態の方が、被害が大きいという意見もある (Cotterrell, 2005, p.10)。

者の線引き (undeserving victim) に繋がるという (Fox, 2001, pp.277-282)。例え住民自体が人権侵害を引き起こしていなくても、人権侵害を行う支配勢力の下に居住するという、時に本人らに帰責されない事由によって、被災者は更なる苦境に立たされる (Nascimento, 2004, p.43)。また人道主義がリベラル国際主義 (非民主的・人権抑圧的な支配勢力に対して国際的な介入を是認する立場) と連携することで、国際社会が敵だと見なす勢力の支配下にある者は、救済されるべきではない悪い被災者 (bad victim) と認識される点が懸念される (Labbé and Daudin, 2016, p.191)。実際ボスニア戦争では、多国籍軍の支持を受けて、ICRC 以外の人道支援機関は、セルビア政府支配下での活動を見送った (Fox, 2001, p.278)。

第三の批判は、内政介入である。五十嵐 (2016) は、人権侵害を容認しない人道主義が、市民の人権を保護する能力を持たない国家の正統性を留保し、国際社会による暫定統治の正当化と被介入国の政治的エージェンシーの剥奪に繋がった点を指摘する (五十嵐, 2016, p.240)。また別の論者も、人権が人道と同様に普遍的な価値としての地位を占めることで、人道支援機関が現地の政治機構に対して、権力的に追従させる状態を作り出してしまう点を懸念している (Barnett, 2011, pp.11-12; Harvey, 2013, p.157; O'Sullivan, 2021, p.263) <sup>7</sup>。

#### 第4項 人道支援と人権保護の二者択一性

新人道主義は、古典的人道主義が、人道支援の継続だけに注力し、人道支援が必要となる事態を放置し悪化させる点を問題視する。その一方で古典的人道主義は、新人道主義が、人道支援を軽視している点を問題視する。言い換えれば、古典的人道主義と新人道主義の論争は、人道支援と人権保護の二者択一性を前提に展開してきたと言えよう。

人道支援と人権保護の二者択一性は、しばしば実務において両立困難である点が指摘されてきた (Minear, 2002, pp.49-50; Gordon and Donini, 2016, p. 95; Adami, 2019, p.405)。特に支配者による深刻な人権侵害が発生している場合に、支援対象地域からの追放を覚悟して支配勢力を公的に非難するべきか、事業継続のために人権侵害を黙殺するべきか、人道支援の実務ではジレンマとして長らく理解されてきた (Nascimento, 2004, p.63; Leebaw, 2007; Gordon and Donini, 2016, p.95)。そしてこの二者択一性は、人道支援の継続によって裨益者にもたらされる利益と、抑圧的な支配を長期化させる道徳的不利益の衡量計算によって、実務的に解消しようという考えが主流である (Cotterrell, 2005, pp.7-11; Bridges, 2010, p.1257; Rubenstein, 2015, p.104)。

実務的関心に従って書かれた事例報告や学術的指摘が、人道支援と人権保護の二者択一性を強調してきたことは、その背景からすれば納得がいく。ルワンダやスリランカのように、虐殺には至らないまでも深刻な人権侵害に対して、人道支援を実施するために支援機関が黙殺しなければならなかった事態が、人道支援機関の間にもたらした衝撃は大きかつ

<sup>7</sup> 人権状況の改善を支援の条件に設定する「人権コンディショナリティ」には、内政介入の観点から、開発支援研究からも批判は提起される。大国による人権の改善への働きかけが、普遍的ではなく選択的である事実に鑑みて、人権改善の働きかけが国際政治上の支配戦略になる危険性が懸念される (Lebovic and Voeten, 2009, p.82)。

た。それら事例で鮮明に意識された二者択一性は、人道支援機関にとって早急に理論化を図るべき、喫緊の課題であった。この先鋭的な論点を念頭に置かれた議論において、両者を統一的に考えようとする見解は見過ごされた点も合点がいく。

ただし問題は、その極端な事例や二者択一性が、現在にいたるまで過度に強調されてしまった点である。すべての事例において、人道支援と人権保護が両立可能であるわけではないのと同様に、すべての事例において人道支援と人権保護が両立不可能とも言えない。特に導入部で述べた通り、一般的には、人道支援の過程で人道支援機関が人権保護に取り組む点はむしろ積極的に探索されている。いかなる状況下で、人道支援と人権保護が両立可能かを探索することは、人道支援機関職員に突き付けられた、人道支援か人権保護かの倫理的命題の緊迫性を過小評価するわけではない。むしろその緊迫性を維持するうえでも、大規模な人権侵害が発生する場合と、人権保護が追求可能な事態を相対化し、後者における対応を分析していくことが求められる。

人道支援と人権保護の二者択一以外の可能性を指摘した従来論者は、二つの活動が補完的である点を強調した。ただしこれらの議論は、支援機関が支配勢力と住民との関係に関与することへの意識は、薄かったと言わざるを得ない。Nicholas Leeder (1998) は、人権保護の戦略において公的批判だけが選択肢ではないと考えた。支配勢力との関係を維持したまま、人権を保護する戦略として、支配勢力との原則 (ground-rules) の合意や、情報拡散、地域レベルでの人権アドボカシーなどを提示した (Leeder, 1998, p.300)。また Daniela Nascimento (2004) は人道支援と人権保護を分離して考えることは危険であり、再考されるべきだと考えた。人道支援の至上性 (imperative) が結果的に人道的活動全体の価値を貶める可能性から、両者を補完的で相互作用的に捉えるべきであると述べる (Nascimento, 2004, p.65)。その他の論者も、人道支援と人権保護の関係は、単純な二元論で語れないほどに複雑であり、また検証が進んでいない点を指摘する (O'Callaghan and Pantuliano, 2007, p.37) <sup>8</sup>。

これらの言説は、人道支援機関の機能において、人道支援と人権保護が必ずしも二者択一ではない点を指摘している点で、本研究の問題意識と軌を同じくしている。しかしそれらの言説は、住民の人権を保護する主体は、人道支援機関である。言い換えれば、人道支援機関は、既存の支配勢力の正統性を承認しない対立的な姿勢は前提となっている。その

---

<sup>8</sup> 人道支援と人権保護を分離させず統一的に見ようとする見解には、保護概念の曖昧化と、それが故の無意味化の懸念がある。人道支援が、支配勢力による暴力の帰結を緩和するという意味で、保護と呼ばれる向きがある (Pantuliano and Svoboda, 2016, p.375)。このような事態を念頭に、様々な活動を保護という視点で評価する試みが、実践的な帰結の変化を生みださない場合、保護概念をいたずらに拡大させ、その意義を消滅させるような誤解を招く (Claire, 2019, p.54)。また人道支援と同列に論じられることで、保護活動が提供可能なサービスであるかのような誤解を招く点への懸念もある (Pantuliano and Svoboda, 2016, p.376)。ただしこれらの懸念は、人道支援に人権保護の側面を見出すこと自体を、批判しているわけではない点に留意すべきである。批判されるべきは、何ら機能的変化を見出さないままの人道支援を、政策的な意図で人権保護活動と呼称する点である。

ために、これらの指摘は新人道主義の射程を出ておらず、実務的な解決策としての位置づけに留まっている。

#### 第5項 責任アプローチ

近年になって、二者択一性を過度に強調しない視点の一つとして、住民の人権を保護する支配勢力の責任が注目されている（Klein-Kelly, 2018; Claire, 2019 など）。従来の人権保護を重視した立場は、人権抑圧的な支配勢力との連携を拒否し、その支配の正統性を承認してはいなかった。この立場とは異なった、既存の支配勢力が人権を保護する責任を負う主体である点が注目されてきたのである。人道支援機関の役割は、既存の支配勢力が人権を保護する役割において二次的であり、支援機関の活動によって支配勢力の責任を弱体化させてはならない。すなわち、人道支援機関による人権保護とは、人道支援の継続による生命救助を維持しながら、支配勢力にその責任履行である人権保護を協調的に働きかけることで、人権保護に漸進的に取り組むことである（Young et al., 2004, pp.155-156）。支配勢力がその働きかけに従わない場合、人道支援機関が支配勢力の責任履行を一時的に代替することがあっても、支配勢力の責任履行をサポートすることが原則となる（Cauchi et al., 2012, pp.31-32）。

このように人道支援機関が、支配勢力に人権保護を働きかける姿勢が、今まで見られなかったわけではない。例えば、米国侵攻前のタリバン政権と交渉した国連アフガン人道問題特使の対応が挙げられる。タリバン政権による女子教育の禁止に反対して、NGO系の人道支援機関の多くが、人道支援を停止しアフガニスタンから撤退した（Donini, 2003, pp.42-43）。その一方で国連特使は、タリバン政権との交渉継続に努めた。国連特使は、タリバン政権からの厳しい反応を避けるために、対立的ではなくむしろ建設的な態度で働きかけるべきである点、そして女子教育と社会における女性の役割に対する建設的な実験を許可し、それに参画するようタリバン政権に圧力をかけ続けるべきだと述べている（UNDHA, 1997）。

国連特使の取った姿勢が特徴的なのは、国際世論において人権侵害的と断定された支配勢力に対して、その正統性を前提にした協調的と呼べる態度で、関係を継続した点である。どの支配勢力が人権抑圧的と批判されるかは恣意的な判断に依拠する部分もあるが、一旦人権侵害的だというレッテルを貼られた支配勢力と、公式の関係を継続することは、その支配勢力の正統性を承認する行為と見なされる。そのために支配勢力だけではなく、人道支援機関までもが、人権機関から批判される場合がある<sup>9</sup>。その批判を受けてもなお、人道支援を継続しながら、支配勢力に人権保護の働きかけを継続した点、さらにその保護を支配勢力の主導で促した点が特筆される。

このように人道支援を継続しながら、人権保護を支配勢力に働きかける実務的対応や、

---

<sup>9</sup> 近年の例で言えば、2021年にクーデターで政権を奪取したミャンマーの軍事勢力と、人道支援を実施するために公式の取り決めを人道支援機関が結んだ点が、人権団体から批判されている（Justice for Myanmar, 2023）。

学術的な指摘は、散発的に見られてきた。しかしそれらの指摘は、人権保護の主体が人道支援機関ではなく、支配勢力に移転した点を十分に明らかにしてはいない。単に人道支援の継続と両立可能な程度に、人権保護の要求を妥協的に低めたわけではない、この力点の変化を明確にするために、このような住民の人権を保護する支配勢力の責任を第一に考える立場を、本論文は責任アプローチと定式化する。

古典的人道主義と新人道主義に対する責任アプローチの位置づけを、図式化して整理したのが図1-1である。古典的人道主義と新人道主義の大きな違いは、その目的に人権保護を目的に設定するか否かにあると、先に述べた。この分類は、責任アプローチの問題関心に照らすと、更にもう次元加えて分類することができる。すなわち、既存の支配勢力の正統性を承認するか否かという次元である。なお正統性の承認有無は、人道支援の実務上、既存の支配勢力と取り決めを結び、その指示に従って活動するか否かに置き換えることができる。というのも上述のとおり、人道支援機関が積極的に支配勢力の正統性を支持する表明をしていなくても、支配勢力と取り決めをしたことをもって、一般的にはその正統性を承認したとみられる<sup>10</sup>。またその正統性を認めない人道支援機関が、支配勢力と取り決めをせず、無断で活動することは事実上不可能ではない<sup>11</sup>。ここから、必ずしも人道支援機関の意図とは異なる場合があっても、支配勢力の正統性の承認有無を支配勢力との取り決めの有無で置き換えて整理する。

古典的人道主義は、人道支援の目的に人権保護に設定しない。また支配勢力の正統性を、消極的にも承認し、その指揮系統化の中で、人道支援を実施する。典型的な事例は、既に述べたスリランカ収容キャンプや、ルワンダ難民キャンプで活動した人道支援機関の立場に表れる。ルワンダ難民キャンプは、ルワンダ内戦（1990-1994）や市民の大虐殺の後に、ルワンダ旧政府勢力と、その勢力への同行を余儀なくされたり、新政府勢力の攻撃を恐れてルワンダを逃れた市民のために設立された。その難民キャンプで旧政府勢力は、難民となった市民の移動の自由を制限し、超法規的な監禁や殺害、また救援物資の搾取を行った（Terry, 2002, pp.175-177）。人道支援の継続を目的に、この人権抑圧を批判しなかった人道支援機関の立場が、古典的人道主義と呼ぶことができる。

---

<sup>10</sup> なおジュネーブ条約は、支配勢力との取り決めが、その勢力の国際的地位に何ら変更を加えるものではないことを確認している（ジュネーブ条約共通第3条）。

<sup>11</sup> 主権国家の合意で成立している性質上、国際機関は政府に無断で活動することは、国際法の原理上ほとんど不可能である。そのために、この基準に照らせば、国際機関は常に政府の正統性を承認することになるが、それは国際機関の性質上むしろ当然である。ほとんどというのは、ビアフラ紛争のように国際機関が、政府の指示を無視した例がないわけではない（Slim and Gillard, 2013, p.6）。またシリアの事例のように、国連安保理の決議があれば、政府の指示に従わずに活動することが可能である。

|                 |    | 人権保護を目的に   |   |
|-----------------|----|--|---|
|                 |    | 設定しない  | 設定する  |
| 人権抑圧的な支配勢力の正統性を | 承認 | <b>古典的人道主義</b><br>ルワンダ難民キャンプで<br>人権侵害に対して批判せずに<br>活動を継続したNGO   | <b>責任アプローチ</b><br>女兒教育を禁止したタリバン<br>に人道支援を継続しつつ、<br>人権の改善を交渉したOCHA     |
|                 | 否定 | <b>クロスボーダー</b><br>エチオピア政府の指示に反し<br>無断で国境外から救援活動を<br>実施した人道支援機関 | <b>新人道主義</b><br>アルバニア系の住民の人権<br>侵害に対して、空爆を実施<br>したNATOの指揮下に入った<br>NGO |

図1-1 責任アプローチの位置づけ

新人道主義は、人道支援の目的に人権保護を設定する。また人権抑圧的な支配勢力の正統性を否定する。すなわち支配勢力の指揮系統の外で人道支援や人権保護活動を実施しようと試みる。その活動の一環には、人権抑圧を理由にした活動地からの撤退が含まれる。上述のルワンダ難民キャンプにおいて、活動を停止し撤退した人道支援機関の立場が含まれよう。より過激な立場は、新たな統治機構を設立するために、人権抑圧的な支配勢力の打倒を目的とした武力介入を支持する（Hoffman and Weiss, 2006, p.86）。典型的な事例は、北大西洋条約機構（NATO）によるコソボ空爆（1999）に際して、NATOと連携した人道支援機関の立場に表れる。NATOは空爆によって、ミロシェビッチ・ユーゴスラビア政府と事実上の交戦主体となった。それにも関わらず、ICRCやMSFなどの一部を除き、多くの人道支援機関がNATOと連携した。この連携には、NATOと人道支援機関の両側に戦略的な側面が指摘される<sup>12</sup>。その一方で人権保護の観点から、多くの人道支援機関がミロシェビッチ政権を打倒するために、NATOによる空爆を支持した（Barnett and Snyder, 2008, pp.160-161）。

本論文の射程を超えるが、クロスボーダーは人権保護を目的にしない点では、古典的人道主義と同じである。ただし既存の支配勢力の指示に従わないで、人道支援を実施する点が異なる。クロスボーダーは、政府の指示に従わない場合は違法である点に加えて、その正統性に関わらず支配勢力を無視するために、支配勢力が攻撃する対象となる。事例の数は少ないが、既存の支配勢力が戦略的・政治的な理由から、特定の地域における人道支援活動を許可しない場合に、NGOによって実施されることがある。例えば、エリトリア独立戦争（1961-1991）では、エチオピア政府は、反政府勢力であるエリトリア人民解放戦線を

<sup>12</sup> NATOは人道支援機関をそのイメージ向上戦略に用いた一方で、人道支援機関はNATOの構成諸国がドナーとなっていたため、活動資金を確保する観点からNATOとの連携に前向きだった点が指摘される（Porter, 2000）。

正統化することを避けるために、人道支援機関による反政府勢力支配地域での活動許可要請を拒否した。このエチオピア政府の措置に反抗して、一部の NGO が政府に無許可で、隣国から反政府勢力支配地域に進入し、支援活動を実施した (Hendrie, 1994, pp.130-132)。

責任アプローチは人権保護を、人道支援の目的に加える点で、新人道主義と同じである。ただし既存の支配勢力の正統性を承認し、その指示に従う点で異なる。人権保護の主体として、新人道主義においては人道支援機関含む国外勢力が、責任アプローチは既存の支配勢力が前提となる。すなわち、人道支援の継続を通じて支配勢力との関係を維持しながら、人権を保護するよう支配勢力に働きかける。具体例は、上述のタリバン支配下における OCHA の交渉が想定される。

## 第6項 用語

なお、上述した諸概念以外にも、ここまでいくつかの用語を十分な説明なく用いてきた。ここでは特に、人道支援機関と保護について改めて説明しておく。

## 人道支援機関

人道支援機関を厳密に定義することの困難性は、上述のとおり人道主義や、人道支援活動の定義が多様かつ困難である事情に直結する。通常人道支援機関は、人道支援を実施する機関と考えられるものの、その人道支援をめぐっては定義が定まらないのが現状である (Barnett and Weiss, 2008, pp.10-15)。人道支援の定義に関する論点は、既に述べた古典的・新人道主義の違いだけにとどまらず、人道原則 (人間性、公平性、中立性、独立性) の遵守意識、人間性の核となる人間の尊厳とは何か、意図と帰結のいずれを重視するか、利己的な側面はどの程度まで許されるのか、武力を用いるかなど、多岐に渡る (Barnett and Weiss, 2008, pp.43-44; Sezgin and Dijkzeul, 2016, pp.3-5)<sup>13</sup>。

人道支援機関の定義は、人道支援が人間の尊厳を護るという主観的・相対的に判断せざるを得ない目的を掲げている点で、規範的な問題である。さらに人道的と呼称された組織は、その評判やメディア露出を向上させ、資金獲得を容易にするために、人道支援機関の定義は戦略的な問題でもある (Weiss, 2013, pp.117-118)。このような事情が、人道支援機関を例え分析的にも、中立的な立場から厳密に定義することを、極めて困難にしている。本論文の実証部分に該当する第3章と第4章では、人道支援機関を分析している。第3章で扱う ICRC が人道支援機関であることは、恐らく異論が出ない。ただし厳密に言えば、ICRC の被拘禁者訪問活動を以て、いかなる意味で人道支援機関と呼べるのかと追及され

<sup>13</sup> 慣行として人道支援機関と呼ばれてきた機関と、人道支援に近い機能を現場で担う機関との境界は、不明瞭になっているのが現状である。前者で言えば国際機関 (特に国連機関である OCHA、WFP、UNHCR、UNICEF など)、NGO (代表的な国際人道 NGO は MSF、CARE、Oxfam、Save the Children など)、赤十字運動 (ICRC、国際赤十字連盟) が含まれる。後者で言えば、被災国出身のアクター (各国赤十字・赤新月社や市民社会組織、ローカル NGO)、宗教に基礎を置く支援組織、営利企業、人道支援機関を保護する民間軍事組織などが含まれる (Barnett and Weiss, 2008, pp.13-15; Weiss, 2013, pp.29-54; Sezgin and Dijkzeul, 2016, pp.3-5)。



ると、議論の余地が無いわけでもない。また第4章で扱う人道支援機関は、特定の支配勢力に賛同を示す機関でもあり得るために、個別の機関を人道支援機関と見なしてよいか、見解の一致を期待することはできない。

本論文は、上記の定義問題を確認したうえで、その問題には深入りせず、人道支援機関を機能的に定義するに留める。すなわち人道支援機関を、支配勢力が住民が生存するのに最低限の物資や安全性を提供する意思ないし能力が無い場合に、支配領域外の資源を活用して、住民に物資や安全性を直接提供する活動（人道支援）を行う機関と定義する<sup>14</sup>。この定義は、人権保護の関心を同じくする人権団体のように、国外から人権侵害を批判するだけではなく、実際に人権の価値の実現を支配勢力と協働、または独立して実行できる点を、人道支援機関の特徴として強調するためである（Cotterrell, 2005, pp.2-3）。

## 保護

人道支援機関同様に、「保護」も定義が錯綜している（墓田, 2015, p.149; Sheeran and Kent, 2016, pp.42-43; Claire, 2019, p.47）。頻繁に引用される定義や用法を見ても、統一的に議論されているわけではなことがわかる。人道支援に関する調整を国連機関を中心に超機能的に実施する機関間調整委員会（IASC）は、「保護」を「関連する国際法（人権法、人道法、難民法）の文言と精神に則り、個人の権利の完全な尊重を実現することを目指した活動」と定義する（IASC, 2002, p.11）。その一方で ICRC は、「保護」を（1）侵害の影響の緩和（Responsive）、（2）尊厳を回復するための支援（Remedial）、（3）再び侵害されることがないように社会・文化・制度および法的環境の整備（Environmental Building）に整理している（Caverzasio, 2001, pp.21-24）。また Elizabeth Ferris（2011）は、「保護」の用法を、身体的な危険性から守る活動（身体的保護活動）、被災者の苦痛を和らげる活動（救援活動と身体的保護活動）、被災者の人権実現を目指す活動（人権保護活動）に整理した（Ferris, 2011, pp.278-279）。

このように人道主義の定義の振れ幅と連動して、「保護」の定義も、身体的な危険を重視するのか、人権保護や国際法の実施を重視するのか、救援活動を含むのか、政治的・社会的な環境の構築を含むのかという点で、多様である（O'Callaghan and Pantuliano, 2007, p.5; Bonino, 2014, p.13）。

本論文では、いずれかの「保護」だけに焦点を当てるよりも、それらを便宜的に異なっ

<sup>14</sup> この定義には、人道支援の一般的な定義に見られる「武力紛争や自然災害」という緊急状況に関する限定（例えば上野, 2012, p.25）を、意図的に避けている。これは武力紛争や自然災害が発生していても、支配勢力が自力で住民に物資や安全性を提供できているならば、人道支援は必要なくまた不適當であるとの立場に立脚するためである。また難民や本論文で扱う被拘禁者訪問活動を、人道支援の射程に含めるためには、緊急状況に関する定義を外すか、長期化した緊急状況のように強引な解釈を行わざるを得ない。ただし難民支援も、受入国が自国の予算で問題なく難民に物資と安全性を提供できているならば、本来は必要ないはずである。そのため本論文は、支配勢力の意思と能力のいずれかが不足している状況に焦点を当てる定義を行った。

めの活動を「身体的保護活動」、人権の価値を実現する活動を「人権保護活動」と呼ぶ<sup>15</sup>。序論で述べた責任アプローチ、支配勢力への協調的な働きかけは、この人権保護活動に含まれる。

## 第2節 研究の目的と意義

以上のとおり、人道支援と人権保護の両立を現実的に図ろうとする考え方（責任アプローチ）は、人道支援の実務家・研究者の間で認知度が高まってきている。人権の理想と人道支援の現実の両立を図る現実的な立場である責任アプローチは、その限界と具体的な実施可能性が精緻に検証されて然るべきである。

ただし責任アプローチは、いまだ人道支援の研究者から、限られた文献で散発的に指摘されるにとどまっている。その理論的裏づけや実施可能性を明らかにする取り組みは、十分に蓄積されているとは言えない。責任アプローチを理論的に整理し実施可能性を検証することは、人道支援と人権保護の両立の具体的な方策を提示する点で、人道支援の実務と人道研究に貢献するものである。また、他国の人権保護の漸進的な改善の一方途を示すという点で、国際関係論研究にも貢献することになる。

そこで本論文は、人道支援と人権保護の両立を図るために人道支援機関が取りうる対応を考察し、「責任アプローチ」と本論文が呼ぶ新たな考え方の実施可能性を検証することを目的とした。責任アプローチは、抑圧的な支配下で実施される人道支援と権利保護の関係について、従来の議論で指摘されていた課題を克服しうるものであり、その実施の可否を実証的に明らかにすることは、学術的な貢献のみならず、人道支援実務の観点からも重要である。

## 第3節 研究の問い

本論文は、人道支援と人権保護の両立を図る責任アプローチの概念整理と実施可能性を検証するため、以下の問いに取り組んだ。

1. 責任アプローチの概念は、内政不介入規範との関係でどのように位置づけることが可能か
2. 人道支援機関による責任アプローチの働きかけが成功するための条件は何か
3. 既存の人道支援活動の中に、責任アプローチに通じる特徴を見出すことはできるか

## 第4節 研究の方法

本論文では、上述の三つの問いに対して、それぞれ以下のとおり三つの方法を用いて検討した。

---

<sup>15</sup> 論者によっては「救援活動」と「身体的保護活動」をまとめて、個人の喫緊の生命の危機を和らげる活動という意味での「人道的保護活動」と呼ぶ向きもあるが、本論文では使用しない。

## 1. 文献研究

第一の問いについては、第2章において、文献研究によって考察した。責任アプローチに関する従来の議論は、人道支援機関にその実力があれば人権保護のために介入すればよいという介入主義の考え方に対して十分に反論できていない。そこで本研究では、外国の介入に関する内政不介入規範と住民の人権保護との両立可能性を検討するために、国際関係論と人道研究の系譜から従来の思想をレビューした。特に、生命の権利と内政不介入の両立を目指した二人の理論家 John Vincent と Hugo Slim の議論の検討を通じて、内政不介入規範の観点から責任アプローチによる人権保護の限界を、実施する状況、権利の内容、権利保護の程度、保護のための方法という観点から整理した。

## 2. 統計分析

第二の問いについては、第3章において、国際赤十字委員会（ICRC）の事例を取り上げ、ロジット回帰モデルを用いた統計分析によって検証した。人権抑圧の改善に同様に協調的に働きかけても、応じる支配勢力もいれば、応じない支配勢力もいる。またある支配勢力には、人道支援機関による外交機会の設定やキャパシティ・ビルディングなどの、特定の戦略が機能する場合もある。こうした違いは個別具体的な状況に依存するが、いかなる条件下でいかなる働きかけが成功する可能性が高いかは、一般的な傾向として知ることができずである。そこで本研究では、責任アプローチの一具体例とみなしうる ICRC の被拘禁者訪問を取り上げ、その統計分析を通じて、責任アプローチが受け入れられやすい支配勢力の特徴と、受け入れられるために効果的な人道支援機関による戦略を分析した。

## 3. 聞き取り調査

第三の問いについては、第4章において、シリア北西部で活動する人道支援機関職員に対する聞き取り調査によって検討した。人道支援機関が一般的に実施する支援活動も、結果として支配勢力の責任を奨励する作用を果たすと解釈できる余地がある。つまり、一般的な支援活動の中にも、責任アプローチに特徴的な作用を果たす「実態としての責任アプローチ」と呼びうる事象が存在する。こうした一般的な人道支援活動に見る責任アプローチの作用について実態を明らかにするため、本研究は、シリア北西部で活動する人道支援機関への聞き取り調査を2022年6月から7月にかけて行った。



## 第2章 責任アプローチと内政不介入規範

第1章で確認したとおり責任アプローチは、人道支援における人権保護の議論を理論的にも実務的にも発展させるものとして期待される。責任アプローチは、住民の人権を保護すべき責任主体を既存の支配勢力と見なすことで、人権保護の目的で支配勢力を打倒し、また代替することを目指した従来の人権保護のアプローチ（新人道主義）とは一線を画す。この現実的な姿勢において責任アプローチは、人道支援機関の実務的な対応策として機能することが期待されよう。

しかしながら、責任アプローチに対しては、人道支援機関に実力があるなら人権保護のために介入すればよいという介入主義の考え方からの批判が可能である。また、新人道主義に代表的な、人権是正のための内政介入の懸念も拭えない。こうした批判にこたえるためには、責任アプローチによる人権保護の理論的根拠を内政不介入規範と関連付けて整理する必要がある。

そこで本研究では、住民の人権保護への関心を内政不介入規範と両立させる可能性について、国際関係論と人道研究の系譜から従来の思想をレビューし、その示唆を責任アプローチの観点から整理した。

第1節では、人道支援機関が住民の権利を保護する責任について人道主義の議論とともに文献をレビューし、責任アプローチにつながる理論的背景を確認する。第2節では、国際関係論と人道研究において、人権保護への関心を保ちながらも、無制約な介入を警戒する論陣を張った二人の思想家の議論をレビューする。第3節では、第2節のレビューを参考に、内政不介入と人権保護を両立させる規範として、責任アプローチの理論的根拠と限界を実施する状況、権利の内容、権利保護の程度、保護のための方法という側面から具体的に整理する。

### 第1節 住民の権利を保護する責任

#### 第1項 責任アプローチの根拠

責任アプローチは、支配勢力<sup>16</sup>が住民の権利を保護する一義的な責任を持つという考え方を基盤とする。人道支援機関の行動規範として著名なスフィア基準は、2000年発刊の初版にて、住民の対応能力を超えた場合に支配勢力が住民を支援する主要な役割とその責任を認めている（Sphere Project, 2000, part.1; p.3）。支配勢力が住民の人権を保護する責任の一義的な主体であるという規範から、責任アプローチ、すなわちその責任の履行を奨励するという考え方が、自然と生みだされる。人道支援機関の原則的な役割は、新人道主義が掲げたような支配勢力の打倒や、その住民を保護する機能を代替することで、支配主体の責任を毀損することではない（Gordon and Donini, 2016, pp.108-109）。人道支援機関の役割は

---

<sup>16</sup> 以下の引用に見られるように、基本的には国家の責任が論じられているが、本論文は責任主体として国家ではなく事実上の支配勢力を設定する。そこで支配勢力と言い換えても文脈的に支障ない部分については、支配勢力という用法で統一している。主体に関する議論は、本章第3節で行う。

二次的であり、支配勢力の責任履行の促進に向けられる (assist in fulfilling their primary responsibility) (Sheeran and Kent, 2016, p.50)。この点は、上述のスフィア基準も、人道支援機関の役割を、支配勢力の枠組みで設定する点で確認している (Sphere, 2000, part.1, p.4)。また ICRC も 2000 年代後半から、支配勢力の責任をより強調した活動を実施するようになった点が指摘される (Gentil, 2011, p.1168)。

このように支配勢力の責任から規範的に導かれる責任アプローチでは、支配勢力に対する人道支援機関による協調的な働きかけが、重視される。Paul Harvey (2013) は、支配勢力が抑圧的であっても、人道支援機関が支配勢力の機能を代替することへの懸念を隠さない。人道支援機関は、支配勢力が住民を救援し保護する一義的な責任を尊重するよう、キャパシティ・ビルディングや説得を実施するべきであると主張する (Harvey, 2013, pp.152; 160-161)。Arjun Claire (2019) は、支配勢力は住民の権利の侵害者であると同時に、長期的に見てその保護者でもある点に光を当てる。そして支配勢力と交流するためのプラットフォームの設立等を通じて、人道支援機関が支配勢力の責任履行に働きかける枠組みを模索すべきと主張する (Claire, 2019, p.55)。国内避難民支援の文脈で墓田 (2015) は、諸国家が併存する世界の構造を前提に、例え機能不全に陥っているような国家であっても、国家を国内避難民の保護の主要な担い手と捉え、その国家に保護を促すよう対話を図ることが重要であると述べる (墓田, 2015, p.220)<sup>17</sup>。

## 第2項 支配勢力の責任と保護する責任論

支配勢力の責任という発想は、実は新人道主義を前に提唱されていた。1991 年には、国連が人道支援について言及した初期の総会決議として有名な 46/182 が「各国家が、その領域内で発生する自然災害とその他の緊急事態の被災者に対応する (take care of) 一義的かつ最大の責任を有する。それ故に被災国は、その領域内の人道支援 (humanitarian assistance) の開始、組織、調整、実施に主要な役割を有する」と述べている (A/RES/46/182, 1991, line 4)。

このように冷戦終結時から提唱されていたにもかかわらず、支配勢力の責任履行を奨励しようという発想が、人道支援の実務で具体化されるには時間を要した。実務側の議論でも、人道支援機関が支配勢力の責任履行を促進するという視点が、人道支援の行動規範には欠けていた点が指摘されている (Cotterrell, 2005, p.8; Harvey and Mohamed, 2022, p.11)。その理由として Paul Harvey and Habiba Mohamed (2022) が示唆するのは、古典的人道主義の立場では、支配勢力に責任履行を促進することが、人道原則である中立性や独立性を毀損することになるのではという懸念である (Harvey and Mohamed, 2022, p.11)。責任履行を

<sup>17</sup> 非民主的な国家へのキャパシティ・ビルディングの重要性を指摘する、Daniel Belle and Joseph Carens (2004) の主張も、責任アプローチにとって示唆深い。彼らは、民主主義ではない政府すべてが、悪意ある人権侵害者であるという前提を批判する。そして人権侵害的な状態が発生しようとも、政府職員がその状況の改善に真摯に取り組んでいる場合や、人権侵害が制度的惰性、政府の行政能力の不足で発生する場合を指摘する (Belle and Carens, 2004, pp.321-322)。

促進するというのは、一方の紛争当事者の支配の安定をもたらすことである。結果的にそれが住民のためになったとしても、その支配勢力と敵対する支配勢力からすれば、その活動は中立性を欠いた活動と映りかねない。またその支配勢力とドナーが友好的もしくは敵対的な関係にある場合は、支配勢力への働きかけはドナーの地政学的利害と干渉しかねない。その一方で、新人道主義の立場においては、人権抑圧的な支配勢力との折衝は、それが救援活動の実施のためであっても、道徳的な悪となる<sup>18</sup>。このように人道主義のいずれの立場も、人権抑圧的な支配勢力との関わりを、消極的に認識する傾向があった。

この他に支配勢力の責任履行を奨励しようという発想の展開が遅れた理由として、その責任という発想が、支配勢力の打倒のための論理として、専ら利用されてきた事情が挙げられる。冷戦終結後に、支配勢力による大規模な人権侵害が、国際社会を揺るがした点は既に言及した。その人権侵害に対して1990年代に実施された武力介入の正当化事由は、人権侵害それ自体の停止ではなく、人権侵害が引き起こす「国際秩序の崩壊」である。内政不介入規範が浸透した時代であって、内政介入の最も過激な形式である武力介入を正当化するための論理としては、国連憲章第7章の強制措置に準ずるより仕方が無かった。

その潮目を変えたのが、責任としての主権と言う考え方である。他国の市民を保護するために内政介入しても良いという人道的介入論の考え方自体は古く、18世紀には既にその萌芽が見られる。ただしその議論を、内政不介入規範ないし武力行使禁止規範と接合する議論は、学術的な理論としての射程を出なかった。しかしながら現実として、政府自身による市民の虐殺、またそれら深刻な人権侵害に対する武力介入の実践は、国際社会の原則である内政不介入規範ならびに武力行使禁止規範と、人権保護の矛盾を解消させる論理の必要性を、現実的に迫った。その論理として注目を集めたのが、Francis Deng (1995) が唱えた「責任としての主権」という考え方である。Deng は、支配勢力によって迫害されながらも国境を越えないために、難民条約の保護を受けることができない者（現代の用語でいう国内避難民）の保護を念頭において、国家政府には、国民の権利を保護する責任があると述べた。その責任が果たされている限りでその国家政府は、他国からの介入を拒否する主権を持つ。しかしその責任の履行に失敗し、保護する意思を放棄しているならば、内政不介入規範を持ち出すことはできないという論理 (Deng, 1995, p.278) である。

責任としての主権という新たな主権観を根拠に、カナダ政府の主導による有識者の議論を経て、国家政府の国民に対する「保護する責任」という論理が、2001年に提唱された (政所, 2020, pp.47-50)。国家政府に国民を保護する責任があるにも関わらず、その責任が適切に果たされない場合には、誰かがその責任を代行せざるをえない。「介入と国家主権に関する国際委員会」(ICISS) は、国家政府がその国民を保護する責任を果たす意思ないし能力がない場合、国際社会がその保護する責任を代行し、必要であれば武力介入が正当化されると整理した (ICISS, 2001)。この保護する責任に関する議論 (保護する責任論) は、

<sup>18</sup> 調整が実務上必要になった場合、それは悪魔と手を結ぶ (“supping with the devil”や”sleeping with the enemy”) とまで表現された (Barnett, 2011, p.5)。

武力介入の発動条件等に関する精緻な議論を展開してきた (Bellamy, 2003)。

言い換えれば、支配勢力の責任という発想は、その責任の履行を奨励しようという文脈ではなく、責任履行の失敗からその支配勢力を打倒しようという文脈で語られることが専らであった。保護する責任論が武力介入への傾倒を強めた際の描写として、良く引用されるのが、Bernard Kouchner が唱えた「介入する権利」である。Kouchner は MSF の創始者として人道支援の実務を経験しながらも、徐々に政治への関与を強め、ボスニア国連特使や仏ミッテラン大統領下で人道担当大臣を務めた人物である。国家の影響力からの独立を敢然と掲げた MSF に所縁のある人道支援経験者の Kouchner が<sup>19</sup>、武力介入とも読める内政介入を提唱した象徴的意味は大きかった。Kouchner 自身は、武力介入ではなく、人道支援機関が政府の同意を得ないで活動する「主権を無視する権利」を正当化した。ただしこの内政介入を積極的に推進する姿勢は、国際社会の武力介入の議論と連続的に見なされた (最上, 2001, pp.164-166)。

### 第3項 武力介入への傾倒

このように保護する責任論の焦点は、虐殺状況に対する武力介入への傾倒を強めた。責任としての主権や保護する責任論が、既存の支配勢力を打倒する武力介入ではなく、その支配勢力を支援することに比重を置く可能性は十分にあった。武力介入のような内政介入ではなく、内政支援の側面を十分に保持した穏当性に鑑みて、責任概念は、被介入国の警戒心や抵抗感を和らげることも可能であったろう (墓田, 2015, pp.66-67)。

しかし責任としての主権の提唱者である Deng (2010) がいみじくも述べるように、その主眼はあくまで虐殺に対する武力介入である。その中核は、「国際社会がニーズを持つ人びとに補完的な (complementary) 救援と保護を与え、その責任を解任し政府を説明責任に付すこと」と述べ、多くの国民が過度な剥奪に苦しみ、また死の恐怖に曝されている状況を想定する (Deng, 2010, p.354)。ICISS がまとめた報告書は、予防こそが保護する責任の最も重要な側面であると述べる。しかし具体的な規定は専ら武力介入のみに割かれ、予防のための介入は具体的な提言を伴わない。起草段階から ICISS には、武力介入に対する論点整理が主たる検討事項として要請されていた (Bellamy and Luck, 2018, pp.20-21)。

武力介入に高い関心が払われた理由は、虐殺が国際法や国際秩序を揺るがす事態だったからと考えられる。人道的介入という発想が希薄であった時代の国際法学者の間でも、主権者による国民の虐殺を指した「耐え難い暴政」に対しては、武力介入の是非が検討された<sup>20</sup>。人権概念の発展後も人権のために主権を制限してよいのかという問題設定は、虐殺という大規模な人権侵害を防ぐための、個別国家による独断的な武力行使の根拠や条件といった、「先鋭的な論点」ばかりを議論の的としてきた (最上, 2001, p. 142; 小松, 2014,

<sup>19</sup> なお Kouchner は、MSF 創設後、その方針の違いから袂を分かち、世界の医療団を創設している。

<sup>20</sup> ハレル (2003) は、何がそのような「耐え難い暴政」に相当するか定義することは容易ではないと断りながら、内乱状況や容認できない程度の迫害、明白な暴政と解釈した国際法学者のヴァッテルの議論を援用している (ハレル, 2003, p.305)。



p.22)。

このように保護する責任論の実践が武力介入に傾倒してしまったため、保護する責任論の意義は半減したと言えよう。保護する責任論の意義は、虐殺に対するに武力介入だけでなく、虐殺が起きる前の状態における非武力介入の可能性を議論することにあっただけである（最上, 2001, pp.168-169; pp.182-183）。しかし他国の人権侵害と内政不介入の両立を求められた論理は、武力介入を正当化するためだけの論理に、事実上なってしまった（Weissman, 2010, p.204; Bellamy and Luck, 2018, pp.24-25）。他国の人権状況の惨状を放置してよいのかという議論が、「いつのまにか軍事的手段をもってする介入の問題に直結」されてしまったのである（塩川, 2014, p.51）。武力介入への傾倒と並行して、国際平和、さらには大国の人権を口実にした専横から中小国を守るという価値との両立が図らなければならなかった人権規範も、専ら介入を正当化する文脈で持ち出された（大沼, 1998, p.83）。

#### 第4項 非武力介入と人道支援

このような保護する責任論における武力介入への傾倒は、見直されつつある。その見直しには、保護する責任に基づく武力介入が、当初の想定ほどに実践されなかった背景がある。実際に保護する責任に基づいて明示的に強制措置が発動された事例は、リビアに対する NATO の空爆のみにとどまる（政所, 2020, p.3）。星野（2013）も、リビアへの介入の帰結や、逆に国際社会が効果的な対応を打ち出すことができないシリア内戦に鑑みて、保護する責任の理論と実際の乖離の大きさを認めている（星野, 2013, p.30）。そして Justin Morris（2013）は、武力介入としての保護する責任論の失敗を受けて、武力介入の要素をなくすことを提唱する（Morris, 2013, p.1266）。

ただし非武力介入の議論の蓄積が少なく、どのような非武力介入であれば国際規範と抵触せず、また効果的であるのかという議論が、大した進展を見ていない。ガットマンが言うように、「ある国家が基本的人権を侵害しているという判断が下されたからといって、（中略）[抑圧された個人の状況を] 改善するために、どのような批判、制裁、あるいは介入が必要なのかははっきりとはしていない」（ガットマン, 2006, p.13）。言い換えれば人権保護のための武力行使の是非だけではなく、いかなる人権侵害に対して、いかなる主体が、いかなる方法で関与すべきなのか、という論点はいまだに十分に議論されていない（大沼, 1998, p.93; 最上, 2001, pp.121-123）。

この非武力介入の可能性として、近年見出されているのが人道支援機関の役割である。（最上, 2001, pp.168-169; 182-183）。Leveringhaus（2014）は、大半のリベラル人道的介入論が、武力介入にばかり目を向け、非武力介入を検討してこなかった点を批判する。そして「保護する責任」は、武力介入を意味する「反応する責任」以外にも、「予防する責任」と「再建する責任」を含んでいる点を評価し、後者二つの責任において、人道支援機関の積極的な役割が見出せることを期待する（Leveringhaus, 2014, p.164; 172）。保護する責任論の代表的な論者である Alex Bellamy（2018）が、保護する責任と人道支援の関係は、複雑で課題が多いが（challenging）、もはや避けられないと述べる点が象徴的である。保護する

責任論にとって、人道支援機関の意義は、人権侵害の正に現場にいる点に見出される。人道支援機関は、人権侵害に対して国際社会が保護する責任を代行する一つの形態になりえるのである（Bellamy and Luck, 2018, pp.79-80）。

#### 第5項 保護する責任論と責任アプローチ

保護する責任論の意義として、人道支援機関による人権保護のための非武力介入が注目される。ここに本論文が責任アプローチと呼ぶような、人道支援機関による支配勢力への働きかけと、保護する責任論が接続される。Sheeran and Kent (2016) は、二つの議論とも、支配勢力の責任履行を促進するために、武力介入だけではない多面的な保護活動を構築可能であると指摘する。そうして人道支援機関による市民保護を、保護する責任論の第二の柱（保護する責任の促進支援）に位置づける（Sheeran and Kent, 2016, pp.48-50）。

このように保護する責任論と人道支援の保護ないし責任履行の奨励を、明示的に接続する議論は多くない<sup>21</sup>。ただしそれらの議論が、保護する責任論を武力介入の文脈でのみ取り扱っている点には、注意が必要である。言い換えれば、保護する責任論における「保護」は、武力介入と同一視される。新人道主義の立場でない限り、人道支援における「保護」の武力介入との同一視は、人道支援機関の中立性を確保するために、回避されなければならない。ただし保護する責任が内政支援の文脈で取り扱われる場合は、保護する責任論と責任履行の促進は必ずしも矛盾しない。というのも保護する責任論の基盤には、各種条約や宣言で定められた人権規範が位置し（ICISS, 2001, p.xi）、両者とも住民を保護する一義的な責任主体として支配勢力を認めるからである。

ただし両者の議論を接続することで、責任アプローチの議論が、保護する責任論に流される可能性がある。それは非武力介入への注目が、必ずしも支配者の責任の尊重だけではなく、武力介入の失敗からの妥協という側面をはらむからである。保護する責任論の実践が理論に追い付かず、揺り戻しを余儀なくされている点は、新人道主義がその掲げた野心的な目的を断念した姿勢に重なる。Natalie Klein-Kelly (2018) は、新人道主義が念頭に置いた暴力行為の停止は、人道支援機関単独では不可能という理解から、人道支援機関が保護活動を行うのではなく、責任保持者にその責任を思い出させることが重要と語る（Klein-Kelly, 2018, pp.298-299）。Rony Brauman and Michaël Neuman (2014) は、人道支援システムが政治的・開発的な根本原因を解決できるという誤った期待が、その根本原因を解決できない人道システムは腐敗しているという誤った結論に導かれる点を批判する。その非現実的な期待が、人道支援にとって矯正可能な問題への焦点を失わしていると喝破す

---

<sup>21</sup>渡部 (2013) は両者における保護を、概念として区別した。保護する責任の保護は政治概念で、戦争犯罪・人道に対する罪・ジェノサイド・民族浄化の違反行為にのみ扱われる。人道主義の保護は、保護を国際人道法・人権法・難民法に基づく法的概念で、武力紛争における関連法の趣旨を実現する具体的活動や法規違反を指す（渡部, 2013, p.28）。また堀江 (2018) も、国内避難民問題に、国家、国際レジームにも関わる普遍的で上流的な議論（保護する責任）と、人道支援の現場という下流の議論（身体的または人道的保護）が、「保護」の概念を介して混同されている点を指摘している（堀江, 2018, p.72）。

る (Brauman and Neuman, 2014, pp.11-13)。James Darcy (2004) は、抑圧的な支配を改善するためには、社会的・政治的な変革が必要である。その実現に何年も要する変革のような、人道支援機関にとって不可能な目標を目的に掲げるべきではないと主張する (Darcy, 2004, p.12) <sup>22</sup>。

## 第2節 責任アプローチの理論的位置づけ

このように責任アプローチには、実力不足に対する次善策としての側面を見出せる。実力的に可能であるならば人権保護のために介入すればよいという、内政介入への懸念を払しょくするためには、責任アプローチを内政不介入規範の観点から根拠づけることが必要である。ただし内政介入の過激化を恐れて、人権を保護する機運を必要以上に下げたまま、古典的人道主義と変わらない。責任アプローチは、内政不介入規範と住民の人権保護の両立を、実務的だけでなく理論的に目指さなければならない。

### 第1項 John Vincent と Hugo Slim の議論

それでは、責任アプローチは、どのような状況・権利侵害において、どのような介入・保護であれば許容されるのか。内政不介入規範と両立しうる人道支援機関による人権保護のための介入を根拠づけるために、特徴的な位置づけを持つ二人の理論家 John Vincent (1943-1990) と Hugo Slim (1961-) の議論を援用したい。

Vincent は、国際秩序と正義のバランスを考える英国学派の規範論を、人権概念を挿入することで、人道的介入論という特定の問題を議論する構図に利用した草分け的存在との評価を受ける (Linklater, 2011, p.1179; 小松, 2013, pp.83-84)。生命の権利の中でも、「最低限の生活を営む権利」(the right to subsistence) に注目し、その非武力介入の可能性を検討している。そして生命の権利を中心とした人権の促進を、国際秩序を維持しながらいかに達成するか、検討した人物である (Linklater, 2011, p.1185)。

Vincent の立場の特異性は、その中庸性にある。ただし、後続の論者が二極的な議論に視野狭窄になり、Vincent のみが大局的に均衡ある視野を持っていたという評価を下すことは、やや拙速であろう。国際関係論において、外交実践上における人権の重要性の向上を受けた、人権論の萌芽期である 1970 年代の論者として Vincent は、内政不介入規範を前提にしたそれまでの国際社会の秩序と、人権規範を理論的かつ実践的に接続する時代的要請に対応した。その一方で冷戦終結後の論者にとっては、人権の重要性が前提となつたうえで、

---

<sup>22</sup> 新人道主義の高まりと失速は、MSF の介入への姿勢の変化に象徴される。冷戦終結後、内部の保守派からの反発も抑えて、他国への内政介入を控えることを謳った MSF 憲章の規定を全廃することを、MSF 全事務局が合意した (ワイズマン, 2012, pp.290-291)。しかしながら、ルワンダやボスニアでの武力介入の失敗を経験した MSF は、リベラルな介入主義から距離を置き、人権を保護する責任は国連が担うべきとの姿勢を示した (ワイズマン, 2012, pp.300-301)。その姿勢の変更は、支配勢力の内政に対するいかなる介入も控える点、支援を受け入れた支配勢力に対して、その善悪を判断し、公的に意見を発信することを控える点が、MSF 憲章に明記されたことに象徴される (Brauman, 2012, p.1526)。

イデオロギー的立場が明確に分かれる「先鋭的な論点」を巡って、理論が発展したことは自然であると言えよう。本研究が Vincent に注目する理由は、武力介入が実践上も理論上も実現可能な選択肢となった時代に、人権保護と内政不介入の論争の理論的解消に関心を寄せた理論家だからではなく、武力介入が未だ非現実的な選択肢であった時代に、人権保護という隆盛する実際の論点と既存秩序の両立を理論的に図ろうとした理論家だからである。

Slim は、一貫して人道支援における人権保護を主張した一方で、人道的介入や抗議的撤退には明確に拒否し、既存の支配勢力を前提にした人道支援による権利保護の可能性を追求した、人道支援に従事経験のある理論家である。人道支援を住民の権利を中心に考える、権利基盤型アプローチを提唱した点から、Slim は新人道主義の立場と見なされることもある (Bridges, 2010, pp.1253-1254)。ただし Slim 自身の論考を見ると、よりニュアンスに富んだ形で、人道支援機関の立場からどのように虐殺未済の人権侵害に対応すべきか追求されている。言い換えれば Slim の立場の特異性もまた、その中庸性にある。国際政治の舞台で人権規範が高まった 1990 年代に、Slim はいち早く、人権規範を人道支援に組み込むべきであることを主張した。ただし人道主義の議論の発展では、人道支援か人権保護かの二者択一的な論調が目立つようになった。本研究が Slim に注目する理由は、過度に期待の高まった人権規範と、従来の人道支援の理念との両立を追求し、救援活動の実施可能性の範囲で人権保護を試みた理論家だからである。

両者とも、人権保護と内政不介入の主要な議論から意識的に距離を取る。Vincent は内政不介入主義者よりは、介入的で、虐殺のみが内政介入を許可するわけではなく、人権保護のための非武力介入や国際監視の重要性を早期から主張した。しかし人権主義者よりは、人権を理由にした武力介入や内政介入に慎重な姿勢を取る。Slim は古典的人道主義者よりは、人権保護を人道支援に取り入れるべきであることを主張する。その一方で新人道主義者よりは、人権抑圧的な支配者の正統性を真っ向から否定することに慎重な姿勢を取った。言い換えれば両者は、人権保護への関心を維持しながらも、内政不介入規範との両立について腐心した理論家である。

結論を先に言えば、Vincent も Slim も生命の権利を、他の人権と明確に区別して議論した。両者が生命の権利を特別視した意義を明確にするために、両者の議論の特徴を4つの観点に従って整理する。すなわち (1) 生命の権利が既に侵害されている状況とそうではない状況を区別し、(2) 生命の権利が侵害されていない状況において、生命の権利とそれ以外の人権を区別し、(3) その区別にしたがって、要求される保護の水準も区別する。さらに (4) 生命の権利とそれ以外の人権を保護するための介入方法について、内政不介入の観点から整理する。

断りを入れれば、Vincent と Slim は、それぞれ生命の権利を特別視した点では同じであるが、上述のとおりその言説の時代的背景は大きく異なっている。Vincent は内政不介入規範と、その確立後に勃興した人権規範との両立を追求した。Slim はむしろ過度に期待の高まった人権規範と、従来の人道支援の理念との両立を追求した。そのため両者の議論を並

列して論じることは、両者が念頭に置いた状況の差異を矮小化する恐れがある。ただし本研究は、内政不介入規範と両立可能な人道支援機関による人権保護のための介入を根拠づける目的において、両者の議論を援用している。そのために、生命の権利を特別視する条件やその意義を再確認する趣旨から、以下では Vincent と Slim を上記4つの観点に沿って並列的に論じる。

## 第2項 実施する状況—虐殺未満

Vincent は、深刻な人権侵害に対して武力介入の可能性を否定してはいない。深刻な人権侵害の例として、ナチスの強制収容所や南アフリカのアパルトヘイトを挙げて、虐殺ないし露骨な人種隔離政策は、内政不介入規範を国家が提起できないほどに最低基準を逸脱しており、国際的に制裁を科すべきであることを述べている (Vincent, 1974, pp.346-347)。また別の個所では、非道な扱いを受けない (not to be treated outrageously) 権利が侵害されている状況に対する、武力介入の可能性を示唆している (Vincent, 1992, p.295)。

重要なのは、Vincent は武力介入の必要性こそ認めながらも、武力介入論を展開することはなかった点である。確かに Vincent は最低基準を提示したが、国際政治の実践上、その最低基準が大国の利害によって容易に拡大する危険性への注意を怠らない (Vincent, 1974, pp.346-347)。拡大した基準が引き起こす武力介入は、国際秩序を脅かす因子である。そして国際秩序の不安定は、結局のところ住民を危機に陥れるために、問題なのである。後述するように、住民に最低限の物資や安全を提供することができない国家が、内政不介入規範を根拠に国際社会からの介入を拒否することはできないと述べても、そのための方途として武力介入が論点にすら挙がることはない。これほど武力介入に抑制的な立場である Vincent が、人種・民族的特徴を根拠とした殺害や差別の停止のためには、武力行使がやむを得ないと述べている点は重要である。

Slim も支配勢力が市民を虐殺する場合には、人道支援機関の役割として、国際社会による武力介入の動きとの連携を主張している。Slim はユーゴスラビアやルワンダで発生した虐殺やレイプ、その他の戦争犯罪の証拠を収集し、その実行者らを国際的な司法の場へ送ることを、人道的活動と呼んで憚らない (Slim, 1995, p.116)。政治的危機において、支配勢力との関係悪化を恐れて、人権侵害を批判しないことは、非実用的で非倫理的であると述べている (Slim, 1997, p.117)。

ただし Slim は、いかなる人権侵害に対しても、そのような告発を奨励しているわけではない。人権の観点から極めて問題が多いとされた、住民に対する強制移住政策について批判すべきではないという立場を取った点が象徴的である<sup>23</sup>。有名な例であるエチオピア内戦の例では、人道支援が事実上移動の自由を侵害し、政府の紛争勢力の具になっている点、

---

<sup>23</sup> 内戦状況下では、政府は反政府勢力に対抗するために、その支配下に暮らす住民を統制下に置き、ゲリラ戦闘員を洗い出し、反政府勢力の民衆的正統性を失墜させるために、それら住民を強制的に政府指定の場所に集めようとするのは少なくない。その集める呼び水として、人道支援が政府指定の個所で集中的に実施される。

さらに強制移住の過程で多くの死者が出ている点から、MSFはこの政策を批判しエチオピアから撤退した（De Waal, 1994, p.3）。対して Slim は、人道主義の倫理は常に人命を優先するとして、人権侵害的であることを承知のうえで人道支援の継続を評価する（Slim, 2015, p.202）。人道支援機関にとって必要なのは、強制移住政策を停止させる見込みのない撤退や批判ではなく、その過程の犠牲を少なくすることであると反論する（Slim, 2015, pp.204-205）。

両論者は以下に見るように、武力介入に対して抑制的で、非武力介入の可能性を追求している。裏を返せばその両論者が、それでも武力介入の必要性を認める事例として、支配勢力が市民の生命に対する権利を積極的かつ直接的に侵害している場合、すなわち虐殺状況を挙げた点を、本論文では強調する。責任アプローチは、人権保護を目的として、人道支援機関が既存の支配勢力を打倒しまた代替せず、その機能を補完する関わり方である。しかし支配勢力が市民を虐殺している場合には、支配勢力の打倒を目指す武力介入への連携を検討せざるを得ないと考える。そこで責任アプローチの前提として、支配勢力が虐殺をしていない状況を設定する。

ただし両論者は、武力介入自体に傾倒した保護する責任論とは異なり、武力介入自体を積極的に取り上げることはしなかった。むしろ武力介入が必要ではない事態について、いかなる介入の可能性が残されているのかを積極的に検討したと言えよう。生命の権利が積極的には侵害されていない状況において、両者はどのような権利に対して、どの程度の実現を目指して、どのような方法での介入が認められると考えたかを整理する。

### 第3項 権利の内容—生命の権利とそれ以外の人権

虐殺未満の状況について、Vincent はいかなる権利に対する介入を認めたのか。Vincent は、Henrie Shue（1986）が言う「基本権」として整理することで、生命の権利を他の人権と明確に区別した（Vincent, 1986, p.125）。「基本権」とは、その他すべての権利を享受する際に不可欠となる権利を指す（Shue, 1986, p.19）。Vincent にとって、生命の権利は他の権利に理論的に優先する。しかし Vincent は、「基本権」であることだけを理由に、生命の権利を保護する介入が認められると考えていたわけではない。Vincent が同様に「基本権」として重視した liberty（抵抗する権利の意味）は、政治的・文化的合意が取れないことを理由に、普遍的に導入することは難しいと認める（Vincent, 1986, p.126）。

Vincent が生命の権利、また最低限の生活を営む権利に注目した理由は、人権保護と国際秩序が両立する可能性を、生命の権利に見出したからである。市民的・政治的権利を議題に挙げることは、相手国政府に対して、西洋の文化的傲慢に対する拒否感や、内政事項への政治的介入への懸念を引き起こす。その一方で最低限の生活を営む権利は、イデオロギー対立の要素は少ない（Vincent, 1986, p.2）。最低限の生活を営む権利は市民的・政治的権利に比べて、抽象的ではなく具体的であり、それが故に実現に向けて詳細な段階を踏むことができる。そして欧米の介入主義に懐疑的な者にも求心力を持ち、誰もそれに反対しないだろうと述べている（Vincent, 1986, p.85）。このように生命の権利が「中立的」であるが

故に、飢餓状態の解決は政治的な論点ではなく、立場の違いがない技術的な論点にとどまる。したがって、政治体制や文化背景が異なる諸国の中で、全人類の最低限の生活を営む権利を充足させるというプロジェクトには、国際的な合意が取れると Vincent は考えた (Linklater, 2011, p.1185)。

なお Vincent は、生命の権利以外の権利を、全く無視していたわけではない点は、留意すべきである。Vincent は国際関係における同時代的な人権の意義を考察している。外交の中に人権思想が含まれていること、国際関係の論点が人権のための介入の是非ではなく、人権のためにいかなる介入が許容されるかになっていると判断している (Vincent, 1974, pp.388-389)。

虐殺未済の状況に対して、Slim はいかなる権利に対する介入を論じたのか。Slim は、国際人道法<sup>24</sup>に掲載された戦争とジェノサイドでも適用されるべき権利こそが、人道支援の実践においても、認められるべきであると主張した (Slim, 2002, p.17)。Slim は、人道支援において保護すべき人権が多様化することに、懸念を持った。人権の価値の中で一部の権利だけを取り出すことは、人権理論では受け入れられない帰結である。そのために人道支援としての人権保護の射程が、実現可能な範囲を超えて拡大し、すべての人権の実現が含まれる。これでは他の権利の実現を要求するあまり、かえって人道支援で保護される固有の権利が保護されなくなると考えた (Slim, 2015, p.120)。

Slim が言うところの国際人道法に掲載された権利とは、生命の権利に加えて、宗教の自由と公平な裁判への権利が含まれる (Slim, 1997, pp.10-11)。また別の個所では、生命の権利、法的人格と法の適正手続きへの権利、拷問・奴隷・その他侮辱的で非人間的な処置や処罰の禁止、宗教・思想・良心の自由への権利について、逸脱不可能 (いかなる事由があろうとも制約することは許されない) であると述べている (Slim and Bonwick, 2005, p.34)<sup>25</sup>。

ただし Slim も、Vincent 同様に、生命の権利以外の人権について、その規範性を見過ごしていたわけではない。市民の窮状に係る人道主義の立場は、人権の全領域 (spectrum) に根差した立場であり、人権と人道は最初から決して分かれていないと述べる。Slim にお

<sup>24</sup> ここでいう国際人道法とは、1949年ジュネーブ諸条約と、その第一・第二追加議定書、またその解釈 (コメンタリー) に加えて、子どもの権利条約、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約、ハーグ条約等の交戦規約、武力紛争文化財保護条約などを含んだ規範と解釈できる。ただし、国際条約として「国際人道法」があるわけではなく、上記条約間での文言や論理が厳密に整理されているわけでもない。「国際人道法」という場合は、関連する条約を参照する程度の意味合いである。

<sup>25</sup> 国際人道法の中核を構成するジュネーブ諸条約は、四つの条約で構成される。四つの条約すべてが掲げる共通第3条は、内乱条項と呼ばれ、非国際武力紛争における非戦闘員の保護を規定する。同項は、非戦闘員は、すべての場合において差別を受けず、人道的に待遇されなければならないこと、また適切な裁判によらない判決の言い渡しおよび刑の執行を禁止することなどを定める (ジュネーブ条約共通第3条)。また国際武力紛争に関するジュネーブ条約第二追加議定書は、非戦闘員は、その自由が制限されているか否かにかかわらず、身体、名誉ならびに信条および宗教上の実践を尊重される権利を有することを定める (ジュネーブ条約第二追加議定書第4条)。

いて拒否されたのは、人道という命令 (humanitarian imperative) という単語が代表するように、人道ないし人権という単語が持つ非妥協性である。人道支援は政治的な真空空間で実施されるのではなく、人道支援は常に交渉において実施される (Slim, 1997, p.11)。

Vincent は基本権であり国際的に合意が取れると考えたため、Slim は人道法に定められた固有の価値として、生命の権利を保護することを唱えた。その一方で Vincent は非欧米諸国からの反発、Slim は固有の価値が毀損される懸念から、その他の人権の保護に消極的である。しかし両者とも、その他の人権の価値自体を否定するのではない。そこで両者が、生命の権利とその他の人権を、どの程度保護されるべきと考えていたのか確認する。

#### 第4項 権利保護の程度—制度的保障と合理的制約

両者が想定した権利の保護の程度を整理するにあたって、権利保護を0か1かの二元的な性質ではなく程度問題として考える、権利の重層性を前提にする。すなわち必ずしも権利の内容が実現しておらず、また補償を求める司法的手続きが整備されていない場合でも、権利が完全に無いとは考えない立場である (申, 1999, p.19)。

この立場で実現の程度を整理したのが、図2-1である。第一に、権利の内容が実現することと権利保護は必ずしも同一ではない。権利の内容 (例えばニーズの充足) が実現していたとしても、それが恣意的に奪われる可能性に常に曝されている場合と、その侵害を事前に抑制し、また侵害に異議申し立てを行うための機構が整備されている場合とを比較すれば、権利が同程度に保護されているとは言えない。第二に、同じく権利の内容が実現していない場合でも、恣意的な根拠に基づいて侵害されている場合と、手続き的に妥当で合理的な根拠に基づいた侵害である場合とを比較すれば、権利が同程度に保護されているとは言えない。権利保護は、権利の価値の実現と侵害の恣意性の度合に応じて、制度的保障、充足、合理的な制約、侵害と整理できる<sup>26</sup>。



図2-1 権利保護の程度

虐殺未満の状況における生命の権利について、Vincent はいかなる程度の実現までを認め

<sup>26</sup> なお権利の充足と合理的な制約のいずれが、「権利保護」の度合いが強いと評価するかは、評者の立場によって異なることが予想されるが、本論文の主眼ではなく検討しない。



たのか。Vincent は、その価値の実現（充足）だけではなく、権利として保障されること（制度的保障）を明確に重視した。その理由の一つは最低限の生活を営む権利が、経済的な事由によって現実的に十分されなかったとしても、その規範性を失わせないためである（Vincent, 1986, p.12）。Vincent の議論は、市民的・政治的権利と経済的・社会的権利を区別し、前者を重視して考える欧米リベラルの議論に、明確に反対する。生命の権利と言う場合に、市民的権利である安全への権利だけが保障され、存権が保障されていない状況は、ナンセンスであると批判している（Vincent, 1986, pp.12-13）。また Vincent が、権利としての保障を重視したもう一つの理由は、単なるニーズの充足は人間の権利として不十分だと考えたからである（Vincent, 1986, p.2）。その考えは、彼の liberty の重視に裏づけられる。生命の権利を持つというためには、その侵害に際して最低限抗議し意見を動員する自由、その補償する制度へのアクセスを有する必要がある。その自由を欠いた生命の権利は、独裁者に感謝し、最善を尽くすよう願うことしかできない（Vincent, 1986, pp.125-126）。

虐殺未満の状況で生命に対する権利について、Slim はいかなる程度の実現までを認めたのか。Slim も Vincent 同様に、ニーズのみへの注目は、裨益者の権利を矮小化すると考えていた（Slim, 2002, p.5）。しかしながら Slim は、人権の発想は、人道支援の実際の現場で人びとを保護するために活用されなければならないと考える。そのためには、人権は制度的保障までを求めるような、人権のユートピア的発想を脱する必要があると述べる（Slim, 2002, p.16）。

人権の達成程度を検討するにあたって、Slim は国際人道法の考え方に注目する。Slim によれば国際人道法は、人権の内容を、固有の文脈における政治的・軍事的・人道的責務（duty）に変容させる（Slim, 2002, p.17）。ここでは人権の言う権利は、法的権利と言うよりも、支配勢力にその実現である責任履行を求める政治的権利と考える姿勢が、鮮明に表れている。時に絶対視されがちな人道的倫理（humanitarian ethics）を、政治的な倫理と言い切る（Slim, 2015, p.114）。人道主義の思想は、紛争当事者の戦争を行う権利を認めつつも、政治的障害による妥協を余儀なくされる中で、その効果を制限しようとするものである。Slim の思想は、人道的な価値や原則は、支援の現場で容易に実現することはできず、原則の間でのトレードオフしながら、倫理的限界を解釈することであると言えよう（Welsh, 2018, p.319）。

#### 第5項 保護のための方法—責任履行の奨励

虐殺未満の状況で、Vincent はいかなる介入を認めたのか。Vincent は、虐殺や人種隔離政策に満たない人権侵害に対して、武力介入を実施することを明確に否定した。武力介入は、際限のない国家間戦争に繋がり、国際秩序が崩壊しさらなる危機的状況を招き入れてしまうからである（Wheeler, 1992, p.478）。その他の介入も、以下の三点から警戒する。正統な介入にとって不可欠な公平性を、介入国の行動に期待することができない点、次に介入国の公平性が例え保障できたとしても、被介入国からすれば人権は異質の価値観の押し付けとなる点、国境を超えて妥当する普遍の道德基準が存在しない点である（Vincent,

1974, pp.345-346)<sup>27</sup>。

Vincent にとって、基本権である住民の生命の権利を保護する限りで、国家は不介入規範を主張することができる。しかしながら、例え生命の権利の保護に失敗したとしても、国際的な行動ではなく国際的な批判が、その改善のために要請されるのである (Welsh, 2011, pp.1193-1194)。この国際的な批判と対象国による説明責任こそ、生命の権利を中核としつつ、その他の人権も含めて、人権保護と国際秩序の両立を図る手立てである。Vincent は、「人道的介入の確立された規範の不在は、国際的な関心を消滅させず、すべての国は、その政府と国民の間の関係性について、国際社会の精査と批判に正統に晒されている」 (Vincent, 1992, p.295) と述べる。そこで人権侵害を行う国家に対して、その措置の妥当性の説明責任を求める戦略を取った。そのうえで国際秩序を麻痺させるような非難合戦は、避けるべきであると述べる (Linklater, 2011, p.1186)。そして人権を積極的に侵害していない場合については、国家のキャパシティや優先順位があることを認め、そのキャパシティへの支援を提唱している (Vincent, 1994, pp.33-34)。

虐殺未満の状況で、Slim はいかなる介入を認めたのか。Slim も Vincent と同様に、権利言説の導入において、国家の責任を肯定的に評価している。特徴的なのは、人権侵害を行う国家を前提に活動することは、その人権侵害を容認し、またその支配勢力を正統化することになる、という既に述べた新人道主義による批判について、Slim は明確に反論している点である。支配勢力の法的地位や国際的な評価に関わらず、人道主義に沿った行為を実施する限りで、正統性の賦与自体を問題視しない。人道法を順守し、住民に対する人道支援の配給を行う支配勢力は、その行為によって政治的な正統性とは言わないまでも、倫理的な正統性を向上させる点は問題ではなく、また向上されるべきであると主張する。この人道支援を介した正統性の賦与は、一般的に消極的に捉えられるのとは反対に、道徳的な成功であると喝破する (Slim, 2015, pp.190-191)。

また Slim は、例え直近の変化が見込めなくても、人道支援機関が人権に関する批判すること自体には理解を示す。それは後に道徳が発展するための道徳的指標となる。しかし、人道支援が撤退することで生命の権利が脅かされる場合には、告発よりも沈黙が賢明であると述べる (Slim, 2015, pp.209-210)。Slim は、抑圧的な支配勢力下で活動する人道支援機関に向けられる、抑圧的な施策の片棒を担いでいるという共謀性の批判は、強調されてしまっていると批判的に捉える。それは人道支援の実施過程で、抑圧的であっても、その支配者と一定の関係性を構築する必要があるという、極めて現実的な理解に根差しているだろう (Terry, 2015, pp.472-473)。

### 第3節 考察と限界

以上の議論をまとめる形で、内政不介入と人権保護を両立しうる規範として、責任アプ

<sup>27</sup> Vincent は、国家自体の規範性を認める立場ではない点に留意すべきである。不介入規範の尊重は、国家自体の価値からの倫理的な帰結ではなく、国際秩序の崩壊を防ぐためである (Vincent and Wilson, 1993, p.125)。また Vincent は、不介入規範自体は正義にも非正義にもなり得るとも述べる (Vincent, 1974, p.344)。

ローチの理論的根拠を状況、保護対象の権利、保護の程度や方法という側面から具体的に整理する。

### 第1項 責任アプローチを実施する状況

まず責任アプローチは、「抑圧的な支配」という状況での人権侵害を対象とすることで、内政不介入規範と人権保護の両立を図るものと考えられる。「抑圧的な支配」とは、支配勢力が住民の人権を侵害し、かつ住民の最低限な福祉を、人道支援機関を代表とした外部からの機関も通じて確保する状況を指す<sup>28</sup>。人権保護の程度で言えば、人道支援が保護する生命の権利の制度的保障は薄く、またそれ以外の人権は保障されていないような状態である。例えば深刻な人権侵害が発生していても、虐殺が発生していなければ、明確に武力介入の対象から除外する。逆に言えば、支配勢力が市民の虐殺を目的としている状況において、支配勢力に市民の人権を保護する責任の履行は意味をなさない (Leebaw, 2007, p.227)。人道支援機関においても、虐殺に対する武力介入の必要性への同意が形成されてきた (Labbé and Daudin, 2016, p.209; Pantuliano and Svoboda, 2016, p.377) <sup>29</sup>。

この区別が重要であるのは、時に虐殺が「深刻な人権侵害」と形容される場合があるからである。確認したとおり、人道的介入論や保護する責任において、武力介入の基準は支配勢力による住民を保護する責任の放棄としての虐殺である。この人道的介入や保護する責任の基準は、「深刻な人権侵害」と形容されている。支配勢力による住民の生命の剥奪を虐殺と呼べない事情は、虐殺 (ジェノサイド) と呼べば国際的に行動する責務が発生するからである。そこで大規模で深刻な人権侵害という形容が用いられる。ただし虐殺を指した人権侵害と、虐殺を伴わない人権侵害は、Vincent と Slim の議論を参考にすれば、明確に区別する必要がある。

虐殺と区別された抑圧的な支配とは、いわば「生殺し」のような状態とも言える。そこでは生命の権利以外の人権は、深刻に侵害されうる。さらにその抑圧に対する住民の抗議は、時に極めて暴力的で、殺害を伴う可能性も高い。ただし住民の抵抗運動が無ければ積極的に住民を殺害していない場合は、本論文が虐殺と呼ぶ状況には該当しない。なぜならば、そこで侵害されている権利は、生命の権利それ自体ではなく、抵抗運動の権利やその抵抗運動で実現が唱えられる権利だからである。これらの権利の実現を強制しようとすることは、Vincent と Slim が内政介入として懸念した点である。

言い換えれば「抑圧的な支配」とは、人道支援機関において、その救援活動の継続について論争的になる事例である。既に述べたとおり、支配勢力が住民を積極的に殺害する虐

---

<sup>28</sup> 住民の人権侵害を定義に含めている点で、いわゆる「崩壊国家」とは異なる。「崩壊国家」は、同様に住民への最低限の福祉を提供するキャパシティを喪失しているが、積極的に人権を侵害していることは含意しない。また虐殺は行われておらず住民の生命は保障している点で、住民の一部を直接的に攻撃し、その生命を脅かすまでに至った「失敗国家」とも異なる。

<sup>29</sup> MSF もルワンダで発生した虐殺については、早期にジェノサイドであることを認定し、虐殺停止のための軍事介入を要請している (Weissman, 2010, pp.201-202)。

殺状況では、住民の生命救助を目的とした人道支援機関はその存在意義を失うために、活動停止を伴う批判や武力行使を厭わない。ただし無抵抗の住民が殺害されず救援活動が許可されている限りでは、人道支援が継続的に実施される意義は否定できない。人道支援の継続か人権保護の批判か、という本論文が注目する二者択一の議論は、この「抑圧的な支配」において展開されるべきである<sup>30</sup>。また「抑圧的な支配」について、人道支援を継続させながら、人権保護の契機を探るのが責任アプローチである。

なお「抑圧的な支配」は、厳密に定義することは極めて困難である。なぜならば人権侵害や虐殺状況の判断は、恣意的にならざるを得ないからである。望月（2003）は、人道的介入の基準となる人権侵害の規模や程度は、学説および実行より客観的基準は示されていないと述べ、その内容は個別具体的な状況に応じて判断されていると説明する（望月，2003, p.56）。保護する責任論の発動条件においても、厳密な法的定義は存在せず、大量虐殺（mass atrocity crime）に特徴づけられた状況に着目した、定量化不可能な主観的判断に依拠せざるを得ないと言われる所以である（Weissman, 2010, pp.202-203）。

## 第2項 責任アプローチが保護する権利の内容

Vincent と Slim と同様に、責任アプローチも人権を二種類に分けるものと言える。ここでは、生命の権利をその他の人権よりも、優先的に保護の対象と考える。生命の権利は、スフィア基準が規定するように、尊厳ある生活への権利、人道支援を受ける権利（right of subsistence）、保護と安全への権利が含まれる（Sphere Association, 2018, p.29）。生命の権利は、イグナティエフ（2006）が言うところの、その侵害が到底認容できず武力行使が必要であるような、政治的な妥協が不可能な点である（イグナティエフ，2006, p.60）。なお Slim が言及した中で、拷問・奴隷・その他侮辱的で非人間的な処置や処罰の禁止、宗教・思想・良心の自由への権利は、尊厳ある生活への権利として、生命の権利に含まれると考えることが一般的である。

逆に言えば人道支援が実施されるような状況において、それ以外の人権を守ろうとして、対象となる権利の内容を増やすことは、生命の権利を含めそれらすべての権利の保護を危うくさせる。Slim も言及した人権のインフレによる逆効果は、別の論者も指摘する点である（ガットマン，2006, pp.5-6）。また Vincent が言うように、最低基準となる保護すべき権利は、容易に拡大し武力介入を誘引するうえで、国際秩序の維持において警戒すべきである。

ただし抑圧的な状況のように、対象とする権利の厳密な定義も困難である。優先されるべき生命の権利において、尊厳や法的主体性の要素を介して、生物学的な意味での生命の権利（人道支援を受ける権利と保護と安全への権利）以上の権利が、含まれる余地がある。

---

<sup>30</sup> このような支配としては、既に述べたタリバン政権の支配や、スリランカ内戦時のスリランカ政府の支配以外には、ビアフラ戦争時の反政府勢力の支配が有名である。反政府勢力はナイジェリア政府の正統性を否定するために、ナイジェリア政府が管理する形での人道支援を拒否、さらには住民を死なない程度の窮状に陥れることで、ナイジェリア政府の正統性を失墜させる戦略を試みた（Terry, 2002, pp.42-43）。

Vincent も Slim も、生物学的な意味での生命の権利に限定することには抵抗感を示した一方で、そのいたづらな拡大は本末転倒であるとも考えた。そこで責任アプローチが対象とする生命の権利は、生物学的な生命の権利を必要条件としながらも、一義的に十分条件であるとも考えない。すなわち生物学的な生命の権利以外の権利が、その他の人権よりも優先されるべき権利として、包含される可能性を否定しない。そして個別の具体的な場面ごとに、優先されるべき権利として包含可能な権利を検討することになる。ただし人権の拡大に歯止めをかけるためには、保護の実現可能性ではなく規範性から判断されるべきである。

### 第3項 責任アプローチが実現を目指す権利保護の程度

責任アプローチは、人権の欠如か保護かのように二元的に認識するのではなく、程度問題として考える。ある権利が充足、すなわちその内容が実現しているにもかかわらず、支配勢力が恣意的に剥奪することが可能であり、また権利に係る意思決定に参画する道が閉ざされていれば、中長期的にはその権利は侵害されているとさえ言える（申, 1999, p.44）。逆に権利が制約、すなわちその内容が実現していなくても、合理的な根拠に従って制約されていると判断されるに従い、その保護の度合は相対的に強化される。制度的保障を絶対基準とした権利保護を求めて帰結のみに注目するのではなく、権利保護に向けた過程に注目の焦点を移す試みであるとも言える<sup>31</sup>。

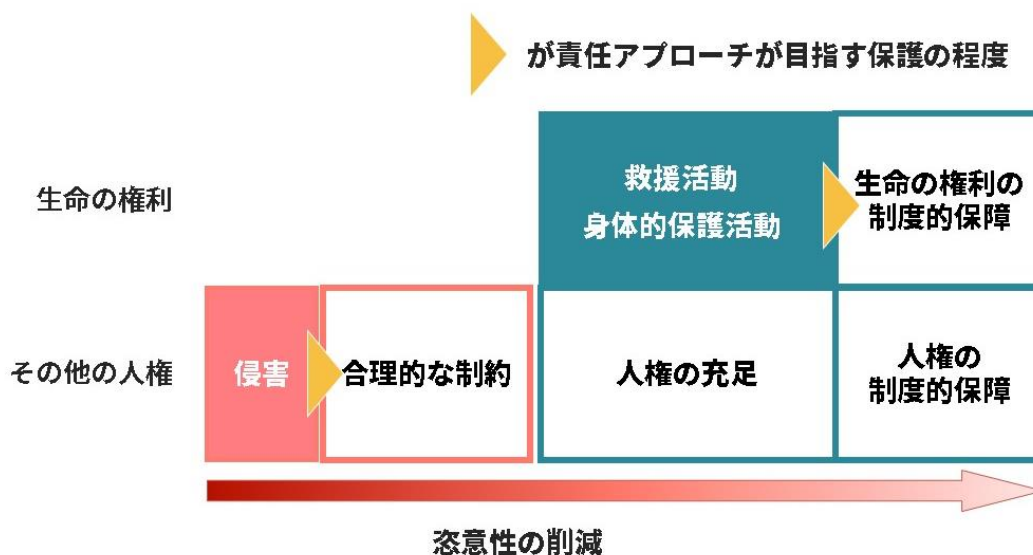


図 2-2 責任アプローチにおける人権保護

この考えに従って表現すれば、責任アプローチの適用範囲から虐殺状況を除外している

<sup>31</sup> Tilman Rodenhäuser (2012) は、非国家主体に対する恣意的な拘禁禁止違反について、元々の人権規範で求められる水準が、非国家主体にとって非現実的である点から、この議論を展開している (Rodenhäuser, 2012, pp.284-287)。

ために、住民の生命の権利は充足されている。生命の権利を保護するとは、その充足が侵害の危機に曝されないよう未然に防ぐ、すなわち制度的に保障するよう、支配勢力に働きかけることである。その他の人権に関しては、制度的保障や充足されている方が良いことは確かだが、その程度までの保護は求めない。ただし恣意的な事由によって侵害されるのではなく、合理的な根拠に基づいて制約されていると判断できるまでに保護の度合を向上させることが、その他の人権の保護になろう。責任アプローチにおける二つの保護は、図2—2の黄三角によって示される。

このような人権に対する捉え方は、人権の哲学的な理解 (philosophical approach) ではなく、政治的な理解 (political approach) である。人権の哲学的な理解では、権利の内容、保持者、根拠などが論点となり、人権の侵害に対して補償や追求できるメカニズムが要請される (Lopes and Quéniévet, 2008, pp.201-202)。またこの理解は、国連が提唱する人権の考え方、特に不可分性 (indivisibility) の発想と親和的である。人権は、市民的、文化的、政治的であろうともすべての人間の尊厳に内在し、すべて平等の地位を持ち、順位づけることはできない。人権への対応は、包括的な権利分析 (holistic) によって実施される必要がある (Miller and Redhead, 2019, p.708)。人権の政治的な理解では、いかにしてその保護を実践に移すかが論点となる。人権の政治的な理解の意義は、人権の根拠のような形而上的議論に拘ることなく、その具体的な実効性を保証する制度や実践に、焦点を移す点にある (Ingram, 2008, p.402)。そのため人権に対する制約は容認される。というのもその制約は、人権が絶対的で無条件な権利であることは稀であり、個人と政治共同体のバランスが反映されるためである (Müller, 2009, p.559)。政治的な理解は、個人ではなく支配勢力に、しかも法的ではない義務である政治的な責任に焦点を当てる。人道法において、個人は権利の主体ではなく、権力を行使するが故に義務を負う支配勢力の対象として整理される点と符合する (Buis, 2008, p.274; Camins, 2016, p.128) <sup>32</sup>。

責任アプローチにおける人権保護とは、生命の権利の制度的保障と、それ以外の人権の制約に係る恣意性の削減である。人権保護と内政不介入規範との両立に腐心した理論家が彫琢した、これら人権保護の内容を目的に据えることで、本論文では責任アプローチを内政不介入規範に根拠づける。

#### 第4項 責任アプローチの方法

責任アプローチの方法は、以上のような住民の権利保護について、支配勢力に協調的に、責任履行を奨励することと言える<sup>33</sup>。ここでの協調的な姿勢とは、既存の支配勢力の正統

<sup>32</sup> もちろんこのような立場には、反対の意見がある。いまや人道法の規則は、軍事的必要性によって無効化されないという方が原則であるという考え方もある (Kolb, 2014, p.85)。

<sup>33</sup> この発想は、一般的な国際規範に逸脱的な政府に対する国際社会の関わり方として提唱された、principled engagement の発想に近い。すなわち関係断絶でも黙認するわけでもなく、変革に向けた規範的圧力は維持しながらも、その段階的な変化のために積極的に支援する姿勢である (Pederson and Kinley, 2013, pp.3-4)。

性を積極的に否定することはせず、その代替または打倒を目指すこともない。時には支配勢力に対して批判的な姿勢を取ることも想定されるが、それは個別の政策に対してである。原則的に人道支援機関は、支配勢力の指揮系統下に入る。そして支配勢力が住民に対する責任を履行する意思がある場合は、より積極的にその保護機能を補完する役割を担う。支配勢力がその責任を履行する意思を欠いている場合は、その意思を持つように働きかける。

本論文で今まで述べてきた、人道支援機関による支配勢力への関わり方をまとめると、図2-3のように整理できる。まず支配勢力の正統性を承認している場合、支配勢力が住民の最低限の生活および人権を保護する機能を担っていることを前提に、人道支援機関の活動は、支配勢力が住民に対して実施する活動を補完することになる。この補完以上に、支配勢力に働きかけることをしない活動は、狭義の補完と述べる。狭義の補完は、古典的人道主義における支配勢力への関わり方と符合する。正統性の承認を前提に、支配勢力に住民の人権を保護するように働きかける、言い換えればその責任を奨励することを仲介と呼ぶ。仲介は、責任アプローチにおける支配勢力への関わり方と符合する。

その一方で、支配勢力の正統性を積極的に否定する場合も、二通りの方法が考えられる。一つ目は、武力介入による支配勢力の打倒である。支配勢力を打倒と言っても、人道支援機関が武力を行使するわけではないものの、コソボで見られたように、支配勢力を打倒する組織との積極的な連携を含む。打倒は、特に武力介入に親和的な新人道主義における支配勢力への関わり方と符合する。二つ目は、支配勢力とは調整せずに独自に人道支援や人権保護を実施する代替である。代替と言うのは、支配勢力ではなく人道支援機関を含む国外勢力が、既存の支配勢力とは異なる支配機能を実現する点を指している。代替は、クロスボーダーにおける支配勢力への関わり方と符合する。

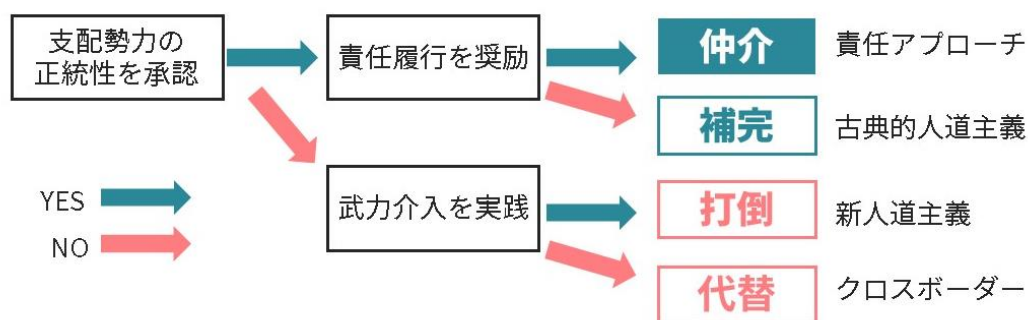


図 2-3 人道支援機関による支配勢力への関わり方

なお本研究では、責任アプローチの成功を、このように人道支援機関が、物資提供を継続したままで、支配勢力に対して人権保護のための働きかけ（仲介）が可能な関係を形成することと定義する。このように責任アプローチの成功を、関係形成に限定することには、それでは住民の人道状況や人権状況の改善を分析射程に含めることができない、という批判が考えられよう。その批判には、二段階で応答する。第一には、責任アプローチでは単



に人権状況が改善すれば良いわけではなく、支配勢力が住民の人権を継続的に保護すること（責任の継続的な履行）に重点を置く。そのために客観的な人道状況や人権状況の変化を基準にしては、支配勢力による住民の処遇という側面が相対化されてしまう。第二に、支配勢力に人権を保護するよう働きかけるだけの関係構築だけでも、困難である点が示唆される。スリランカやシリアのように、人道支援機関が人権を交渉の論点に設定すること自体、支配勢力が明確に禁止する場合がある。そのために、人道支援と人権保護の二者択一性を相対化して、人道支援機関が取り得る選択肢を柔軟に検討する趣旨からすれば、支配勢力に人権保護を働きかける関係を構築できるか否かに、少なくとも一つの焦点が向くべきである。そこで本研究では、それ自体一つの意義ある帰結として、責任アプローチの成功を、ある人道支援機関が、物資提供を継続したままで、支配勢力に人権保護を働きかける関係や制度を形成したことと定義する。

#### 第5項 責任アプローチが働きかける主体

責任アプローチが働きかける、住民の人権を保護する責任を持つ主体は、政府だけではなく、一定領域を実効支配する反政府勢力も含みうる。それは反政府勢力が実効支配する住民の人権について、政府に保護する責任を奨励しても実効的ではないという現実的な判断に由来する。

ただし非国家主体に住民の権利を保護する責任を要求することには注意を要する。例えばそれは、人道支援機関が呼びかける人道的ないし政治的な責任であり、国際法上の地位の変更を意味しないものであったとしても、反政府勢力に少しでも正統性を与えるような動きには、主権国家から強い警戒があるためである（藤田, 2003, p.219）。

だからこそ、保護する責任論の代表的な論者である Alex Bellamy (2018) が、人道法の適用における実効支配の論理<sup>34</sup>を、保護する責任論を反政府勢力に適用する基準として用いている点は、本論文において極めて重要である。人道法は、それが何ら国際法上の地位の変更を及ぼすものではないという前提を維持して、その適用主体として実効支配の論理が用いられる。Bellamy は、保護する責任論でも人道法の議論と全く同様に、問題となるのは主権そのものや支配の正統性ではなく、領域を実際に支配している状態であると言い切る。そして政府の一義的な保護する責任を毀損することなしに、一定の領域と住民を実効的に支配する反政府勢力に、保護する責任を認める。その意図は、彼らの支配を認めることではなく、その支配下の住民への責任を認めさせるためだけである（Bellamy and Luck, 2018, p.64）。

国際政治の実践でも、実効支配の論理が認められる事例がある。有名な例として、スリランカ内戦の反政府勢力（LTTE）に対して、国連が国際法遵守を呼びかけた事例がある。LTTE は一定の領域を実効的に支配、インフラや行政整備に着手し、独自の警察・司法機構も維持している。ただし LTTE はほとんどの国から承認を受けていないことから、人権

<sup>34</sup> 一定の領土に対して事実上の支配権（authority）を行使している反政府勢力は、武装勢力において国家と同じ国際法の規範に拘束されるという論理（Fortin, 2017, p.200）。



法の主体として呼ぶことには躊躇される。そこで LTTE が人権を守ることへの国際社会の期待を、「LTTE が世界に対して、支配下の住民を代表したければ、人権を尊重する国際法の義務を受け入れなければならない」と述べた（Economic and Social Council, E/CN.4/2006/53/Add.5, 2006, para.26）。

以上から、責任アプローチにおいて実効支配の論理が適用可能であると判断し、住民の人権を保護する責任を持つ主体は、一定の領域と住民を実行的に支配する主体と設定する。

## 第6項 限界

本研究が整理した責任アプローチは、ただし人権保護のための唯一解ではない。それは、人道支援機関の現場で見られる、人権保護のための現実的な妥協に積極的な意義を認めて、理論化したに過ぎない。そのために、支配勢力が住民を虐殺している状況については、意識的に検討事項の外に置いた。

また本論では議論できていないが、人道支援機関が存在しない地域での人権侵害も、検討事項の外である。第1章で人道支援機関を、住民に物資や安全性を直接提供する活動（人道支援）を行う機関と定義したのは、このためである。人道支援機関は、普遍的に人権を保護する機関ではない。あくまで人道支援を実施するために、支配勢力の要請や許可を得て、その支配領域内で活動する。その活動地域内で目撃する人権侵害に対して、取るべき対応に関する、一つの結論が責任アプローチである。人権侵害が発生するすべての地域で、人道支援機関が活動しているわけでは全くない。特に政府が有効に機能し、国外勢力を一律に遮断している場合は、人道支援機関が人権侵害の現場で活動できる可能性は極めて小さい。シリアのように、人道支援活動が実施されても、その活動が政府の影響力のある国内機関に実施される場合も、状況は変わらない。この人権侵害に対しては、人権研究や、越境的な市民社会に関する研究、さらには国際関係論の規範を重視する理論などが議論を蓄積してきた。

本論文の射程となるような場合でも、アフガニスタンやスリランカ、ルワンダといった、深刻に抑圧的な支配で、責任アプローチを検討・実施することは、非現実的であるという批判も考えられよう。この批判は反実仮想の域を出ず、即断はできない。ただし仮に責任アプローチの適用が困難だったとしても、本研究で責任アプローチを整理した意義は消滅しないと考える。なぜならば、それら深刻に抑圧的な支配の事例がもたらした衝撃の大きさ故に、人道支援と人権保護の議論は二者択一性を過度に強調してきたとも言えるからである。Michael Barnett (2011) が言うように、人道支援の世界では、ルワンダ以前とルワンダ以降がある (Barnett, 2011, p.213)。ジェノサイド首謀者が支配した難民キャンプで、人道支援機関は二者択一を厳に迫られた。しかしながら第1章で述べたとおり、深刻に抑圧的な支配の事例が迫る二者択一の緊迫性を、過度に一般化することは、むしろその緊迫性を相対化してしまうだろう。抑圧度が相対的に低い支配では、むしろ二者択一性に固執せずより柔軟に選択肢を検討する土台として、責任アプローチを議論する意義がある。

#### 第4節 まとめ

本研究では、内政不介入規範と住民の人権基準の達成とを両立させる可能性について、国際関係論と人道研究の系譜から従来の思想をレビューした。特に、人権保護への関心を保ちながらも、無制約な介入を警戒する論陣を張った理論家である John Vincent と Hugo Slim の議論を検討することで、内政不介入規範の観点から責任アプローチの理論的根拠と限界を、実施する状況、権利の内容、権利保護の程度、保護のための方法という観点から整理した。

第一に、責任アプローチは虐殺に至らない状況への非武力的介入を概念化したものであると言える。支配勢力が住民を虐殺している状況は、いかなる立場からでも武力介入が拒否されるものではないはずである。そこで、協調的な姿勢を原則とする責任アプローチが適用される状況として、虐殺が起きている状況は含まれるべきではない点を確認した。

第二に、Vincent と Slim が生命の権利とその他の人権を区分して議論したように、責任アプローチも生命の権利を優先的に考えるものであると言える。人権保護の名目で様々な権利が保護対象に含まれてしまえば、人道支援の中核である生命の権利の保護が手薄になりかねない。そこで、一般的な人権思想とは異なり、生命の権利とその他の人権を保護の程度において区別することが正当化されると考えられる。

第三に、責任アプローチとは、人道支援を維持しながら、人権を抑圧する支配勢力に対してキャパシティ・ビルディングや説得といった働きかけを行うことで、その支配勢力が住民に対して提供すべき生命の権利の制度的保障を補完するものと言える。生命の権利は、極めて例外的な場合を除き、支配勢力による侵害が正当化されるものではなく、制度的に保障されるべきである。しかし、その他の人権は、支配勢力の理解を得ることが難しい場合があり、生命の権利に係る保護活動よりも実現が困難な場合があると予想される。この点、責任アプローチは、人権保障の実現を早急に求めるよりも、その恣意的な制約が削減されるよう働きかけるものである。

第四に、責任アプローチの具体的な方法は、支配勢力の正統性を否定せずに、人道支援を継続することで働きかけを維持し、支配勢力が住民の人権を保護する責任を履行するよう奨励することであると整理される。その活動様態は、人道支援機関による支配勢力と住民との関係の仲介と定義しうる。

以上のとおり本研究は、人道支援の研究者から限られた文献で散発的に指摘されるにとどまっていた責任アプローチを国際関係論と人道研究の系譜の中に位置づけた。そして、新人道主義や保護する責任論といった、支配勢力の打倒に傾倒していた従来の議論のバランスを取り戻す視点として支配勢力による住民の人権を保護する責任を取り上げ、責任アプローチを整理した。上述したとおり責任アプローチは、その適用範囲や人権保護の目的を限定することで、例えば人権に関する介入であっても内政不介入規範と両立しうるものと考えられる。ただしこの概念整理だけでは、このアプローチが本当に人道支援の現場で実施可能かは明らかとはならない。そこで第3章と第4章では、より具体的に責任アプローチの実施可能性を検討する。

## 第3章 責任アプローチの成功条件

第3章は、責任アプローチの成功条件を分析する。第2章では、責任アプローチを、住民の人権を保護する責任を支配勢力に協調的に働きかけることであると整理した。ここでの人権保護とは、生命の権利の制度的保証と、その他の人権の恣意的な制約の削減である。また協調的とは、支配勢力の正統性を否定しないことを意味する。本章では、国際赤十字委員会（ICRC）による被拘禁者訪問を取り上げた定量分析によって、責任アプローチが実際に成功する条件を考察する。

責任アプローチは概念的な理想論として、いまだ限られた文脈で指摘されてきたにとどまる。その具体的な実践例の少なさも重なり、こうしたアプローチが成功する条件は分析されてきていない。そこで注目するのが、ICRCの被拘禁者訪問である。ICRCの被拘禁者訪問は、統一的かつ長期的な支配勢力に対する協調的働きかけの一例であり、それによって被拘禁者の待遇改善を促してきた。それは責任アプローチの事例であると見なすことが可能であり、既に十分な成功が確認されている。そこで、このICRCの被拘禁者訪問が成功する要因を分析することで、責任アプローチの成功条件を探索することとした。

後述のとおりICRCの被拘禁者訪問に関する先行研究は、国際社会からの承認を求める政府および高い行政能力を有する政府ほど、ICRCの被拘禁者訪問を許可する傾向がある点を指摘している。しかし、こうした属性だけがICRCによる訪問要請に関する当該政府の態度を左右するとは限らない。経済規模の大小、紛争状態の有無、ICRCとの関係性といった他の属性は影響しないのであろうか。また、訪問を拒否していた政府が、ICRCによる働きかけによって態度を軟化させることはないのであろうか。こうした点を先行研究は十分に明らかにしていない。

そこで本研究では、ICRCの被拘禁者訪問が支配勢力に許可される際の成功要因を、支配勢力の特徴とICRCの働きかけという二側面から統計的に分析した。第1節では、ICRCの被拘禁者訪問の概要と、それを責任アプローチに位置づける根拠を説明する。本論文の仮説を設計するにあたって、有用となる先行研究や、本研究とは異なる問題意識からICRCの被拘禁者訪問を取り扱った研究が参照される。第2節では、本論文の研究モデルとして、ICRCの被拘禁者訪問を回帰分析の従属変数に操作化する手順の説明と、独立変数の整理が行われる。本論文は分析を二段階で実施する。分析Iは、ICRCの被拘禁者訪問を許可する傾向にある支配勢力の特徴を分析する。分析IIは、分析Iで有意となった支配勢力の特徴を統制変数に据えて、被拘禁者訪問を拒否していた支配勢力が許可に転じるうえで効果的なICRCによる働きかけの種別を分析する。第3節で統計分析の結果を紹介し、第4節で責任アプローチの成功条件に関する含意と本研究デザインの限界を指摘する。

### 第1節 研究の背景

#### 第1項 責任アプローチへの位置づけ

本研究はICRCの被拘禁者訪問を、責任アプローチの事例に位置づける。すなわち被拘

禁者訪問という活動は、拘禁当局である支配勢力が被拘禁者の人権を保護する仲介活動に当たる点を確認する。

### (1) 被拘禁者訪問の概説

簡単に ICRC の被拘禁者訪問活動について、概観する。まず訪問対象者の属性を大別すると、ジュネーブ第三条約に詳細な規定のある国家間戦争の捕虜（戦争捕虜）と、そうではない政治犯や内戦下の捕虜（政治犯）<sup>35</sup>、また拘禁された非正規滞在移民（被拘禁移民）が挙げられる。このように ICRC が訪問する対象は、通常の刑罰的措置によって拘禁された者ではない。この理由として、戦争捕虜や政治犯が、支配勢力から敵だと認識し劣悪に扱われることが想定されるためと説明される（Armstrong, 1985, p.632; ICRC, 2016a, p.6）。

被拘禁者訪問の目的は、被拘禁者の身体的・精神的完全性が尊重され、彼らの処遇と生活環境が国際人道法やその他の規則、また国際的に認められた基準に従うよう保障することである<sup>36</sup>。ただしこの目的は、ICRC が直接実現するのではなく、拘禁当局を含む支配勢力による制度変更等を通じて実現が目指される。ICRC は、被拘禁者から直接、生活環境と拘禁状況の評価や人道ニーズを聴取し、また特別な保護を必要とする被拘禁者に対する個別の経過監査も行う。また必要性が認められれば、被拘禁者に物資を提供し、またその生活環境が衛生等の観点に適うように、拘禁施設への機材提供や職員に対するキャパシティ・ビルディングも実施する。重要なのは、ICRC の活動は単発的な物資提供にとどまらない点である。すなわち被拘禁者が最低基準以上で処遇され、またその状態が継続するように、拘禁当局やより上部の意思決定権者に対して、ICRC は具体的な改善内容を提言しその実現を働きかける（ICRC Annual Report 2021, pp.11-12）。

このように被拘禁者訪問は、救援活動と支配勢力への働きかけを含んだ、広範な人道的活動である。言い換えれば訪問活動の実施は、単に被拘禁者の置かれた状況を ICRC が把握するだけではなく、物資提供を通じて被拘禁者の人道状況が改善される。さらにすぐ後述するように、その範囲は限定的ではあるが、被拘禁者に対する保障が継続し人権が保護されるように、支配勢力に働きかける。

なお ICRC の訪問活動の結果によって、被拘禁者の置かれた人道状況や、支配勢力と被拘禁者の関係が改善したことを示すような具体的なデータは存在しない。ICRC は年間報告書において、被拘禁者訪問活動の実施結果（各国で訪問した人数、訪問箇所、訪問回数）と、拘禁施設に提供された物資の額を公表している。その一方で、被拘禁者の置かれた状況に関するデータは、非公開であり、具体的に改善に寄与したかは定かではない。また支

<sup>35</sup> 内戦を典型とした国家間戦争ではない武力紛争において、捕虜的状态となった者は、基本的にはジュネーブ条約の保護対象者ではない点から、政治犯に整理されることが適当である。

<sup>36</sup> 国際人道法としてはジュネーブ条約が挙げられる。ただし後述のとおり、ジュネーブ条約は戦争捕虜の拘禁を定めているが、そうではない被拘禁者の処置について、特段の定めを設けていない。ICRC がその訪問において、一般的に参照可能な「国際的に認められた基準」とは、国家政府が参加する国際会議の場で承認されてきた、ICRC の実践を体系化した被拘禁者訪問の基準である。

配勢力への働きかけも、結果的に支配勢力の住民に対する処置が変化したかも、統一的に追跡調査が実施されているわけではない。しかしながら、本論文が注目する責任アプローチでは、第一に救援活動と並行した支配勢力への働きかけを継続的に実施できるか否かが重要である。被拘禁者訪問活動の目的には、一般的にこの支配勢力に対する働きかけが含まれている。そこでこの働きかけが、本論文が提示する責任アプローチでの人権保護の内容や程度、方法に合致するかが重要となる。

その妥当性を、第2章で列挙した基準（状況、権利と程度、方法）に則して説明する。

## （2）被拘禁者訪問を実施する状況

訪問対象である被拘禁者は、拘禁当局による虐殺の危機に曝されているわけではない。正確に言えば、ナチスの強制収容所のような虐殺を目的とした拘禁に対しては、ICRCは被拘禁者訪問のような悠長な働きかけではなく、虐殺停止のために国連を中心とした国際政治の枠組みでの、武力介入を辞さない介入を求めると予想される。この姿勢は、ナチスの強制収容所の実態を知らながら批判しなかった過去の対応を、ICRCが誤りと断じている点から示唆される（ICRC, 2005）。

その一方で被拘禁者は一般的に、刑法の規定や公平な裁判に基づいて拘禁されているわけではない。そのために適切な裁判を受ける権利や移動の自由が制限されている。また時には拷問やその尊厳を貶める待遇に置かれることも少なくない。このように、被拘禁者の生命の権利は虐殺されていない点で最低限度に充足されている一方で、生命の権利が侵害の危機に曝されないよう保障されているわけではない。その他の人権は、価値が実現されずまた、その制約事由も恣意性が高い。これらの権利制約事情に鑑みて、被拘禁者の置かれた状況は、抑圧的な支配だと判断することができよう。

## （3）保護される権利と程度

ICRCの被拘禁者訪問は、被拘禁者の生命の権利を主たる保護の対象にしていると考えられる。必ずしもICRCが、その訪問を人権保護、特に生命の権利の保護として、明示的に位置づけているわけではない。しかしながら、被拘禁者訪問が全く人権保護への視点を欠いているわけではない。既に述べたように、ICRCが被拘禁者を訪問する目的は、被拘禁者の身体的・精神的完全性の保護、最低限の生活環境の保障、さらに家族との面会の追求といった極めて限定的な内容にとどまる。これらは生命の権利に包含できる内容である。

この生命の権利がいかなる程度で保護されることを、ICRCは目的と考えているのか。保護の程度に関して、ICRCが明確に述べた説明は見られない。ただしその活動方針からは、ICRCが被拘禁者の生命の権利について、充足以上の程度で保護しようとする姿勢がうかがえる。例えばICRCは、支配勢力が被拘禁者を虐殺せず、生命の権利が最低限度で充足されている状況であっても、食糧や衛生環境が劣悪である点を問題視する。さらには、その状況が悪化し、被拘禁者の身体的・精神的完全性が、侵害の危機に曝されないよう保障を施す。具体的には、拘禁当局の立ち会いなしで、個別に被拘禁者から拘禁状況を聞

き取る。必要があると見なされれば、年をまたいだ経過観察も実施される。これは支配勢力が被拘禁者の処遇を悪化させた場合に、早急に見つけ支配勢力への申し入れを可能にする。この点から ICRC の訪問活動は、生命の権利を制度的保障の度合で保護する活動であると言えよう<sup>37</sup>。

その一方で ICRC は、その他の人権を保護する観点では、極めて抑制的な対応を取る。特徴的なのは、拘禁の恣意性を問わない点である。その拘禁が恣意的であれば、言うまでもなく移動の自由の侵害である（自由権規約第九条第一項）。ただし ICRC は、訴追の適切性、被拘禁者の有罪性、超法規的な拘禁を許可する法体系の正統性が、その直接の関心事項ではないことを明言する（Aeschlimann, 2005, p.98）。ただし ICRC は、拘禁の恣意性を問わない代わりに、国際人道法や他の国際規範が求める司法的保障の確保は唱える（Aeschlimann, 2005, p.117）。移動の自由が充足されない点は甘受しながらも、曲がりなりにも司法手続きを確保しようとする姿勢は、恣意的な侵害から合理的な制約へと、権利保護の度合を高めようとする試みであると解釈可能である<sup>38</sup>。

#### （4）人権保護の方法

被拘禁者訪問を通じて ICRC は、支配勢力が被拘禁者に対する上述の人権を保護する責任の履行を奨励する。ICRC の提言に従い適切に協力する政治的意思を支配勢力が持つ限りで、ICRC は支配勢力の責任を奨励することに注力し、また支配勢力のキャパシティ・ビルディング等も視野に入れる（Aeschlimann, 2005, pp.95-96; ICRC, 2016a, p.22）。

また特徴的なのは、ICRC の被拘禁者訪問は、戦争捕虜の訪問以外は法的根拠を持たない点である。国家間戦争の捕虜に対する訪問は、1929 年ジュネーブ条約の法制化以降、現在に至るまで国際法的根拠を持つ（ジュネーブ第三条約）。その一方で政治犯への訪問活動は、戦争捕虜への訪問が実施されてから程なく提案されてきたにも関わらず、現在に至るまで内政不介入を理由にした反対は根強く、法的根拠を持つまでには至っていない（Aeschlimann, 2005, pp.84-85; Forsythe, 2005, pp.68-69）。被拘禁移民への訪問活動も、近年になって公式声明に盛り込まれたものの（ICRC, 2016b, p.1）、法的根拠は整備されていない。その一方で、ICRC の訪問対象者として多くの割合を占めるのが、その訪問に法的根拠のない政治犯と被拘禁移民となっている。2021 年に ICRC が実施した被拘禁者訪問において、政治犯と被拘禁者を対象にした訪問は、全体の 85% に至る（ICRC Annual Report 2021, p.489）。政治犯と被拘禁移民のいずれも人権条約の対象であり、また被拘禁移民の中には難民条約の対象となる者も含まれる。ただしそれら国際法の一般的な保護を超えて、ICRC の訪問活動に根拠づける国際法は存在しない。言い換えれば支配勢力には、ICRC の

<sup>37</sup> 訪問の結果は、公開情報から定量的に判断することは難しいが、訪問の結果事態が改善したという指摘は、繰り返されている（Moreillon, 1974, p.182）。

<sup>38</sup> なお被拘禁移民に関しては、ICRC は支配勢力になるべく移動の自由を制限しない対応を求めている（ICRC, 2016b, p.2）。これは合理的な制約から充足へと、さらに保護の度合を強める動きである。ただし同種の呼びかけは、政治犯や戦争捕虜に対しては見られない。

訪問を受け入れる法的義務はない。

ICRC は、被拘禁者訪問の一般的な根拠として、ICRC による一貫した実践が国際会議の場で各国政府によって承認されている事実を求めている (Aeschlimann, 2005, pp.87-89)。また被拘禁移民については、その法的地位に関わらず、管轄権内におけるすべての人の安全を保障し権利を保護する責任を、国家が有していると言明している (ICRC, 2018)。この言明からは、前章で述べた実行支配の論理を指摘することが可能である。すなわち、物理的に実効支配する勢力に、その支配領域下に存在する被拘禁者の保護の責任が呼びかけられる。すなわち、すべての移民が人権法の対象であることに言及し、脆弱な移民の生命を保護し、その尊厳を維持、また苦痛を和らげる責任を国家が果たすことを、ICRC は対話を通じて支配勢力に働きかける (Bihan, 2017, pp.103-105)。また ICRC は支配勢力との緊張関係を避けるために、拘禁の是非を対外的に批判することは原則しない。ICRC による働きかけが意味を全くなさず、支配勢力が合意した手続きに従わない場合は、公的避難や活動停止が考えられる (Bihan, 2017, p.100)。このように ICRC は、支配勢力との協調的な働きかけを基本に、対立的な働きかけは極めて限定的にしか行わない<sup>39</sup>。

ICRC は被拘禁者訪問を通じて、被拘禁者の人権を保護に関する支配勢力の道徳的・政治的な責任を、協調的に奨励していると解釈することが可能である。既に述べたとおり ICRC の被拘禁者訪問は、複合的な活動形態である。被拘禁者に訪問ができたということは、被拘禁者の置かれた食糧や衛生環境といった人道状況の改善に加えて、被拘禁者の人権状況を、限定的であっても ICRC が働きかける関係を構築できたことを意味する。以上から本論文は、ICRC による被拘禁者の訪問を、責任アプローチの成功した事例と見なす。

そこで責任アプローチの成功条件を分析するために、どのような条件があれば支配勢力が ICRC の被拘禁者訪問を許可する傾向にあるか、言い換えれば ICRC の訪問可能性を左右する要因を抽出する。ICRC の被拘禁者訪問における事例としての限定性から、一般化範囲に留保が必要なものの、その成功条件は責任アプローチの成功条件の示唆を提供する。

## 第2項 先行研究

ICRC の訪問可能性を向上させる要因の仮説を設定するために、被拘禁者訪問を直接扱った研究に加えて、人道支援機関による支配勢力への働きかけに関する「人道アクセス」<sup>40</sup>と「人道交渉」<sup>41</sup>の先行研究を参照する。責任アプローチを主題にした本論文が、人道ア

<sup>39</sup> なお被拘禁者訪問であれば、必ず協調的な働きかけが取られるわけではない。MSFは被拘禁者の人権状況の改善のために、活動を拒否したり、拘禁内容を暴露することがある。また支配勢力による移民拘禁の方針自体を認めない立場を取ることもある (Kotsioni, 2016, p.54)。このように MSF の活動では、対立的な働きかけが行使される場面が、ICRC よりも多いと考えられる。

<sup>40</sup> 本論文では、人道アクセスの一般的な定義である、「人道アクターが被災者に必要な支援を届ける能力、および被災者自身が必要な支援に手が届く能力」を採用する (UNOCHA, 2017, p.1) (日本語訳は渡部 2013 より)。

<sup>41</sup> Minear (2007) は、「人道交渉」(humanitarian diplomacy) の単語について、伝統的な国家政府間による合意の締結や紛争和平のための外交と比較して、人道交渉を救援物資や支援機関職員の安全な通行の保障

クセスの先行研究を参照することは、注意が必要である。人道アクセスに関する交渉の成功は、人道支援の実施が許可されることである。それは人権保護の取り組みを含む、被拘禁者の訪問に対する態度の軟化とは、問題関心の異なる現象である。ただし、研究蓄積の少なさが指摘される被拘禁者訪問活動に対して (Biquet, 2014, p.6)、人道アクセスは事例報告を含めて、比較的研究蓄積が多い。支配勢力が人道支援に対して示す関心は、ICRC による被拘禁者訪問でも同じ方向に働くと期待できる。すなわち被拘禁者訪問の成功条件に関する仮説を設定するにあたって、人道アクセス研究は重要な参考材料となりえる。

これらの先行研究は、人道支援機関による支配勢力への働きかけが成功する条件を、支配勢力の特徴、そして働きかけに消極的な支配勢力の態度を軟化させる人道支援機関の戦略という、二つの側面から分析してきた。本研究ではそれら先行研究に従い、支配勢力の特徴と人道支援機関の戦略という側面で整理される要因から、本研究の作業仮説を設定する。また支配勢力の特徴では、多くの先行研究のように、働きかけの実現可能性に関わる行政能力と、その働きかけに対する意欲という、より細かい側面に分類できる。なお ICRC の被拘禁者訪問は、全体の半分以上が許可されている<sup>42</sup>。そこで第一に ICRC による特別な働きかけの要素を考慮しないで、支配勢力の特徴のみから、ICRC の訪問可能性を左右する要因を抽出する。次にその要因を前提に、当初は訪問を拒否していた支配勢力が、態度を軟化させるのに貢献したと思われる、ICRC の戦略を抽出する。

#### (1) ICRC の被拘禁者訪問を直接扱った研究

ICRC の被拘禁者訪問を直接扱った先駆的な研究である J.D. Armstrong (1985) は、政府が被拘禁者訪問に消極的・積極的になる理由において、支配の正統性への関連性を指摘している。消極的になる理由としては、訪問が拘禁の事実に対する間接的な非難を含意する点や主権原則に抵触する点が挙げられている。ICRC の被拘禁者訪問が、その支配の正統性を毀損することに対する政府の懸念がうかがえる。その一方で訪問に積極的になる理由としては、国内外からの当該政府に対する批判を回避する口実になる点や、国際的・国内的な正統性を向上させる点が挙げられている。さらに訪問を拒否する政府に対する ICRC の働きかけとしては、交渉時の慎重さや中立性が、訪問可能性を向上させる要素として指摘される (Armstrong, 1985, pp.637-638)。

本論文とは異なる問題意識であるものの、ICRC の被拘禁者訪問を直接的に扱った研究は、支配勢力の特徴に注目している。Hyeran Jo and Catarina Thomson (2013) は、まず行政能力の観点から、交戦主体が少ない政府、領土の支配や軍事的統率が取れている反政府勢

---

や銀行口座の解説等を目的にした日常的な活動と捉えている (Minear, 2007, pp.11-12)。ここではその射程を広げ、人道支援機関が、人道アクセスや人権保護などの目的で、支配勢力に働きかけることを意味する。<sup>42</sup> 明示的に主権を理由にして、被拘禁者訪問が認められなかった事例はある (Moreillon, 1974, p.173)。ただし多くの事例において、被拘禁政治犯への訪問が多くの事例において許可されてきたという事実を、J. D. Armstrong (1985) は国際社会における主権の退行にも繋がり得る不可解な謎と評している (Armstrong, 1985, pp.615-616)。この論評の意義は、現代でも変わらないと考えられる。



力においては、その実行可能性から被拘禁者訪問が成功する傾向にある点を示している。次に支配領域内外のアクターからの支持を獲得したい支配勢力は被拘禁者訪問を許可する傾向にあるという仮説を、民主主義国家または ODA に依存している政府、立法・政治部門 (legal political wing) を持つ反政府勢力に還元して、実証している (Jo and Thomson, 2013, pp.351-355)。反政府勢力だけを扱った Hyeran Jo and Katherine Bryant (2013) も同様に、域内外の正統性を得たい反政府勢力、具体的には立法・政治部門の存在を持ち、また市民からの支持に敏感な反政府勢力は、被拘禁者訪問を許可する傾向にある点を指摘している (Jo and Bryant, 2013, p.246)。

以上をまとめれば、ICRC の訪問可能性が向上する条件として、支配勢力の特徴では行政能力の高さ、住民と国際社会に向けた正統性への志向性、ICRC の戦略では慎重な態度が指摘される。

## (2) 人道アクセスの研究

人道アクセスを許可する支配勢力の特徴を整理するにあたって、Max Glaser (2005) が提起した行政能力／意欲の二分法に従う (Glaser, 2005, p.13)。

支配勢力の行政能力は、支配勢力による統率の程度として機能する。行政能力が高く指揮系統の統率が取れていれば、支配勢力は人道支援機関との間で合意した人道アクセスを、現場の部隊や職員に履行させることができる (Glaser, 2005, p.13; 小林, 2017, p.82)。また指揮系統下にある武装集団が、人道支援機関職員に攻撃しまた支援物資を窃盗することも抑止できる (Rohwerder, 2015, pp.3-4)。また行政能力は、支配領域内の物理的なインフラの充実度としても機能する。行政能力が低く支配領域内のインフラが未整備であれば、支援事業の実施に際して人道支援機関は物理的障害に直面する (Security Council Report, S/2009/277, 2009, annex line 3)。

支配勢力の意欲は、さらに積極的な要因 (インセンティブと) と消極的な要因 (ディスインセンティブ) に区分できる。さらに各要因が機能する理由が、支配領域内にもたらされる物資の量が重要であるか、支援が実施されること自体が重要であるかという基準で、量的要因と質的要因に分類できる。

量的インセンティブは、救援物資に対する必要性が高いほど、救援活動を実施する人道支援機関の働きかけに好意的になるように機能する。救援物資の提供によって、住民からの抵抗を抑え、政府はその支配を安定化させることができる (Mampilly, 2011, p.8; 小林, 2017, p.84)。救援活動の過程に支配勢力が関与する場面を顕示することで、その安定化機能を強化し、また自らの支配の正統性を主張することができる (Terry, 2002, pp.27-47)。より直接的には、人道支援機関から支援物資の何割かを直接押取り、また住民の手元に届いた物資を徴税する (Cutts, 1999, p.44; 上野, 2003, pp.257-258)。

質的インセンティブは、人道支援機関の存在自体がもたらす正統性に対する必要性が高いほど、支援機関の働きかけに好意的になるように機能する。人道支援機関に対する攻撃は、国際人道法上の違反行為であるため (ジュネーブ条約第二追加議定書第 11 条)、人

人道支援機関が存在する地域は敵対勢力からの攻撃が抑止され、時に軍事拠点にもなる (Terry, 2002, pp.27-28)。また人道支援機関の存在は、支配勢力が住民の福祉に積極的な姿勢を持つことの象徴となる (Anderson, 2000, p.79; 小林, 2017, pp.83-84)。

量的ディスインセンティブ<sup>43</sup>は、救援物資が支配を動揺させる懸念が高いほど、支援機関の働きかけに消極的になるように機能する。支配勢力との調整を経ずに大規模に展開される人道支援は、特に支配勢力の支配基盤が脆弱である場合に、住民に対する支配勢力の権威を失墜させる点が懸念されている (Blair, 2020, p.129)。また支配勢力が関知しない配給経路の形成、現地の優秀な人材の支援機関への登用などが、支配勢力の行政能力を毀損する点も懸念される (Harvey, 2009, p.27)。

質的ディスインセンティブは、人道支援機関の存在が支配の正統性を毀損する懸念が高いほど、支援機関の働きかけに消極的になるように機能する。支配勢力が犯した国際人道法違反や人権侵害を、人道支援機関が目撃し暴露する点が、支配勢力において懸念される (Cunningham, 2018, p.28)。また特に閉鎖的な体質の支配勢力は、人道支援機関が進入し住民と接触することで、支配体制が動揺する点を懸念する (Kunz and Reiner, 2016, p.341)。さらに人道支援を要請するという事実が、住民の保護を独力で果たせていないというメッセージを、国際社会に発信してしまう点を、政府が懸念する場合もある (Carnegie and Dolan, 2020, p.496)。

以上をまとめれば、人道アクセスを許可する支配勢力の特徴として、行政能力の高さ、量的インセンティブ (域外からの物資への依存度、紛争状態)、質的インセンティブ (住民と国際社会に向けた正統性の志向性)、量的ディスインセンティブ (支配の脆弱性)、質的ディスインセンティブ (人権侵害の深刻さ、閉鎖性) などが指摘されよう。これらは被拘禁者訪問を直接扱った研究の結果と、符合している。

### (3) 人道交渉の研究

支配勢力の態度を軟化させるための人道支援機関による戦略を整理するにあたって、規範逸脱的な政府に遵守を促すための働きかけに関する、Risse and Ropp (2013) の分類が有益である。すなわち強制、報酬・制裁、キャパシティ・ビルディング、説得 (信頼醸成) が挙げられる (Risse and Ropp, 2013, pp.12-16)。この中で、直接の武力を持たない人道支援機関が、支配勢力に何らかの目的を実施するよう、強制することは極めて例外的と考えられるために除外する。支配勢力の特徴における行政能力に働きかける戦略がキャパシテ

---

<sup>43</sup> ディスインセンティブは、自らの支配領域内への人道アクセスと、敵対勢力の支配領域内への人道アクセスを許可する場合で異なる。後者で言えば、上述の量的・質的インセンティブが、支配勢力にとって人道アクセスを拒否する要因として裏返しに機能する。すなわち、敵対勢力が人道支援物資や支援機関の存在や交渉の事実を利用して、軍事的・政治的に、支配領域内外の正統性を高め支配を安定化する点が懸念されよう (Labonte and Edgerton, 2013, pp.51-53)。ただし本論文が扱う責任アプローチは、支配領域内の住民の人権を保護する支配勢力の責任に焦点を当てる。そのため、支配領域外の住民への人道アクセスは、本論文では扱わない。

イ・ビルディング、インセンティブに働きかける戦略が報酬・制裁、ディスインセンティブに働きかける戦略が説得であると整理できる。

キャパシティ・ビルディングでは、働きかけの内容を実施するための資源の提供や、行政職員に対する研修の実施などが想定される。

人道交渉において、人道支援機関が提示できる報酬と制裁はいくらかある。代表的な報酬は、金銭的な報酬である。人道支援機関が、人道アクセスを確保するために、支配勢力に通行料や登録費、また警備費の名目で、金銭を提供する場合がある (Jackson and Aynite, 2013, pp.9-10)。また支配勢力の関係省庁や機関に対するキャパシティ・ビルディングを実施する点も、報酬として機能する (Mancini-Griffoli and Picot, 2004, p.71)。逆に制裁として、人道アクセスが認められない事実や、人道支援機関が見聞きした人権侵害について、国際的に批判するという脅しをかけることも可能である (Clements, 2018, p.384)。

人道交渉では、特に信頼関係を醸成するための説得が注目されてきた。人道支援機関が目撃したものを口外しないことや、人道アクセスが支配勢力にとって利益になる点について、支配勢力の信頼を獲得するために説得が重ねられる (Herrero, 2014, p.7; Clements, 2018, pp.381-382)。また交渉の際には、人道支援機関と支配勢力の間の人間関係や信頼性が重要である点も指摘される (Grace, 2020, pp.28-29)。Claude Bruderline (2018) は、他の人道アクセスの阻害要因とは異なり、支配勢力との信頼関係は所与ではなく、人道支援機関の対応次第で変わり得る要素であると説明する (Bruderline, 2018)。以上をまとめれば、人道アクセスの許可に効果的な人道支援機関の戦略は、キャパシティ・ビルディング、報酬・制裁、信頼醸成を目指した説得と整理できる。

これらの指摘を参考にしながら、ICRC の被拘禁者訪問の可能性を向上させる要因に関する仮説を設定する。支配勢力の特徴を整理するにあたって、量的／質的、インセンティブ／ディスインセンティブの区分を、ICRC の戦略を整理するにあたってキャパシティ・ビルディング、報酬・制裁、説得の区分を利用する。

### 第3項 研究仮説

本論文は、政府の特徴と ICRC の働きかけの二側面から、ICRC による被拘禁者訪問が成功するための条件を分析する。表3—1は、本研究で扱う作業仮説の一覧を示す。

#### (1) 政府の特徴

##### 政府の行政能力

本論文は、先行研究 (Glaser, 2005; Jo and Thomson, 2013) が指摘する、政府の行政能力が向上すれば ICRC の訪問可能性が上昇するという仮説を、前提として受け入れ統制仮説に設定する。

##### 統制仮説

政府の行政能力が高ければ、ICRC の訪問可能性は向上する

| 側面      | 要因            | 略称   | 仮説：ICRCの訪問可能性は...             |
|---------|---------------|------|-------------------------------|
| 統制      | 行性能力          |      | 政府の行政能力が高ければ、向上する             |
| 政府の特徴   | 量的インセンティブ     | I量イ① | 政府の経済規模が小さければ、向上する            |
|         | 量的インセンティブ     | I量イ② | 政府が紛争状態であれば、向上する              |
|         | 質的インセンティブ     | I質イ① | 政府が他の政府を身体完全性について勧告していれば、向上する |
|         | 質的ディスインセンティブ  | I質デ① | 政府が抑圧的であれば、低下する               |
|         | 質的ディスインセンティブ  | I質デ② | 政府が ICRC に抛出する割合が大きければ、向上する   |
| ICRCの戦略 | キャパシティ・ビルディング | II①  | ICRC が拘禁施設に物資を提供していれば、向上する    |
|         | 報酬            | II②  | ICRC が提供する救援物資が多ければ、向上する      |
|         | 説得            | II③  | ICRC が政府と外交機会を設定すれば、向上する      |

表 3-1 作業仮説の一覧

### 量的インセンティブ

ICRC が国外から搬入する救援物資が政府にとって持つ価値は、政府の支配下における物資の不足や、その緊急性に依存すると考えられる。物資が不足し、またその緊急性が高いほど、支配を安定化させまた住民からの反発を防ぐために、支援物資が有効だからである。この場合に支配勢力には、ICRC との良好な関係を構築しようという思惑が働き、ICRC の被拘禁者訪問も許可されやすくなると想定される。本論文は物資の不足とその緊急状態を、経済規模と武力紛争の有無で解釈する。

#### 仮説I量イ①

政府の経済規模が小さければ、ICRC の訪問可能性は向上する

#### 仮説I量イ②

政府が紛争状態であれば、ICRC の訪問可能性は向上する

### 量的ディスインセンティブ

ICRC が、被拘禁者を訪問し物資を提供することで、政府の支配基盤が弱体化するとは考えられない。いかに ICRC が被拘禁者に支援物資を提供しようとも、被拘禁者が支配勢力よりも ICRC に忠誠心を抱き、その忠誠心を基礎に ICRC が支配勢力とは異なる行政機構を設立することは、現実的ではない。そのため本論文では、量的ディスインセンティブを取り扱わない。

### 質的インセンティブ

ICRC の被拘禁者訪問自体は、拘禁施設という極めて限定的な地点で実施されるために、ICRC の訪問が敵対勢力からの攻撃の抑止になるとは考えられない。その一方で、被拘禁者訪問を許可している事実は、政府にとってその正統性を国際的に主張する根拠になりえる。ただし本論文は、ODA を受け取っていない政府も含んでいるために、先行研究 (Jo and Thomas, 2013) のように、正統性の志向性を ODA の依存度で解釈することはできない。ODA を受け取っていない政府が、国際的な正統性に全くの無関心であるとは想定できないためである。

そこで本論文は、政府が被拘禁者訪問に関連するテーマで外交活動を実施しているかどうかに注目する。被拘禁者訪問を包摂するテーマである身体的完全性 (physical integrity) に関して、政府が他の政府に国際的な改善勧告を実施する件数の多寡で解釈する。ある政府が被拘禁者を劣悪に扱っている状況で、他の政府に対して身体的完全性に関して勧告すれば、批判先の政府から反論が予想される。それは先の勧告の信頼性を損ねるだけではなく、勧告を発出した政府自体の正統性にも悪影響があると想定される。そこで身体的完全性に関して、他の政府に勧告を多くしている政府ほど、反論を防ぐために ICRC の被拘禁者訪問を許可しやすいと予想される。

#### 仮説I質イ①

政府が他の政府を身体完全性について勧告していれば、ICRC の訪問可能性は向上する

### 質的ディスインセンティブ

ICRC が訪問対象とする被拘禁者は、一般的に劣悪な待遇を受けていると想定される。支配勢力は、被拘禁者に対する劣悪な待遇が公表されることで、国際的な批判が及ぶ可能性を懸念する。その懸念の大きさは、被拘禁者に対する抑圧的な扱いの深刻さに相関する。さらにその抑圧性は、政府の国民に対する一般的な抑圧性と正に相関すると想定される。ただし留意すべきは、ICRC はその訪問結果を政府のみに共有し、極めて例外的な場合を除いて、対外的には公表しない。この姿勢は、同様に被拘禁者訪問を行う MSF が、時に劣悪な待遇を暴露する点と対照的である (Kotsioni, 2016, p.52)。しかしながら、その訪問結果が対外的にリークされた事例が 0 ではなく (Lewis, 2004)、政府が ICRC の秘匿性に懸念を決して持たないとは想定できない。その懸念は暴露された場合の反発が大きい、すなわち被拘禁者をより劣悪に扱っている政府ほど大きいと考えられる。逆に言えば、ICRC と恒常的な関係性を持ち、またその活動方針をより知っている政府であれば、懸念は小さいと考えられる。ICRC との関係性の緊密度や活動方針に対する理解は、政府が ICRC と制度的関係性を有している場合に深まると解釈する。本論文は、暴露に対する政府の懸念の大きさを、身体的完全性の侵害度合と、ICRC への提出割合で解釈する。

**仮説I質デ①**

政府が抑圧的であれば、ICRCの訪問可能性は低下する

**仮説I質デ②**

政府がICRCに拠出する割合が大きければ、ICRCの訪問可能性は向上する

**(2) ICRCの戦略****キャパシティ・ビルディング**

中央の支配勢力にはICRCの訪問を受け入れる意思があっても、資源不足のために、ICRCの基準に見合った拘禁環境を構築できない場合が考えられる。この場合には、ICRCが拘禁施設にキャパシティ・ビルディングを実施することで、ICRCの訪問を受け入れる環境が形成されると想定される。本研究ではICRCが拘禁施設に対してキャパシティ・ビルディングを実施しているかの有無を、拘禁施設や被拘禁者に対する物資提供の有無で解釈する。

**報酬・制裁**

被拘禁者訪問の許可の代わりに、ICRCが被拘禁者だけでなく住民に救援物資を提供、またはその総額を増加したという報告は見られない。ただし、支配勢力がICRCの救援物資を重視するために、その増減が暗示的にでも、交渉材料として機能することが考えられる。これは量的インセンティブに働きかける、報酬を用いた戦略である。

質的インセンティブに働きかける報酬を用いた戦略を、本論文は取り扱わない。被拘禁者訪問を許可した事実を以て、ICRCが特定の政府を称賛するようなことは想定されないからである。また量的・質的インセンティブに働きかける制裁も考えにくい。被拘禁者訪問が許可されなかった場合でも、ICRCが救援物資を減額し、また支配勢力を批判することはないからである。ICRCも、極めて例外的な人道法違反には、公的に批判する(Kellenberger, 2004, p.599)。ただし管見の限りにおいて、被拘禁者訪問の拒否に関する批判を、ICRCが提起した事例はない。交渉妥結の見込みがない状況では、批判声明を發出せず、被拘禁者訪問に関する交渉から撤退するのみである(ICRC Annual Report 2009, p. 289)。そこで本論文は、ICRCの戦略において制裁を取り扱わない。

**説得**

ICRCは被拘禁者訪問の交渉を定期的実施しているが、通常は事務方レベルにとどまっている。その交渉では暴露に対する支配勢力の不安が払しょくされない場合は、事務方を越えたレベルでの交渉が、開始される場合がある。それはICRCと政府のいずれか、または両方のハイレベルが参加することで、ICRCがその訪問結果について政府以外には口外しない旨のコミットメントが交わされると期待できる。またそれほど頻繁ではないが、ICRCがその国に新規に常設の駐在事務所を設立する場合がある。この事務所の新設にあたって合意が、取り決められる。本論文では、この取り決めを外交機会に含める。

## 仮説II①（キャパシティ・ビルディング）

ICRC が拘禁施設に物資を提供していれば、ICRC の訪問可能性は向上する

## 仮説II②（報酬）

ICRC が提供する救援物資が多ければ、ICRC の訪問可能性は向上する

## 仮説II③（説得）

ICRC が政府と外交機会を設定すれば、ICRC の訪問可能性は向上する

## 第2節 研究の方法

これらの仮説を検証するために、本論文ではロジット回帰分析を二回実施する。分析Iは、ICRC による特別な働きかけの要素を考慮しないで、支配勢力の特徴のみから、ICRC の訪問可能性を左右する要因を抽出する。分析IIは、分析Iで有意となった支配勢力の特徴を統制変数に据えて、二年以上<sup>44</sup>被拘禁者訪問を拒否していた支配勢力が許可に転じるための、ICRC による効果的な戦略を分析する。ロジット回帰分析は、従属変数が二値である場合に、変数間の相関関係を検証するのに頻繁に用いられる手法であり、以下の等式を用いる。従属変数である $Y_{i,j}$ は政府  $i$  が  $j$  年に ICRC の被拘禁者訪問を許可する場合は1、許可しない場合は0を取る変数である。本論文は内生性を回避するために、従属変数を1年前 ( $j-1$ 年) の独立変数で回帰する。 $j-1$ 年に各独立変数を取る数値は、 $X_{i,j}$ というベクトルで示される。また $\beta$ は各変数の係数ベクトルであり、 $\beta_0$ は切片を表している。

$$Y_{i,j} = 1/1 + e^{-\text{logit}(X_{i,j})}$$

$$\text{logit}(X_{i,j}) = \beta_0 + \beta \cdot X_{i,j}$$

検証範囲は2009年から2017年である。この理由は「国際的正統性」を示す変数が2009年以降から取得可能であり、「身体的自由指数」を示す変数が2017年以前で取得可能であるためである。ただし政府がICRCの被拘禁者訪問を拒否する場合のみを扱う分析IIでは、データ数の確保のために1997年から2017年までを加えている。また本論文は、先行研究とは異なり、政府のみを扱っている。表3—2は、各分析に含まれた国と統計分析に付された事例の数を、ICRCの報告書に示された地域別に表している。

<sup>44</sup> ICRCの被拘禁者訪問は、年単位で報告されている。また後述のとおり、ICRCの被拘禁者訪問を許可していた政府が、拒否に転じた直後の一年は、分析から除外している。そのために、支配勢力が訪問を拒否しているとデータ上表示されるのは、2年目以降である。

| 地域             | 分析I |      | 分析II |     |
|----------------|-----|------|------|-----|
|                | 国数  | 件数   | 国数   | 件数  |
| アフリカ           | 46  | 376  | 22   | 118 |
| アメリカ（北米・中米・南米） | 23  | 177  | 9    | 45  |
| アジア・太平洋        | 27  | 208  | 16   | 111 |
| ヨーロッパ・中央アジア    | 34  | 236  | 15   | 98  |
| 中東             | 12  | 191  | 8    | 52  |
| 合計             | 142 | 1188 | 70   | 424 |

表 3 - 2 地域別訪問国数と件数

## 第1項 従属変数

従属変数は、特定の政府がある年に ICRC の訪問を許可した場合は 1、拒否された場合は 0 の数値を取る。訪問許可のデータは、ICRC の年間報告書から抽出した<sup>45</sup>。年間報告書の記録は完全ではないが、各国の拘禁当局と交渉したか否か、被拘禁者を訪問できたか否か、訪問できた場合はその回数、訪問した被拘禁者と拘禁施設の数公表されている。これらは、ICRC の内部で統一的に記載されているために、国・年を超えて比較が可能と判断できる。ただし、すべての事例において訪問の実施またはその交渉の有無が明言されているわけではない。そこで本論文は、以下の手順で従属変数の値を割り当てた。

- (1) ある年の年間を通じて、1人以上の訪問が許可された場合、従属変数は 1 となる。交渉の事実が記載されているにも関わらず、訪問が拒否された場合、従属変数は 0 となる。
- (2) 支配勢力との交渉について記載がない場合、ICRC が訪問の対象とする被拘禁者がいるかどうか推定する。(i) 治安等の理由で ICRC が拘禁当局と交渉ができなかった場合、(ii) ICRC が交渉せず、拘禁施設の能力向上に係る活動を実施した場合は、対象となる被拘禁者がいると推定される。これらの場合は、ICRC が支配勢力に交渉を持ちかけているわけではないから、正確に言えば訪問自体が拒否されたわけではない。ただし ICRC が訪

<sup>45</sup> 後述の手続きを待たずに本研究の検討範囲から除外した例とその理由は以下のとおり。

(1) 独立変数のデータの欠損：マルタ、キプロス

(2) 国家政府ではない：ユーゴスラビア国際戦犯法廷（オランダ所在）およびルワンダ国際戦犯法廷（タンザニア所在）、パレスチナ、コソボ、アフガニスタンおよびイラクにおける占領勢力

(3) 1997年から2017年にかけて、被拘禁者の訪問活動に一度も言及がない：アンドラ公国、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーゼ、ブルネイ、ブルガリア、クック諸島、コスタリカ、チェコ、ドミニカ、ドミニカ共和国、北朝鮮、ガーナ、ガイアナ、バチカン市国、アイスランド、アイルランド、キリバチ、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア、モナコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、オマーン、パラオ、パナマ、ポルトガル、ルーマニア、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スリナム、スイス、トンガ、トリニダード・トバゴ、ツバル、UAE



問対象となる被拘禁者を訪問できなかった点から、従属変数を0とする。その一方で、(iii) 拘禁の一般的な方針のみが言明されている場合、(iv) 拘禁関連の具体的な活動が一つも言明されていない場合は、対象者の存在が推定できない。これらの場合は、従属変数は「欠損」となる。

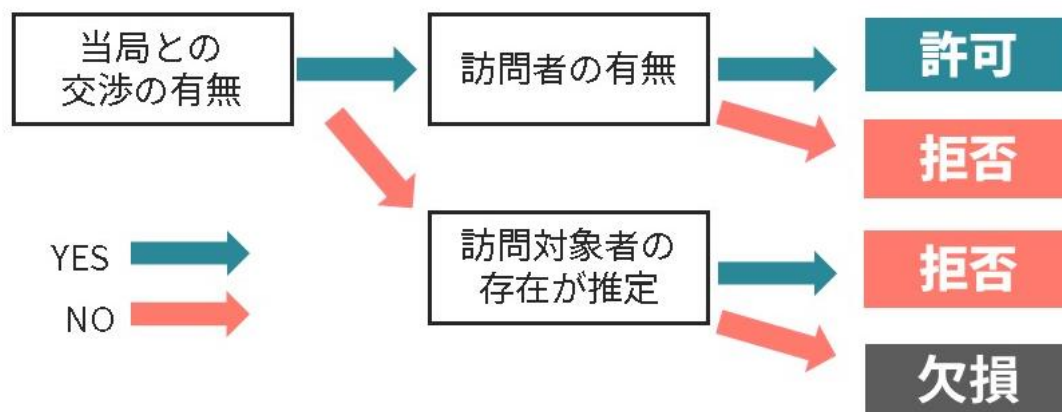


図 3-1 従属変数の処理手順 (1) と (2)

(3) 上記の作業で提出された欠損値は、前年度と同じ値に置き換える。この操作は、支配勢力の姿勢が軟化や硬化したならば、年間報告書で言及がされているはずという想定を前提にしている。ただし「欠損」が5年以上継続したならば、5年目以降の「欠損」を「除外」する。



図 3-2 従属変数の処理手順 (3)

(4) 分析IIにおいてのみ、「拒否」の1年目を「除外」する。本論文では、1年前の独立変数を、従属変数に回帰している。そのためにこの措置は、「許可」を「拒否」時代の変数で回帰することは認めるが、「拒否」を「許可」時代の変数で回帰することを、本論文のモデルは認めないことを意味する。この処理は、「拒否」から「許可」の変化は連続的に生じる一方で、「許可」から「拒否」の変化は外生的な要因（武力紛争の勃発等）で突発的に生じるという想定を前提にする。この想定に立てば、「拒否」を1年前の変数で回帰してしまうと、分析結果を歪めることが予想される。同様に「拒否」の後の「許可」も、突発的な外生的要因（政権交代等）によって生じうるが、「拒否」の後の「許可」を除外すると、目的である人道支援機関の働きかけが分析できなくなる。そこで本論文では、「拒否」の後の「許可」は線形に推移するが、「許可」の後の「拒否」はその限りではないと推定する。

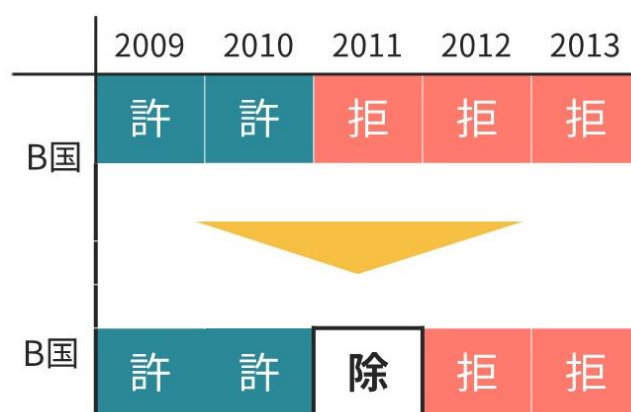


図 3-3 従属変数の処理手順 (4)

これら措置による事例数の変化は、表 3-3 と表 3-4 にまとめられている。

| 分析I | 元データ |      | 修正データ |      |
|-----|------|------|-------|------|
|     | 事例数  | 割合   | 事例数   | 割合   |
| 許可  | 779  | 15%  | 877   | 69%  |
| 拒否  | 192  | 61%  | 259   | 20%  |
| 欠損  | 307  | 24%  | 0     | 0%   |
| 除外  | 0    | 0%   | 142   | 11%  |
| 合計  | 1278 | 100% | 1278  | 100% |

表 3-3 欠損値処理による事例数の変化 (分析I)

| 分析Ⅱ | 元データ |      | 修正データ |      |
|-----|------|------|-------|------|
|     | 事例数  | 割合   | 事例数   | 割合   |
| 許可  | 66   | 16%  | 66    | 16%  |
| 拒否  | 237  | 56%  | 358   | 84%  |
| 欠損  | 121  | 28%  | 0     | 0%   |
| 合計  | 424  | 100% | 424   | 100% |

表 3-4 欠損値処理による事例数の変化（分析Ⅱ）

被拘禁者訪問に関する先行研究の Jo and Thomson (2013) と Jo and Bryant (2013) は、いずれも欠損値をすべて「拒否」に置き換えている。この処理は、交渉の記載がなかろうとも、ICRC は支配勢力と被拘禁者の訪問可否について交渉したという想定を前提にする。この前提が成立する理由は、それらの研究が内戦状況にある支配勢力のみを扱っているためである。内戦状況下では、戦争捕虜や政治犯が拘禁されていると、一般的に想定できる。そのため支配勢力との交渉が実際にはない場合であっても、訪問活動の対象者を推定できるため、「拒否」と処理することはそれほど問題がない。その一方で本論文は、内戦含む戦時下にある場合に限られず、一般的に政府を取り扱っている。前述のとおり、現代では内戦には至らない事由で拘禁された政治犯や不法滞在移民も、ICRC の訪問対象である。そのため、訪問活動の対象者がいるという前提を据えることはできない。

## 第2項 独立変数

独立変数は、政府の特徴と ICRC の働きかけの二種類に分類され、表 3-1 に示された各仮説に対応する。政府の特徴に関する要因を説明する。（統制仮説）世界銀行の「世界ガバナンス指標」の一つである効率性指標（GEI）を使用する。GEI は、行政サービス・政策策定実施の質の高さを、パーセンタイル値として 0 から 100 の範囲で示す（Kaufmann et al., 2010）<sup>46</sup>。（仮説Ⅰ量Ⅰ①）国内総生産（GDP）を使用する。なお世界銀行で発表される数値を自然対数変換した値を使用している。（仮説Ⅰ量Ⅰ②）紛争の有無（CON）は、25 人以上が死亡した武力紛争が発生すれば 1 を値に取る二値変数である（Sundberg and Melander, 2013; Hógladh, 2021）。（仮説Ⅰ質Ⅰ①）勧告数（UPR）は、国連人権理事会に設置される普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review）において、当該政府が身体的完全性の権利状況を改善するように勧告した相手国政府の数を示す（Terman and Byun, 2022）<sup>47</sup>。（仮説Ⅰ質Ⅱ①）身体的完全性指標（PII）を使用する。PII は、

<sup>46</sup> 元データには、1997 年、1999 年、2001 年の数値が欠損している。そこで、政府の効率性指標は一般線形に変化するという前提の下、欠損年の昨年と翌年の数値の単純平均を使用している。

<sup>47</sup> 本論文では、Rochelle Terman and Joshua Byun (2022) が、UPR で提起される多くのテーマを 7 つにカテゴリー分けした中で、「身体的自由の権利」カテゴリーを使用している。同カテゴリーに含まれるテーマは、司法、死刑、拘禁、強制失踪、超法規的処罰、国家機関による人権侵害、免責、拷問である（Terman and Byun, 2022）。

国民が政府による殺害や拷問、超法規的処罰に曝される危険性の低さ－3.8から5.4の範囲で示す (Fariss, 2014; Fariss, 2019)。(仮説I質デ②) 抛出割合 (DON) は、ICRCが年間報告書で公表している、当該政府が ICRC に抛出した額を同年の GDP で割った数値である<sup>48</sup>。

ICRC の働きかけに関する要因を説明する。(仮説II①) 支援総額 (AI) は、被拘禁者だけでなく当該国全体に ICRC が配布した救援物資の総額 (スイスフラン建て) を示す<sup>49</sup>。

(仮説II②) 拘禁施設への支援 (ADC) は、被拘禁者への訪問実施の有無に関わらず、ICRC が年間報告書で、被拘禁者や施設修復への物資提供を報告しているか否かを示す二値変数である。(仮説II③) 外交機会 (DO) は、ICRC が年間報告書で、外交機会の設定を報告しているか否かを示す二値変数である。外交機会は、ICRC 側から事務局長 (Director General) 以上、または政府側から大臣級以上が出席している会談に加えて、駐在事務所の設置の取り決め (headquarter agreement) の締結を指している。

### 第3項 モデル

表3-5は、全モデルと含まれる変数の一覧を示している。網掛けの部分は、モデルの対象外の変数である。✓はその変数が、モデルに含まれていることを示す。網掛けがなく✓も入っていない場合は、当てはまりの良さを比較した結果、当該変数を含まないモデルが選択されたことを示している。また：は交差項を示している。

|          |        | 分析I |     |     |     |     |     | 分析II |     |     |     |     |
|----------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
|          |        | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 1-6 | 2-1  | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 |
| 効率性指標    | GEI    | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   | ✓    | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   |
| 国内総生産    | GDP    | ✓   |     | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   | ✓    | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   |
| 紛争の有無    | CON    | ✓   |     | ✓   | ✓   |     |     |      |     |     |     |     |
| 勧告数      | UPR    |     | ✓   | ✓   |     |     |     |      |     |     |     |     |
| 身体的完全性指標 | PII    |     | ✓   | ✓   | ✓   |     | ✓   | ✓    | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   |
| 抛出割合     | DON    |     | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   | ✓    | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   |
| 支援総額     | AI     |     |     |     |     |     |     |      | ✓   | ✓   |     |     |
| 拘禁施設への支援 | ADC    |     |     |     |     |     |     |      | ✓   | ✓   | ✓   | ✓   |
| 外交機会     | DO     |     |     |     |     |     |     |      | ✓   |     | ✓   | ✓   |
| 交差項      | AI:ADC |     |     |     |     |     |     |      |     | ✓   |     |     |
| 交差項      | AI:DO  |     |     |     |     |     |     |      |     |     | ✓   |     |

表 3-5 モデルと変数の一覧

<sup>48</sup> 公表されている額はスイスフラン建てであるため、同年12月31日付の為替レートを使用してドル建てで計算している。

<sup>49</sup> ICRCの年間報告書では、地域事務所単位で複数の国への支援額が合計で計上されている場合がある。その場合には、各国の人口比で計算した。

分析Iで使用したモデルは、政府の特徴を示す独立変数のみを含み、すべてのモデルは、統制変数である GEI を含んでいる。モデル 1-1 は、量的インセンティブに係る仮説に対応している。モデル 1-2 は、質的インセンティブと質的ディスインセンティブに係る仮説に対応している。モデル 1-3 は全変数を含めている。モデル 1-4 は、赤池情報量基準 (AIC) の少なさから特定した、最も当てはまりの良いモデルである。武力紛争の影響力を独立して確かめるために、モデル 1-5 は武力紛争が発生した事例のみ、モデル 1-6 は武力紛争が発生しなかった事例のみを扱っている。紙幅の都合上、モデル 1-5 とモデル 1-6 は、最も当てはまりの良いモデルのみを示している。

分析IIで使用したモデルは、分析Iで有意に判定された変数を統制変数として、また ICRC の働きかけに係る変数を含んでいる。モデル 2-1 は、統制変数のみを含んでいる。ICRC の働きかけに関する要因を加えたモデルの AIC が、モデル 2-1 の AIC より低い場合に、その加えた要因が有効であることが示唆される。モデル 2-2 は、ICRC の働きかけに関するすべての変数を含んでいる。モデル 2-3 とモデル 2-4 は、ICRC の働きかけに係る変数の交差項を含んでいる。モデル 2-5 は、最も当てはまりの良いモデルである。

### 第3節 分析結果

#### 第1項 分析I

表3—6は、ICRCの訪問可能性に影響を与える政府の特徴要因に関する分析Iの結果を示す。各数値は左端列の独立変数に掛ける係数であり、95%基準で有意な数値のみ太字にしている<sup>50</sup>。またモデルの当てはまりの良さを評価する指標として、再現率 (True Positive Rate) と偽陽率 (False Positive Rate) による ROC 曲線にて計算された AUC (Areas Under Curve) の指標を用いている。

GEI は、モデル 1-1、1-3、1-4、1-5 において、有意にプラスの値を示している。この結果は、先行研究でも支持されていた統制仮説が、本論文でも部分的に支持されることを示している。紛争状況にない政府がその行政能力を向上させても、ICRC の訪問可能性は向上しない。その一方で、紛争状態にある政府が行政能力を向上させれば、訪問可能性は向上することが示唆された。

GDP は、すべてのモデルにおいて、有意にマイナスの値を示している。この結果は、仮説 I 量イ①が支持されることを示している。すなわち、政府の経済規模が小さければ、ICRC の訪問可能性は上昇する。なお紛争状況とそうでない状況の両方で有意を示した変数は、GDP のみであった。ただし紛争状態の方が、経済規模の小ささによる訪問可能性への寄与は大きいと示唆される。CON を独立変数として注目してみると、すべてのモデルにおいて有意にプラスの値を示している。この結果は、仮説 I 量イ②が支持されることを示している。すなわち、政府が紛争状態であれば、ICRC の訪問可能性は向上する。

<sup>50</sup> 数字の右上の\*は有意水準を示す。1つの場合は95%、2つの場合は99%、3つの場合は99.9%の水準で有意であることを示す。GDPの横の(ln)は、自然対数であることを示す。

| モデル<br>特徴   | 1-1<br>量的                   | 1-2<br>質的                   | 1-3<br>全変数                  | 1-4<br>最尤                   | 1-5<br>紛争有                  | 1-6<br>紛争無                  |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| GEI         | <b>0.028***</b><br>(0.004)  | 0.001<br>(0.004)            | <b>0.015**</b><br>(0.005)   | <b>0.015**</b><br>(0.005)   | <b>0.058***</b><br>(0.013)  |                             |
| GDP (ln)    | <b>-0.435***</b><br>(0.050) |                             | <b>-0.351***</b><br>(0.068) | <b>-0.396***</b><br>(0.060) | <b>-1.021***</b><br>(0.178) | <b>-0.246***</b><br>(0.048) |
| CON         | <b>0.840***</b><br>(0.211)  |                             | <b>1.181***</b><br>(0.248)  | <b>1.174***</b><br>(0.248)  |                             |                             |
| UPR         |                             | <b>-0.032***</b><br>(0.007) | -0.012<br>(0.008)           |                             |                             |                             |
| PII         |                             | <b>0.232**</b><br>(0.075)   | <b>0.253*</b><br>(0.113)    | <b>0.241*</b><br>(0.113)    |                             | <b>0.392***</b><br>(0.105)  |
| DON         |                             | <b>0.048*</b><br>(0.020)    | <b>0.064**</b><br>(0.024)   | <b>0.064**</b><br>(0.024)   | 0.440<br>(0.408)            | <b>0.055*</b><br>(0.023)    |
| Intercept   | <b>10.932***</b><br>(1.198) | <b>1.800***</b><br>(0.170)  | <b>9.361***</b><br>(1.510)  | <b>10.34***</b><br>(1.336)  | <b>25.93***</b><br>(4.384)  | <b>7.228***</b><br>(1.168)  |
| AIC         | 970.9                       | 993.6                       | 945.7                       | 945.6                       | 193.2                       | 737.4                       |
| AUC         | 0.704                       | 0.656                       | 0.726                       | 0.725                       | 0.833                       | 0.696                       |
| Observation | 1085                        | 1085                        | 1085                        | 1085                        | 259                         | 826                         |

表 3-6 分析Iの結果

UPR は、モデル 1-2 以外において、有意の値を示していない。この結果は、仮説 I 質イ①が支持されないことを示している。すなわち、政府が他の政府を身体完全性について勧告したとしても、必ずしも ICRC の訪問可能性は向上しない点が示唆された。

PII は、モデル 1-5 以外において、有意にプラスの値を示している。この結果は、仮説 I 質デ①が部分的に支持されることを示している。すなわち、紛争状態にある政府が抑圧的であれば、ICRC の訪問可能性は低下する。逆を言えば、政府が紛争下でない場合は、例え抑圧的であろうとも、必ずしも ICRC の訪問可能性は影響しないことが示唆される。

DON は、モデル 1-5 以外において、有意にプラスの値を示している。この結果は、仮説 I 質デ②が部分的に支持されることを示している。すなわち、紛争状態にない政府が ICRC に拠出していけば、ICRC の訪問可能性は向上する。ただし、紛争下にある政府は、ICRC に多く拠出したとしても、ICRC の訪問可能性は変化しないことが示唆される。

以上の結果は、表 3-7 にまとめられている。この結果より、GEI (紛争状態)・GDP・CON・PII (紛争無状態)・DON (紛争無状態) が、ICRC による被拘禁者訪問の可能性に影響を与える政府の特徴であると解釈できる。これらの変数が、分析IIで統制変数として処理される。なお CON は、それ自体を統制変数にするのではなく、その他の変数が有意となるための条件 (紛争状態の有無) を指定する役割として機能している。

|      | 変数  | 仮説：ICRCの訪問可能性は...             | 結果               |
|------|-----|-------------------------------|------------------|
| 統制   | GEI | 政府の行政能力が高ければ、向上する             | 部分的に有意（紛争状態）     |
| I量イ① | GDP | 政府の経済規模が小さければ、向上する            | 一般的に有意           |
| I量イ② | CON | 政府が紛争状態であれば、向上する              | 一般的に有意           |
| I質イ① | UPR | 政府が他の政府を身体完全性について勧告していれば、向上する | 有意ではない           |
| I質デ① | PII | 政府が抑圧的であれば、低下する               | 部分的に有意（紛争ではない状態） |
| I質デ② | DON | 政府がICRCに拠出していれば、向上する          | 部分的に有意（紛争ではない状態） |

表 3-7 分析Iの結果のまとめ

分析の結果有意と示された変数の中で、CONを除く四変数（GEI・GDP・PII・DON）の変化が、ICRCの訪問可能性に与える影響を視覚的に示したのが、図3-4である。各変数について、その他の独立変数の値を平均値に固定し、最小値から最大値まで値を変化させた場合に、予測されるICRCの訪問可能性が示されている。部分的に有意であったGEI・PII・DONは、有意が出た紛争状態だけの事例のみを取り出して操作している。すなわちGEIはモデル1-5、PIIとDONはモデル1-6の事例と独立変数を用いて、上記の操作を施している。一般的に有意であったGDPは、モデル1-4で上記の操作をしたうえで、同じグラフの中に紛争の有無それぞれの場合での変化を示している。なおX軸は各独立変数、Y軸はICRCの訪問可能性、網掛け部分は95%の信頼区間の幅、緑線は各変数の平均値を示している。

GEIは、全体の平均値である41.4（2017年のモルディブや2009年のレバノンに相当）程度の値までの上昇は、格段にICRCの訪問可能性を向上させる。その一方で、平均値を過ぎて以降は、GEIが上昇してもICRCの訪問可能性に影響は大して与えない。その一方でPIIは平均値である0.13（2012年のハイチや2012年のモーリタニアに相当）を過ぎて以降も、最大値までICRCの訪問可能性は順調に向上する。DONは、拠出額が0ドルの国が多いために平均値はあくまで参考であるが、4.1（2013年のアルゼンチンに相当）をはるかに越しても、上昇曲線は続く。50辺り（2009年のデンマークに相当）でピークを迎え限界曲線へと収束する。

GDPは紛争の有無で若干挙動が変わる。紛争状態にある国の方が、紛争状態にない国よりも、GDPの上昇によるICRCの訪問可能性を低下させる効果は緩やかに働く。これは紛争状態にある国の方が、GDPが上昇したとしても、ICRCがもたらす物資への依存から、よりICRCの訪問を許可しやすいという分析結果を反映していると考えられる。ただしGDPが全体の平均値である24.51（約440億ドル：2015年のエチオピアに相当）を超えてからは、紛争状態になったとしても、ICRCの物資に依存する必要はなくなるために、その訪問可能性には影響を与えないことが示唆される。

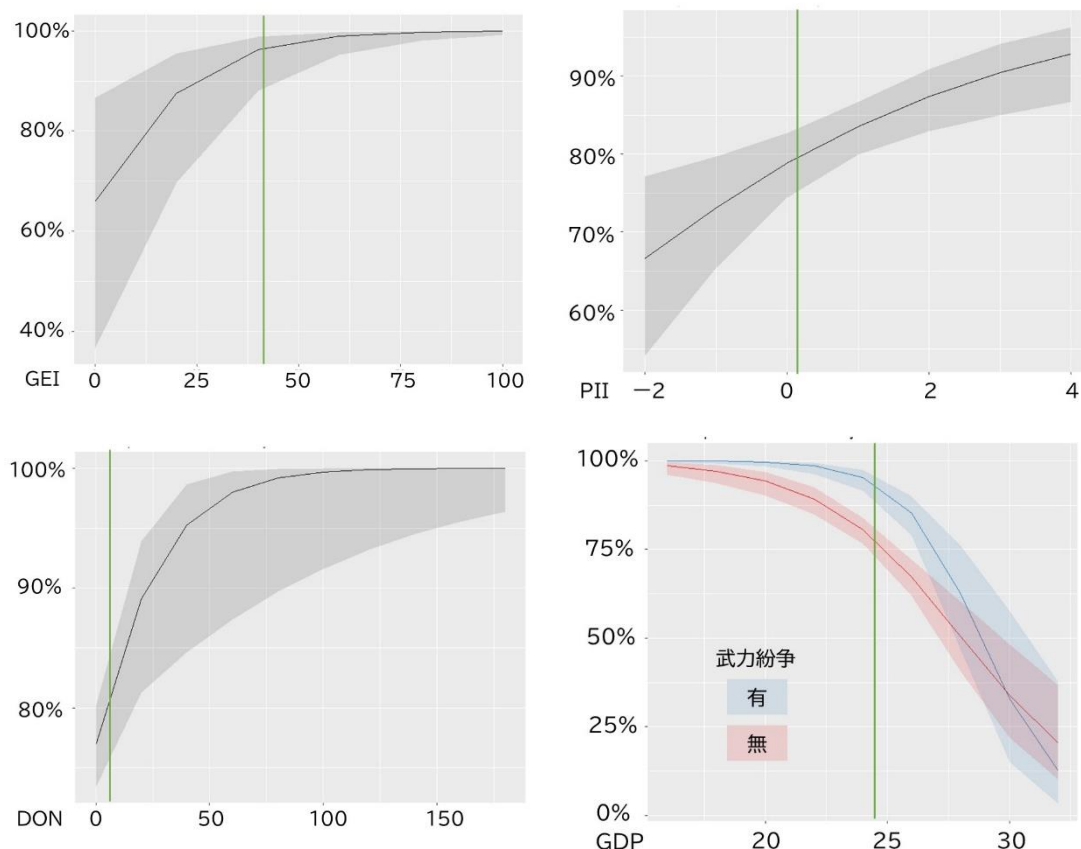


図 3-4 (分析 I) 有意な独立変数の訪問可能性に対する寄与度

第2項 分析II

表 3-8 は、ICRC の訪問可能性に影響を与える ICRC の働きかけ要因に関する分析IIの結果を示している<sup>51</sup>。

AI は、統制モデルより低い AIC を示すモデル 2-2 と 2-5 において、有意にプラスの値を示している。この結果は、仮説II①が支持されることを示している。すなわち、ICRC がより多くの資源物資を提供すれば、ICRC の訪問可能性は向上する。ただし、AI と ADC および DO の交差項が有意を示していないことから、支援物資の影響力は拘禁施設への支援や外交機会の設定とは独立して影響すると示唆される。ADC は、いかなるモデルにおいても、有意の値を示していない。この結果は、仮説II②が支持されないことを示している。すなわち、ICRC が被拘禁者や拘禁施設に対して物資資源を提供したとしても、ICRC の訪問可能性が向上するわけではない。DO は、いかなるモデルにおいても、有意の値を示していない。ただしその p 値は、モデル 2-4 において 9.9%、モデル 2-5 において 9.7%と、いずれも 10%水準では有意となる。この結果は、仮説II③には支持される可能性があることを示

<sup>51</sup> GEIc は紛争状態における効率性指標、PIInc は非紛争状態における抑圧指数、DONnc は非紛争状態における拠出割合を示している。



している。すなわち、外交機会が設定されれば、ICRC の訪問可能性は向上する可能性が示唆される。

| モデル         | 2-1<br>統制のみ                       | 2-2<br>全働きかけ                      | 2-3<br>AI:ADC                     | 2-4<br>AI:DO                       | 2-5<br>最尤                         |
|-------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| GEIc        | 0.012<br>(0.011)                  | 0.004<br>(0.012)                  | 0.010<br>(0.011)                  | 0.004<br>(0.012)                   | 0.004<br>(0.012)                  |
| GDP (ln)    | <b>-0.201**</b><br><b>(0.076)</b> | <b>-0.210**</b><br><b>(0.077)</b> | <b>-0.204**</b><br><b>(0.077)</b> | <b>-0.206***</b><br><b>(0.077)</b> | <b>-0.210**</b><br><b>(0.077)</b> |
| PIInc       | <b>0.432*</b><br><b>(0.208)</b>   | <b>0.463*</b><br><b>(0.210)</b>   | <b>0.443*</b><br><b>(0.212)</b>   | <b>0.459*</b><br><b>(0.210)</b>    | <b>0.461*</b><br><b>(0.210)</b>   |
| DONnc       | 0.031<br>(0.030)                  | 0.019<br>(0.409)                  | 0.034<br>(0.031)                  | 0.020<br>(0.032)                   | 0.019<br>(0.031)                  |
| ADC         |                                   | 0.135<br>(0.409)                  | 0.294<br>(0.455)                  |                                    |                                   |
| AI          |                                   | <b>0.081*</b><br><b>(0.039)</b>   | <b>0.086*</b><br><b>(0.039)</b>   | 0.067<br>(0.046)                   | <b>0.080*</b><br><b>(0.039)</b>   |
| DO          |                                   | 0.680<br>(0.412)                  |                                   | 0.600<br>(0.441)                   | 0.683<br>(0.411)                  |
| AI:ADC      |                                   |                                   | -0.259<br>(0.421)                 |                                    |                                   |
| AI:DO       |                                   |                                   |                                   | 0.051<br>(0.092)                   |                                   |
| Intercept   | 3.084<br>(1.808)                  | 3.155<br>(1.828)                  | 3.052<br>(1.842)                  | 3.087<br>(1.830)                   | 3.174<br>(1.824)                  |
| AIC         | 330.2                             | 329.3                             | 331.3                             | 328.9                              | 327.3                             |
| AUC         | 0.651                             | 0.685                             | 0.664                             | 0.684                              | 0.686                             |
| Observation | 394                               | 394                               | 394                               | 394                                | 394                               |

表 3 - 8 分析IIの結果

分析Iと同様に、AI と DO の変化が、ICRC の訪問可能性に与える影響を視覚的に示したのが、図 3 - 5 である。二つの変数について、その他の独立変数の値を平均値に固定し、最小値から最大値まで値を変化させた場合に、予測される ICRC の訪問可能性が示されている。AI はモデル 2-5、DO はモデル 2-6 で操作している。いずれのグラフも、要因の増加に伴って訪問可能性は、95%信頼区間の上限が拡大する一方で、下限が横ばいであることが特徴的である。支援物資の提供と外交機会の設定が、支配勢力の態度を軟化させる戦略としては、一様に機能しない可能性が示唆される。その一方で別の解釈としては、いくら支援物資が提供され、また外交機会が設定されようとも、全く影響を与えることが出来ない場合がある事実を反映する。例えば中国に代表される一部の国家は、人道支援が実施されまた外交機会が設定されても、直近 20 年間では一度も、ICRC は被拘禁者を訪問できていない。

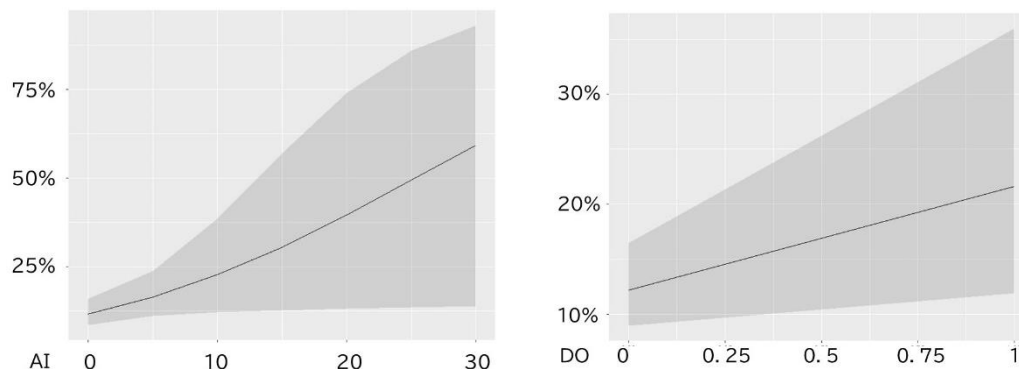


図 3-5 (分析Ⅱ) 有意な独立変数の訪問可能性に対する寄与度

#### 第4節 考察と限界

##### 第1項 責任アプローチの成功条件への示唆

これまで責任アプローチの成功条件として、ICRCの訪問可能性を左右する要因を抽出してきた。それはICRCの特別な働きかけを待たずに訪問を許可する支配勢力の特徴と、支配勢力の態度の軟化に効果的なICRCの戦略に整理される。支配勢力の特徴では、行政能力の高さ、外部資源への依存、人道支援機関に目撃されたくない事象の少なさ、人道支援機関の活動への理解や信頼が示唆された。その一方で、国際的な正統性への志向性の影響は見られなかった。ICRCの戦略では、支援物資の増加、外交的な機会の設定が示唆された。その一方で、拘禁施設のキャパシティ・ビルディングの影響は見られなかった。この結果を責任アプローチへの適用として、(1) 行政能力、(2) 量的インセンティブと報酬、(3) 質的ディスインセンティブと説得、(4) 質的インセンティブの順で考察したい。

##### (1) 行政能力

責任アプローチは、紛争状態にある政府の行政能力が高ければ、受け入れられやすいことが示唆される。支配領域内の住民の人権を保護するにあたって、一定程度の行政能力が必要と想定されることから合理的な帰結である。ただしその行政能力は、それほど高い水準が求められるわけではない。紛争状態にない政府であれば、通常に有する程度の行政能力さえあれば、責任アプローチには十分であることが示唆される。

ただし本研究の分析からは、人道支援機関が人権制約に関わる統治機構のキャパシティ・ビルディングに着手することで、責任アプローチが受け入れられやすくなる、という示唆は得られなかった。この結果を敷衍すれば、責任アプローチの受け入れにおいて、一般的な行政能力は影響するが、人権制約に関する統治機構の限定した能力自体は、それほど関係がないという示唆が得られる。ただしこの結果から、限定したキャパシティ・ビルディングが無意味であるとの即断はできない。一般的な行政能力の向上は一定水準までは

効果的である点は、支配勢力の特徴として示唆されている<sup>52</sup>。また拘禁施設に対する援助は、元データの制約上二値変数として処理されている。拘禁施設に対する支援活動の記録が、より詳細に公開されるならば、援助の種類や規模によって、ICRCの訪問可能性を向上させる働きかけが見出されるかもしれない。人権制約に関わる統治機構のキャパシティ・ビルディングと責任アプローチの関係性は、さらなる検討を要する。

## (2) 量的インセンティブと報酬

責任アプローチは、支配勢力が外部資源に依存するほど受け入れられやすく、また支援物資の増減はその意思決定を左右しうることが示唆された。人権状況の改善を、人道支援の条件に設定する「人権コンディショナリティ」は、特に古典的人道主義からは批判が強い点である (Lebovic and Voeten, 2009, p.82)。しかしその批判は、人権抑圧的な支配勢力の領域内で、人道支援を停止するような極端な場合に限られるだろう。既に人道支援を継続している状況で、人権の責任履行をより引き出す報酬として人道支援の増額を提示することは、責任アプローチの目的とする権利の範囲内では内政介入に当たらず、むしろ人権保護の促進するための有効な方法になる点が示唆される。

## (3) 質的ディスインセンティブと説得

責任アプローチは、人道支援機関が支配領域内で目撃する人権侵害の告発に対する、疑念やリスクが高いほど、支配勢力は受け入れにくい。責任アプローチは支配勢力に協調的な姿勢を取り、積極的に正統性を否定するような批判は行わない。例えば人権侵害を目撃したとしても、責任アプローチの対象となる権利が保護されている限りでは、告発しない。ただしこの姿勢が、抑圧的な政府に素直に受け入れられるわけではない点が示唆される。抑圧的な支配勢力であればあるほど、人道支援機関が裏切った場合のリスクは大きく、信頼を寄せにくい。その一方で人道支援機関のドナーとなっている政府は、一定程度の信頼を抛出先機関に見せていると言えよう。そのため責任アプローチの過程で、人道支援機関が支配勢力の正統性を否定することへの懸念は薄らぐと示唆される。なお一般的にも、ドナー政府は抛出先の国際機関やNGOに対して有意な立場となることが指摘される (Reith, 2010, p. 448)。

外交機会の設定は、支配勢力の懸念を効果的に払しょくする可能性があることが示唆された。外交機会において事務方級以上による説得やコミットメントが支配勢力に示されれば、責任アプローチは受け入れられやすくなる。ただし外交機会の影響力は、有意性の低さから、より丁寧に分析される必要がある。外交機会は、政府の疑念を払しょくするのに効果的なのではなく、疑念が払しょくされた記念に外交機会が設定されたという解釈が可能である (Druckman and Wallensteen, 2016, p.72)。なお本研究で扱った20年間の間に、一度も

---

<sup>52</sup> 本論文の射程外であるが、人権保護に向けた支配勢力の責任履行の奨励にあたっては、住民への意識づけやキャパシティ・ビルディングを通じて、支配勢力と住民がお互いに義務を履行するよう奨励することが重要となる (Carroll et al., 2009, p.8)。

ICRCの被拘禁者訪問を許可しなかった政府は、143か国中9か国に上る。この事実は、人道支援機関がいくら働きかけても、人権を保護する責任履行の奨励を受け入れない支配勢力の存在と、責任アプローチが絶対的でないことを示す。

#### (4) 質的インセンティブとキャパシティ・ビルディング

支配勢力が責任アプローチを受け入れることで、国際社会に向けて正統性を主張する、という示唆は得られなかった。この示唆を敷衍すれば、そもそも抑圧的な支配勢力は、人権基準を押し付けるような国際社会において、その支配の正統性を示すことに関心が無いと解釈できる。ただしこの解釈は、留保されるべきである。本研究では、国際的な正統性として、身体的完全性の分野での正統性と限定したが、より一般的に国際的な正統性を追求する場合には、異なる結果が得られる可能性がある。実際、国際的な正統性を主張するために、ICRCの被拘禁者訪問に対する態度を軟化させた点を、ギリシャのクーデター政権が強調した事例がある (Forsythe, 2005, pp.68-70)。

ICRCの被拘禁者訪問の特殊性に話を転ずれば、上述のとおりほとんどの場合に、ICRCの被拘禁者訪問は国際法に根拠はない。またICRCは、極めて例外的な場合にしか、支配勢力による訪問の拒否を非難しない。そのためICRCの被拘禁者訪問を許可ないし拒否したところで、国際的な正統性に影響を与える事象としての認識が低い可能性もある。責任アプローチと国際的な正統性への志向性は、さらなる検討を要する。

#### (5) 責任アプローチの成功条件への示唆

被拘禁者訪問の成功条件に関する分析から示唆される、責任アプローチの成功条件をまとめる。すなわち人道支援と並行して人道支援機関が、支配勢力に住民の人権を保護するよう働きかけることが可能となるためには、支配勢力が通常の行政能力を有しながら、支配領域下に物資が不足し、また領域内での人権侵害の抑圧性が比較的軽度であり、また人道支援機関が自らの正統性を貶めることがないという観測を持つことが重要となる。

このような特徴を持つような支配勢力は、例え当初は責任アプローチに拒否的な姿勢を示しても、その態度を軟化させる可能性が期待される。特に物資提供による報酬の提示と事務方級以上の説得を通じた懸念の緩和が、第一に試されるべきである。その一方で、それら特徴に当てはまらない支配勢力、特に人権侵害の抑圧性が高く、また人道支援機関に対する疑念が強い支配勢力において、責任アプローチとして救援活動と並行し住民の人権を保護するよう、支配勢力に働きかけることが容易ではない点が示唆される。このような状況は、第1章で述べたような、救援活動としての人道支援と人権保護が両立不可能な状況に相当する。このような政府に対しては、人道支援機関の持つキャパシティの範囲で、人道支援と継続しながら人権保護を効果的に働きかけることは難しい。国連安保理のような、より国際的・政治的なアクターからの働きかけが必要となるだろう。

## 第2項 限界

本研究の分析の限界は、元データの状態に起因して、分析単位が非常に粗い点である。例えば、ICRC が訪問した被拘禁者のカテゴリーを細かく分類できていない。政治犯と被拘禁移民への訪問を支配勢力が同程度に認めると想定することは、不法滞在と反体制運動の意義を同程度と想定することになってしまう。カテゴリー間で訪問の困難性は認められるのか、また各カテゴリーに対して効果の高い独立変数は存在するのか、より粒度の細かい分析が求められるだろう。また訪問対象者の全員に訪問できたかも、本研究の分析では考慮できていない。先行研究 (Jo and Thomas, 2013) は、「全許可」「部分許可」「拒否」の三値変数の従属変数に、複数の離散変数を扱うプロビット回帰分析を使用している。本研究の分析では、必ずしも全事例において、全員訪問が可能であったか明瞭でないことを考慮して、「許可」「拒否」の二値で分析した。ただし被拘禁者のカテゴリー間で、支配勢力にとっての重要性が異なるという仮説を前提にすれば、あるカテゴリーのみが「拒否」されている場合、例えば、被拘禁移民よりも政治犯の方が、支配勢力において訪問させたくないという事情は想定できる。

また独立変数間の内生性や因果関係が逆向きの可能性について、統計的な手法を用いて頑健性を評価していない。ICRC の被拘禁者訪問が、GDP 増加をもたらすことはないなど、独立変数のいくつかは、逆向きの因果が常識的に想定できない。その一方で、上述のとおり外交機会の設定は、それによって被拘禁者訪問が可能になったのではなく、可能なくらい支配勢力と ICRC との関係が改善した記念として、外交機会が設定された可能性も捨てきれない。このような内生性の議論は、二段階回帰等の手法を用いてより詳細に検証する必要があるだろう (Sovey and Green, 2011)。

本研究では ICRC の被拘禁者訪問を、責任アプローチとして見なして、その成功条件を分析した。しかしこの手法に対しては、確かに ICRC の被拘禁者訪問は責任アプローチと解釈可能かもしれないが、それは極めて特殊な事例であり、安易に他の責任アプローチの成功条件として議論することはできないという批判が考えられよう。確かに ICRC は、最も活動歴の長い人道支援機関であり、一般的な保護活動においても特別の地位を占める人道支援機関である (Ferris, 2011, p.16)。ICRC が得ている社会的評価があるからこそ、その活動を支配勢力が受け入れたという仮説には、説得力がある。そこで本研究をより発展させるにあたっては、各人道支援機関に関する要因を操作化することが必要である。本研究で戦略として操作化した救援物資の量や、キャパシティ・ビルディングと外交機会の有無以外にも、例えばその国における活動年数や職員数、予算規模、他の人道支援機関との連携の有無などを検討することが求められる。

また被拘禁者訪問は、一般的に責任アプローチで人権を保護する対象である住民とは異なり、極めて特殊な被拘禁者を対象としている。住民と被拘禁者の人権を保護するに必要な支配勢力の能力や、政治的意思は、質と量ともに異なるだろう。さらに被拘禁者訪問は、ICRC が半世紀以上も実施してきた活動である。より一般的な人権保護を仲介するにあたって、ICRC を含めて人道支援機関に、このようなノウハウの蓄積を期待することは現実

的ではない。

しかしデータの制約や分析のさらなる検証の必要性、また ICRC やその被拘禁者訪問の特殊性は、本研究で責任アプローチの事例として、その訪問を取り上げた意義は消滅させないとする。本研究は、概念的な理想論にとどまっていた責任アプローチの実施可能性を、実証的に分析した初めての研究である。責任アプローチの定量分析が可能な事例は、現時点では ICRC の被拘禁者訪問以外見当たらなかった<sup>53</sup>。責任アプローチや人道支援に関するデータの蓄積が進めば、要因の操作化をより詳細に行うことで、責任アプローチの成功条件をより一般的に分析することが可能になる。本研究はその一里塚であるとする。

## 第5節 まとめ

本研究は、ICRC の被拘禁者訪問の成功条件を支配勢力の特徴と ICRC の働きかけという側面から分析することを通じて、責任アプローチが支配勢力に受け入れられやすくなるための条件を検討した。第一に、ICRC の被拘禁者訪問を受け入れやすい政府の特徴として、行政能力の高さ、外部資源への依存、人道支援機関に目撃されたくない事象の少なさ、人道支援機関の活動への理解や信頼が示唆された。第二に、協調的な働きかけを支配勢力に受け入れさせるために人道支援機関が取り得る戦略として、支援物資の増加と外交的な機会の設定が有効であることが示された。その一方でキャパシティ・ビルディングは、その戦略としては機能しにくい点が示唆された。

この結果が示唆することは、責任アプローチのような支援機関による協調的な働きかけを通じて支配勢力の態度を軟化させることが可能であり、それによって住民に対する支配勢力の人権保護責任の履行を奨励しうることである。いわば本研究の結果は、責任アプローチの有効性を検証する統計的な根拠を示したと言える。

本研究では、責任アプローチの例外的な具体例として、ICRC の被拘禁者訪問の事例を取り上げた。そこで示唆された責任アプローチの成功条件は、今後学術・実務においてさらに検証する余地がある。また、責任アプローチを広範に実施するにあたっては、より一般的な人道支援において責任アプローチの実施可能性が、検討されなければならない。言い換えれば、支配勢力による住民の人権保護の奨励を直接の目的としない人道支援活動において、責任アプローチが実施可能であるのか、本研究では検討されていない。特に救援活動に、責任アプローチと呼び得る実態の有無について、次章で検討する。

---

<sup>53</sup> Klein-Kelly は、一般的に人道支援機関が事業の実施記録を保持しないのに対して、ICRC が大きな例外であると述べている (Klein-Kelly, 2018, p.309)。

## 第4章 救援活動と責任アプローチ

第4章は、救援活動に責任アプローチを適用する分析枠組みを検討する。第3章では、ICRCの被拘禁者訪問の成功条件を抽出することで、責任アプローチの成功要因を分析した。しかし、ICRCの被拘禁者訪問は、人権保護をマンドートとした例外的な支援活動である。責任アプローチの適用は、ICRCの被拘禁者訪問のような限られた人道支援機関の活動に限定されてしまうのだろうか。

責任アプローチの成功条件やその効果をより詳細に議論するためには、責任アプローチの射程を広げて検証することが求められる。この検証を行うにあたって問題となるのが、何らかの目的で支配勢力に働きかけるような人道支援機関の活動の少なさである。特に、責任アプローチが提唱するような支配勢力による住民の人権保護の奨励は、多くの場合、人道支援機関の活動の直接の目的とはなっていない。

この点、もし人権保護を直接の目的としない人道支援に、責任アプローチと解釈可能な実態を見出すことができるならば、責任アプローチの適用範囲は拡大が可能となるだろう。参考になる視点として、人道支援機関の活動過程で展開される支配勢力との継続的な交渉が、支配勢力と住民との関係に変化をもたらす可能性が、ガバナンス研究の分野から指摘されている。しかし従来は、そうした人権保護を直接の目的としない活動が、実態として人権保護の目的に寄与しているかどうか分析する枠組みは検討されてこなかった。

そこで本研究では、人権保護を直接の目的としない一般の人道支援活動において、支配勢力に人権保護の責任履行を奨励する実態の有無を明らかにするため、シリア北西部で活動する人道支援機関への聞き取り調査を行った。本章では、その聞き取り調査の結果とそれに基づく考察を述べる。

初めに従来の人道支援研究に、支配勢力に対する人道支援機関の働きかけに注目する視点が少なかった点を指摘する。またその視点を補うものとして、人道支援の実務で提唱される「保護の主流化」（あらゆる人道的活動は人権保護の側面を取り入れるべきであるという発想）という考え方を紹介する。第2節では、本研究の分析枠組みとシリア北西部での人道支援機関に対する聞き取り調査の概要が説明される。第3節では、聞き取り結果として、「実態としての責任アプローチ」の具体的な実践を報告する。第4節ではその考察と限界が示され、第5節は本研究の結論として、聞き取り調査の結果と考察が責任アプローチの実施可能性について持つ示唆を述べる。

### 第1節 研究の背景

#### 第1項 救援活動の意義

これまで議論してきたように責任アプローチは、支配勢力に対する責任履行を奨励する仲介という活動を通じて実施される。仲介の具体的な実践形態として、第2章第1節で確認したとおり、支配勢力との対話のためのプラットフォームの設定や説得、キャパシティ・ビルディングなどが論者から提唱されている。第3章で取り上げたICRCの被拘禁者

訪問は、支配勢力と被拘禁者の人権保護に関する対話の機会を設定する点で、特徴的な責任アプローチだったと言えよう。

しかしながら責任アプローチの適用が、このように支配勢力に対する仲介を目的とした活動だけに限定されてしまうと、責任アプローチを適用する活動の範囲も限られてしまう。というのも、仲介を含めて支配勢力に何らかの働きかけを行う活動は、その組織的・資金的制約の高さのために、実施することが困難である点が知られている。まず支配勢力への働きかけを含むような保護活動は、救援活動よりも論争的であり、人道支援機関職員や住民にまで危害が及びかねない。そのために救援活動とは異なる専門知識や技術が要求される一方で、保護活動の専門家や特化した人道支援機関の数が少ない点が指摘される

(O'Callaghan and Pantuliano, 2007, p.17; Gentil, 2011, p.1187)。また保護活動に係る資金制約も、大きな障害である (Claire, 2019, p.58)。さらには、折衝相手となる支配勢力がテロ組織に認定されている場合には、ドナー政府から組織的な関係を持つことが禁止される場合もある (Hall, 2022, pp.17-18)。これらの事情によって、例え保護活動と言っても、支配勢力との交渉を含まないような物理的保護活動に終始してしまう点が指摘される

(O'Callaghan and Pantuliano, 2007, pp.4-5)。正確な統計情報はないが、責任アプローチとしての仲介、またはそれに類似した人道支援機関による支配勢力への働きかけは、それほど頻繁に実施されてはいない点が示唆される。

ただし、支配勢力に対する働きかけを直接の目的に据えた活動のみを取り上げている点は、留意されるべきである。それでは支配勢力の説得を直接の目的としないような救援活動は、支配勢力と住民との関係において、何ら意味をなさないのだろうか。救援活動と人権保護の関連性を検討するにあたって、紛争や平和構築状態にある支配勢力の、正統性獲得過程を扱った研究 (正統性研究) を参照したい。正統性研究では、支配勢力と住民が経済合理的なアクターである前提に立脚し、救援活動が補完する行政サービス<sup>54</sup>によって、住民からの正統性が獲得されるという社会契約モデルが、従来まで支配的であった

(McLoughlin, 2017, p.32; Berg and Dahl, 2020, pp.1284-1285)。このモデルの下では、支配勢力と住民のインセンティブは固定され、救援活動は支配勢力と住民の効用としてのみ機能する。このように救援活動の物質的側面のみ焦点が当てられる場合、救援活動と支配勢力の責任履行の奨励に関連性は見当たらない。しかしながらその正統性研究で、社会契約モデルの実証性が見直されてきている。支配勢力が住民サービスを提供したという事実だけでは、住民からの正当性を得るには不十分であると批判されたのである。支配が正統性を帯びるためには、住民サービスが物質的に提供されるだけでなく、その提供過程の公平さや、透明性、また説明責任が保障されていなければならない (Nixon, 2017, p.31)。提供過程を通じて、支配勢力と住民の間に社会的な紐帯が形成されるか否かが、支配勢力の正統性獲得を左右すると主張される (Karim, 2020, p.536)。

<sup>54</sup> 治安機構・司法機構の整備、医療・教育等の福祉サービスの提供などが含まれる (Mampilly, 2011, pp.63-64)。



正統性研究は、支配勢力と住民との関係に対する救援活動の関連性に、新たな側面から光を当てる。従来の研究は、救援活動の直接的な帰結、すなわち住民が受け取る物資の多寡だけに注目してきたと言えよう。その前後にある支配勢力との調整は、救援活動の実施に関わる実務的調整のみを目的としたものと見なされた。この傾向には、救援活動に政治的な側面を認めない、古典的人道主義の影響が見て取れる。古典的人道主義が、人道支援を救援活動に限定し人権保護をその目的から排除した理由には、そのような政治的な関与が、人道支援の中立性を毀損することで、政治的係争に巻き込まれる点を懸念したからである。この問題意識からすれば、救援活動が物資提供の調整以上の、特に政治的な側面を持つことは、戦略上避けねばならない。問題は、そのような戦略が救援活動の実態を歪曲しかねないという点である。救援活動は、提供される物資だけではなく、その提供過程において、支配勢力と住民との関係に変化を与えまた生成しうる。言い換えれば救援活動は、その帰結だけではなく、支配勢力による住民の扱いの変化をもたらすような、支配勢力との調整を経る実施過程にも注目される必要がある。

このように支配勢力への働きかけを直接の目的としないような救援活動に、支配勢力による人権保護の責任履行を奨励する仲介の実態を見出す場合、本研究はその救援活動を実施する人道支援機関が「実態としての責任アプローチ」を実践していると判断する。この「実態としての責任アプローチ」の実践を判断するために、注目すべき人権保護の側面を検討する。

## 第2項 人道支援機関の実践に対する分析枠組みの欠如

しかしながら、「実態としての責任アプローチ」に注目するための、分析枠組みの蓄積が少ない点が指摘される。先ほど述べたように、人道支援機関による仲介を目的とした活動は、そもそもの実施数が少ない。また人道支援機関による支配勢力への働きかけは、物資提供に必要な手続きを支配勢力に許可させるために、実施されることが多い (Minear, 2007, pp.11-12)。人道支援機関が支配勢力との折衝で、どのように住民の権利を保護することができるのか、体系的な知識が欠如している点を論者が指摘するのは (Høigilt, 2019, pp.169-170; Pieterse, 2019, p.132)、以上の事情を反映していると考えられる<sup>55</sup>。

この点は「実態としての責任アプローチ」に限られず、人道研究自体に人道支援機関による活動実態を分析する枠組みが、それほど発展していない点からも裏づけられる。分析枠組みと呼び得るものとして、人道的アリーナ (Hilhorst and Jansen, 2010, pp.1119-1120) が挙げられよう。人道的アリーナは、規範的な分析が支配的であった人道研究に対して、その組織的な利害と他のアクターとの相互作用に焦点を当てた。この分析枠組みは、人道支援機関が人道原則に従って活動することを促す目的にあった従来の人道研究に対して、人道支援機関を巡る利害構造に焦点を当てた点に意義がある。しかし、支配勢力と住民との関係に対する人道支援機関の影響への視点は、持ち合わせていない。

<sup>55</sup> 国際法の論者からも、自然災害が念頭であるが、被災国、被災者、支援団体の三者の関係の解明が問われなければならないと述べられる (芦田, 2018, pp.526-527)。

人道研究以外に目を向けたとしても、物資を提供する第三者機関が、その過程で支配勢力と住民の関係に与える変化に対する関心は、高いとは言えない。上述の正統性研究の主眼は、支配勢力と住民の関係に対する変化であるが、その関心は支配勢力や住民の実践ないし相互作用が寄与する変化に向けられる。その関心から見れば、人道支援機関による救援活動の過程やその実態といった、人道支援機関の主体的な役割は注目されない。

直接的に人権保護を扱った人権研究も同様に、人権保護の側面から分析する救援活動の過程に対する関心は低い。政府や国連安保理のような国際政治の主要なアクターではなく、人道支援機関を含む越境的な市民社会団体の人権保護における役割が、注目されてきた。例えば「ブーメラン効果」のように、支配勢力と市民の間の意思疎通経路が遮断されている場合、当該国の市民社会組織が別国の市民社会組織や国際組織を通じて、支配勢力に圧力をかける視点が提唱されている (Keck and Sikkink, 1998, pp.12-13)。しかし、当該国に物理的に存在し物資を提供している機関が、直接的に支配勢力に働きかけるという経路への関心は、人権研究でも見られない。

開発支援研究では、支配勢力と住民の関係に対する開発支援機関の主体的な役割が、社会的説明責任の観点から注目されている。社会的説明責任とは、「市民が主導する、公式の選挙によらないで政府に説明責任を要求する過程」である (Joshi, 2017, p.161)。説明責任を要求する内容は、特定の政策や予算配分等の支配勢力の決定事項などが含まれ、公式の経路を用いた説明責任の内容と重複する。ただし説明責任を要求する方法は、選挙や司法手続きのような、明文化された根拠を持つ公式の制度ではなく、非公式の制度や社会的実践に比重が置かれる。その具体的な様態には、政策決定の透明性や市民による情報アクセスへの向上、参加型政策決定や参加型予算策定、さらには政策に対する非公式な不満表明などが含まれる (Hickey and King, 2016, p.1226)。そして社会的説明責任研究の主眼は、単に支配勢力による説明責任が果たされる帰結のみではなく、その過程である支配勢力と住民の間の相互作用を通じた、両者の権力関係の反復的かつ漸進的な動態にある (Grandvonnnet et al, 2015, pp.7-8; Hickey and King, 2016, p.1226; Butler, 2020, p.4)。

社会的説明責任研究における権力関係の動態への注目は、救援活動の過程への注目という本研究の問題関心と軌を同じくする。説明責任の向上は、一般的に人権制約に係る恣意性の削減に貢献する。さらに言えば社会的説明責任は、支配勢力に対して人権保護を奨励する責任アプローチとして設定可能な部分がある。社会的説明責任を実現するための取り組みとして、必ずしも支配勢力に対立的な働きかけが否定されるわけではない。ただし、対立的な働きかけが強調されてきた事情を背景に、協調的な働きかけ (キャパシティ・ビルディングや調整) とのバランスの重要性は、社会的アカウンタビリティ研究の各論者が指摘するところである (Fox, 2015, p.350; Feruglio, 2017, p.32)。このような説明責任を求める政治的なプレッシャーが実際の制度変革等に結びつくために、支配勢力側との交渉経路を持ち、住民側と支配勢力側の双方の意見を斡旋するような、橋渡し役の必要性が指摘される (Gallagher, 2017, p.1670)。この橋渡し役として、いまだ研究の数は少ないが、人道支援機関の主体的な役割も分析され始めた (Pieterse, 2019, p.134)。ここに社会的説明責任を

向上させる過程が、人道支援機関が支配勢力の責任履行を奨励、特に人権制約の恣意性の削減を促すという点で、責任アプローチの実践と連結される。

しかし本研究の問題関心である、救援活動の過程に人権保護のための仲介の実態を見出す点では、社会的説明責任研究は不十分である。上述のとおり、社会的説明責任とは非公式の制度や社会的な実践が、支配勢力と住民の関係性に変化を与える過程に焦点を当てたはずであった。ただし実際の社会的説明責任研究では、そのような社会的実践よりも、開発支援機関が実施する、社会的説明責任向上のための取り組み（Social Accountability Initiative: SAI）に注目する。社会的説明責任研究が、事実上 SAI に注目する限りは、本論文の問題関心に有効な視点を提供しない。というのも SAI は、本論文が注目したいような、支配勢力への働きかけを直接の目的としない救援活動ではなく、正に働きかけを直接の目的とした活動だからである。

これらの事情から、本研究の問題意識に従った分析のためには、独自の分析枠組みの構築が求められる。社会的説明責任も関心を寄せる、支配勢力と住民の関係性の反復的かつ漸進的な変化について、特に人権保護に関する変化を救援活動の実態に見出す、すなわち「実態としての責任アプローチ」を分析するための枠組みが必要となる。

### 第3項 実態としての責任アプローチ

以上より、「実態としての責任アプローチ」を解明するためには、支援機関が実施する事業の直接の目的に依拠しないで、特に救援活動の過程で展開される支配勢力と住民の関係性の変化に注目する必要がある点、そのための適切な分析枠組みの不足から独自の枠組みを構築する必要性が確認された。

本論文では、その手がかりとして、人道支援の実務で提唱される「保護の主流化」と呼ばれる発想に注目する。「保護の主流化」とは、あらゆる人道的活動は、その活動方針に人権保護の側面を取り入れることが可能であり、また取り入れるべきであるという発想である（Global Protection Cluster, 2013）<sup>56</sup>。ここで「あらゆる人道的活動」と言及される場合には、多くの人道支援機関が実施する救援活動が念頭に置かれている。

人権保護の側面と言う場合に、複数の側面が想定されている。IASC の保護クラスター<sup>57</sup>は、「保護の主流化」の側面として「安全と尊厳への優先と危害の回避」「有効なアクセスの維持」「説明責任」「参加とエンパワーメント」を列挙する。そしてすべての人道支援機関には、保護を主流化する倫理的責任があると述べ、それは救援活動を中心とした各事業の一般的な管理に盛り込まなければならない点を確認している（Global Protection Cluster, 2013）。研究者の指摘を見れば、Dug Cubie（2017）は権利保持者のエンパワーメント、意

<sup>56</sup> 「保護の主流化」の初出は明らかではないが、2007年には、IASCの定義と同様の記載が見られる（O'Callaghan and Pantuliano, 2007, p.21）。

<sup>57</sup> IASCは、国連および非国連の人道支援機関によって構成される、グローバルな人道支援のための制度設計や政策立案を実施する。その主要な機関の一つに、11のクラスターから構成されるクラスター・アプローチがある。保護クラスターはその内の一つで、UNHCR、UNICEF、OHCHRによって主導される。

思決定過程への参加、差別の禁止と脆弱な集団の優先、義務保持者による権利保持者への説明責任を挙げる。特に Cubie は、手続き的権利としての情報へのアクセスや、意思決定への参加、司法・行政への効果的なアクセスの権利の重要性を確認する (Cubie, 2017, p.112)。Miriam Bradley (2016) は、特に暴力に注目して、主流化を具体化している。すなわち支配勢力が住民に行使する暴力の度合を下げる、住民が暴力に晒される脅威を下げる、暴力の脅威による住民の脆弱性を下げる、暴力の被害を緩和することを列挙する (Bradley, 2016, p.102)。別の論者は、意思決定への参加と説明責任として、自分たちに影響のある政策の決定過程にコミュニティ単位で参加する点を重視する。それは関連省庁の決定に影響を与え、各種サービスの提供過程を強化・改善する。説明責任は、当局の逸脱行為に対する監視機能の強化に加えて、国際条約が規定する司法手続きへの接続が強調される (Footer and Rubenstein, 2013, pp.18-19)。

このような「保護の主流化」に注目する理由は、救援活動に仲介の実態を見出す分析基準になると期待されるからである。既に述べたとおり、救援活動自体に人権保護の側面を見出そうとする試みは、ほとんどなされてこなかった。このように理論的蓄積がないままに、人権保護や仲介の実態を救援活動に見出そうとしても、人権保護だけでは具体的な分析基準としては機能しない。この事情は、人権保護を責任アプローチに則して、生命の権利の制度的保障とその他人権の制約に係る恣意性の削減と限定してみても、同様である。もちろん保護の主流化で指摘される側面が、救援活動に見出せる人権保護の側面のすべてである保証はない。また「保護の主流化」で指摘される側面であっても、「支援機関の置かれた状況やそのマנדートに限られずに挿入可能」という IASC の説明に関わらず、その挿入可能性は実証されてきたわけではない。ただし、直後で述べるように「保護の主流化」で提示された側面は、責任アプローチにおける人権保護に解釈可能である点から、実態としての責任アプローチの探索的な分析基準として、「保護の主流化」を採用する。

IASC とその他の論者の指摘をまとめれば、「保護の主流化」で提示された人権保護の側面は、「公平性の確保」、「暴力性の削減」、「住民参加の促進」、「説明責任の向上」の四側面に具体化できる。大まかに言えば、公平性の確保と暴力性の削減が生命の権利の制度的保障に、住民参加の促進と説明責任の向上がその他の人権制約に係る恣意性の削減として、責任アプローチが目的とする人権保護に解釈可能である。言い換えれば、虐殺が発生せず住民の生命の権利は実現していることを念頭に、生命の権利の制度的保障の度合を高めるために、人道支援の公平性が追求され、また支配勢力の政策過程で住民への被害が軽減することが求められる。またその他の人権の制約が恣意的にならないために、住民の意思決定への参加や説明責任の向上が求められる。

さらに「保護の主流化」は、責任アプローチが提示する仲介という方法、すなわち協調的な姿勢による、支配勢力の責任履行の奨励という働きかけと相性が良い。「保護の主流化」では、既存の支配勢力の正統性を前提に、その責任履行を奨励する役割が人道支援機関に期待される。人道支援のガイドラインは、支配勢力が市民を保護する意思と能力を有するか評価することを、人道支援機関に要請する。人権保護の意思はあるが能力がない場

合には、人道支援機関は支配勢力の能力や責任を補完する形で活動すべきである。その意思がない場合には、一時的に代替することも認められるが、支援機関が真の保護を提供できる可能性は少ない。そのために、支配勢力が責任を履行するように、必ずしも公的な非難だけではない方法も含めて、支配勢力の政策や実践、規制の変更を促すべきであると述べる (Cauchi et al., 2012, pp.31-32)。ICRC のガイドラインも、保護の履行の責務を負う主体の能力と意思を毀損する活動は避けねばならず (原則 13)、またその能力と意思がある場合には、代替する役割を担ってはならない (原則 14) と述べる (ICRC, 2009, p.28)。支配勢力を代替する場合は、支配勢力がその責任を履行する直近の展望が見えず、また危機に瀕した住民の状況が、喫緊の行動を要する場合に限定されている。代替措置は一時的であることが確認され、支配勢力がその役割を担う意思と能力を持つまでである。また代替事業は、責任履行の促進に向けたキャパシティ・ビルディングや、説得・アドボカシーを伴っていることが望ましいとされている (ICRC, 2009, p.31)。このように「保護の主流化」は、原則的に支配勢力の正統性を批判せず、支配勢力の責任履行を奨励することが重視される。

## 第2節 研究の方法

### 第1項 本研究の分析枠組み

「保護の主流化」に関するレビューを踏まえ、本論文は、公平性の確保、暴力性の削減、住民参加の促進、説明責任の向上という四側面を、「実態としての責任アプローチ」の分析枠組みとして採用する。この分析枠組みを用いて、救援活動のように、人権保護や支配勢力への働きかけを直接の目的とはしない活動の過程で、人道支援機関が支配勢力の責任履行を奨励する実態を抽出する。

以下では、具体的な研究方法の説明に移る前に、本論文の聞き取り調査の前提となっている分析枠組みを、より詳細に設定する。

#### (1) 前提条件

「実態としての責任アプローチ」を分析するにあたって、第2章で設定した限定条件は変わらない。すなわち支配勢力が市民を虐殺していないこと、また人道支援機関が既存の支配勢力の正統性を否定していないことを確認する。また「実態としての責任アプローチ」を扱う都合上、その活動の目的に人権保護や、支配勢力への働きかけを含まない活動の実態を主に取り上げる。

責任アプローチの権利・程度は、既に確認したとおり「保護の主流化」を具体化した四側面を確保する際に、同時に充足されるものと見なす。以下では「実態としての責任アプローチ」の分析枠組みとして、四側面を具体的に適用する方法を述べる。

#### (2) 公平性の確保

「実態としての責任アプローチ」において「公平性の確保」は、支配勢力による人道支

援活動への妨害や差別的な理由に基づく裨益者の選定に反対することを指す。留意すべきは、人道支援機関が支配勢力を代替しようと試み、またその指揮系統下に入っていない場合は、「公平性の確保」の射程に含まれない点である。人道支援期間が支配勢力を代替する際に追求される公平性は、人道支援機関が、その活動過程で人道原則を堅持しているに過ぎない。人道支援機関が支配勢力の正統性を否定せず、住民の権利保護の一環である福祉提供の機能を補完する場合に限って、公平性を確保するために支配勢力に働きかけることが、支配勢力に人権を保護する責任を奨励する実態と見なされる。公平性が確保される場合、住民の生命の権利に対する制度的保証の度合が高まったと解釈する。

例えばタリバン政権が、女性患者と女性医療従事者に女性専用の医療施設のみの使用を義務付けた法律を公布した際、ICRCはタリバン政権に抗議を行った。その論点は、女性専用の医療施設はキャパシティが低いために、女性から差別的に、医療サービスに対するアクセスを奪う点が問題された。そしてICRCは、その提供を支援する医療活動は、ジェンダー・政治観・民族のいかなる差別からも自由であるという、タリバン保健省との取り決めに違反していると抗議し、その法律を撤回させた。(Curtet, 2002, pp.646-647; Calas and Salignon, 2004, pp.75-76)<sup>58</sup>。

### (3) 暴力性の削減

「実態としての責任アプローチ」において「暴力性の削減」は、支配勢力が実施する抑圧的な政策の過程や帰結における住民被害の軽減や、住民に敬意ある待遇をするよう促すことを指す。また支配領域内で、支配勢力の行政機関以外の民間アクターが、住民に対して及ぼす危害を軽減するよう、支配勢力に要請することも含まれる。公平性と同じく、仲介機能としての暴力の削減を検討するので、人道支援機関が支配勢力による暴力の使用を、それ自体で批判する人権保護活動は、射程には含まれない<sup>59</sup>。

例えば、2000年にアンゴラ政府は、内戦の前線を超えた反政府側に居住する市民が、反政府勢力によって人間の盾として利用されることがないように、彼らを強制的に移住させることを決定した。アンゴラ政府は、その施策の実行を支援してもらえよう、人道支援機関に要請している。人道支援機関は、この人権侵害的政策を止めるよう政府を説得することはできなかったが、政府の事務方との対話を継続し、最低行動基準の作成にまで漕ぎつけた。併せてOCHAは、法整備されていなかった国内避難民の保護に関する草案を政府に提出している。事実として移住政策は実施され、移住の自由という人権も侵害はされたが、人道支援機関がその政策の実施過程で発生する悪影響の逡減に取り組んだ事例である

<sup>58</sup> なおこれは、タリバン政権下での一般的な女性の待遇改善を求めているわけではない点は、留意すべきである。その姿勢は「アフガン女性をどう扱うかはあなたの勝手だが、アフガン女性を病院内でどう扱うかは我々の勝手だ」(Minear, 1999, p.69)というタリバン職員に放ったICRC職員の言葉が象徴している。

<sup>59</sup> 他の側面に比べて、暴力については死者数という指標で操作化しやすく、少数ながら実証研究がある。Bussmann and Schneiderは、経験的に語られてきたICRCの存在や人道法の講習が、紛争勢力による暴力を削減するという見解は、統計的に支持されないと指摘している(Bussmann and Schneider, 2015, p.339)。

(UNOCHA, 2003, pp.7-8)。

#### (4) 住民参加の促進

「実態としての責任アプローチ」において「住民参加の促進」は、支配勢力が住民の意見や選好を聞くという順応性 (Receptivity) と、支配勢力が住民の要望や関心に対応するという反応性 (Responsivity) を指す (O'Neil et al. 2007, p.8)。なお人道支援研究や、上述の社会的説明責任という場合には、より具体的な意思決定への参加が意味されることも多い。社会的説明責任に関する取組をレビューした研究では、行政サービスの点数付け (スコアカード) や公開的な意見聴取 (public hearing)、また分権化のように順応性や反応性と解釈可能な取り組みに加えて、参加型不満調査やコミュニティボランティアの登用など、自身に影響ある政策の意思決定過程に、住民が参加する程度を高めるための取り組みも含まれる (Naher, 2020, p.i82)。

ただし抑圧的な支配において追求される「実態としての責任アプローチ」において、意思決定の参加のように民主主義的な要素は、要求水準が高いと判断される。責任アプローチにおいてその他の人権の保護は、合理的な制約を意味するから、反応性や順応性はその基準を満たす。すなわち支配勢力が住民の意見を一顧だにしない場合よりは、例え帰結が変わらなくても、その意見を聞いている場合の方が、その権利制約に係る恣意性は低いと考える。そして順応性や反応性の水準であれば、抑圧的な支配勢力も関心を持つと考えられる。支配に対する住民の不満を積極的に収集し、政策に反映させることで、支配の脅威となる住民の反発を防ぐことが可能となるからである (Dimitrov, 2013, p.272)。このように抑圧的な支配でも、順応性や反応性の水準で、住民参加の促進を見出すことは可能であると考える。

例えば UNICEF は、SA 係事業として地域共同体の定例フォーラムの活性化を試みた。結果的にそのフォーラムが、市民が関心事項について表明し、また地方行政の関係者が参加する場となることで、支配勢力が市民の意見を少なくとも聞き入れる場となった (Butler, 2020, p.5)。これは SAI 事業の例だと言えるが、人道支援機関が支配勢力に市民の意見を聞き入れる救援活動における実践が、住民参加を促進した事例として想定される。

#### (5) 説明責任の向上

「実態としての責任アプローチ」において「説明責任の向上」は、支配勢力がその権利制約に関する情報を提供し、またその妥当性を正当化することである。これは一般的な説明責任から、応答性 (Answerability) と呼ばれる要素を取り出したものである。一般的に説明責任とは、「主体 A がその行動について、B に対して説明ないし正当化する義務がある場合、またその行動ないし説明が B にとって不十分であると判断されれば制裁を被る場合に、A は B に説明責任を負うような関係」と定義される (Goetz and Jenkins, 2002, p.5)。この中で前者が応答性、後者が強制性 (Enforceability) と呼ばれる。

人道研究で「説明責任」という単語を用いる場合、応答性ではなく強制性を意味するこ

とが大半であり、留意が必要である。その主たる例が、人権侵害を行った支配勢力や武装勢力に対する法的な制裁や補償、またその実現に向けた司法制度の要求である (Ford, 2003, pp.7-9)。しかし強制性の強調は、既存の支配勢力を前提とする責任アプローチの趣旨に反する。また抑圧的な支配において、強制性は要求水準が高いと判断される。さらには一般的な説明責任研究においても、その本質を応答性に見出す論者がいることも留意すべきである (Philp, 2009; Peters et al., 2009; 高橋, 2015)。特に Mark Philp (2009) は、説明責任の概念的意義は、民主主義を機能させるための強制性にはなく、行動に対して理由を要求できる関係性にあると主張する。そして強制し、すなわちその提示された理由が不十分や不当であることを理由にした制裁の可否は、説明責任の存否において偶然的な要素であると整理する (Philp, 2009, pp.34-36)。社会的説明責任の一部の研究者も、説明責任の意義を、市民対国家という二元論の認識枠組みを超えて、社会全体として説明責任としての関係性を高めることに見出している (Grandvoinet et al, 2015, p.6)。抑圧的な支配でも、応答性の水準で、説明責任の向上を見出すことは可能であると考えられる。

「実態としての責任アプローチ」において「説明責任の向上」は、人道支援機関が権利制約の根拠を提示するためのフォーラム (Bovens, 2010, p.952) として機能することを指す。Philp は、根拠が提示できない場合に制裁を加え得る権力関係の存在を、説明責任の定義に据えたが、本論文ではその水準までは求めない。フォーラムとしての役割は、支配勢力が提示する根拠が、合理的になるほど高まる。理想を言えばそのフォーラムは、常に公的に開かれている必要がある (Steffek, 2003, pp.264-265)。常設のフォーラム機能を人道支援が担うことは困難であるが、批判可能性が応答性に係る権利制約の恣意性を削減することが確認される。このように市民が当局に説明や正統化を求める一方で、その説明に対して質問・評価・批判するような「対話活動」という視点を重視する (Mulgan, 2000, p.569)。

以上をまとめると、本研究の分析枠組みは図4—1のようになる。救援活動を行う人道支援機関が、その活動目的に支配勢力に人権保護を働きかけること、すなわち仲介を設定している場合は、第2章と第3章で取り扱った責任アプローチである。人道支援機関が仲介を目的に設定していない場合に、支配勢力の正統性を承認していることに加えて、救援活動の過程で「保護の主流化」の四側面のいずれかに対応する実践を見せた場合に、その救援活動は、実態としての仲介機能を果たしていると解釈する。

実態としての仲介機能以外にも、救援活動は物資提供以上の機能を持ちうる。人道支援機関が支配勢力の正統性を承認しながらも、「保護の主流化」の四側面に関する行動を取っていない場合、人道支援機関は支配勢力に人権保護を働きかけているわけではないと判断される。ただし、支配勢力の責任である最低限の物資提供を代行していると言える。これは実態として狭義の補完と呼べる。その一方で支配勢力の正統性を承認していない場合は、人道支援機関が支配勢力から独立して、その機能を代替していると解する。



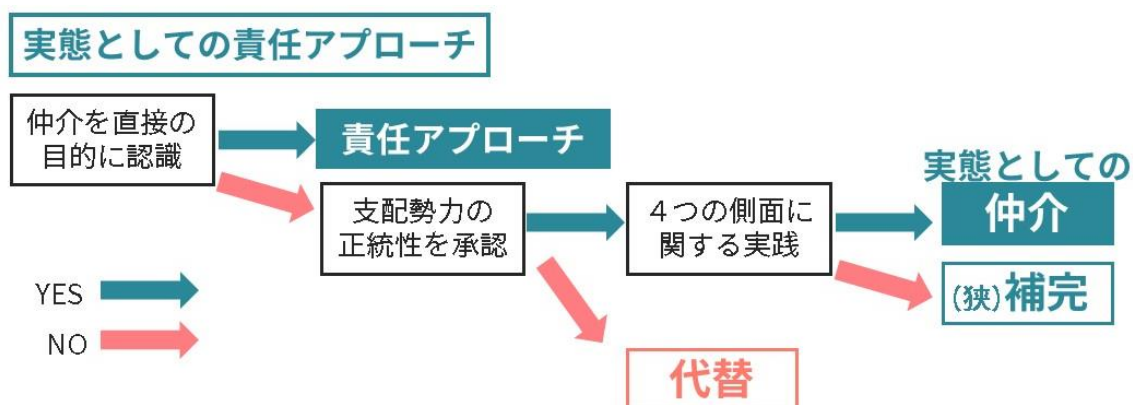


図4-1 「実態としての責任アプローチ」の分析枠組み

## 第2項 方法論

2022年6月から7月にかけて、ガジアンテップおよびオンラインで聞き取り調査を実施した。聞き取りは、国連機関、現地NGO、国際NGOの21団体に対して行い、1～3人の職員が同席した。彼らの職務内容は、プロジェクトマネージャー、アクセス交渉官、代表・副代表なお、中央部および各地方部で支配勢力との交渉に関与している。聞き取り調査の内容や付随するシリア北西部の情勢は、専門家、記者、遠隔でシリア支援事業に従事した職員からの聞き取りや、公開情報および聞き取り対象者から得た内部情報で確認した(Hall, 2022)。また人道支援機関の政治的な立場や支配勢力に対する批判的な姿勢を表す機微な内容であるため、聞き取りはすべて匿名で実施した。聞き取り調査の大半は英語で実施されたが、アラビア語からの通訳が必要な場合は、聞き取り相手と同じ機関に所属する職員に、通訳を依頼した。表4-1は、訪問対象者の一覧を示している。

聞き取り調査では、すべての対象者に、シリア北西部を支配するトルコ政府およびタハリール・アル・シャーム機構(HTS)による支配に関する基本情報と、支配勢力と住民との関係性に関する質問を行った。また支援活動の過程において、支配勢力と住民との間の政策に関するコミュニケーションや、政策の実施過程が変化したかを聞き取った。また支配勢力にとっての、支援活動に対するメリットとデメリットを確認し、さらに支配勢力が特定の行為を実施している場面を目撃した際に、支配勢力に抗議や活動を停止するか尋ねることで、その支援機関の政治的な立場を確認した。特定の行為とは、住民に対する攻撃、支援物資の横流し、特定の住民に対する活動の禁止、身体的完全性への権利の侵害、政治的・市民的自由の侵害である。

「実態としての責任アプローチ」の前提となる、支配勢力の正統性の承認は、支配勢力中央部との取り決めの有無で解釈する。もちろん取り決めに結んでいる人道支援機関が、公式にその支配勢力の正統性を認めているわけではない。ただし後で見ると、特定の支配勢力の正統性を積極的に否定する人道支援機関は、取り決めに結ばずに活動を実施する例が見られる。このように支配勢力との取り決めに拒否することで、正統性を積極的に

否定することが、不可能ではない。そのため、特定の支配勢力の正統性に対する姿勢を表明していない人道支援機関であっても、支援活動に関する取り決めを結んでいる場合には、その支配勢力の正統性を承認していると見なす。

| 日時               | セクター           | 人数 | ポジション      | 言語    | 場所    |
|------------------|----------------|----|------------|-------|-------|
| 6/13/ 9:30~11:00 | 現地NGO          | 1  | 代表         | アラビア語 | 事務所   |
| 6/13/14:30~15:30 | 国際NGO          | 1  | アクセス担当官    | 英語    | カフェ   |
| 6/14/12:15~13:30 | 現地NGO          | 1  | プロジェクト担当官  | 英語    | 事務所   |
| 6/14/16:30~18:00 | 国際NGO          | 1  | アクセス担当官    | 英語    | 事務所   |
| 6/16/10:30~12:00 | 現地NGO          | 1  | アクセス担当官    | 英語    | 事務所   |
| 6/16/13:00~13:45 | 現地NGO          | 3  | プロジェクト担当官  | 英語    | カフェ   |
| 6/16/15:00~16:20 | 現地NGO          | 1  | プロジェクト担当官  | アラビア語 | オンライン |
| 6/17/17:00~18:00 | 国際NGO          | 1  | 教育調整官      | 英語    | カフェ   |
| 6/18/14:15~15:00 | 国際NGO          | 1  | 保護活動担当官    | 英語    | カフェ   |
| 6/19/11:00~11:45 | 現地NGO          | 1  | 事務所長       | 英語    | オンライン |
| 6/21/11:00~12:00 | 現地NGO          | 1  | プロジェクト担当官  | 英語    | カフェ   |
| 6/22/14:00~15:00 | 国際NGO          | 1  | プロジェクト担当官  | 英語    | 事務所   |
| 6/22/15:45~16:30 | 国際NGO          | 1  | 事務所長       | 英語    | カフェ   |
| 6/22/18:15~19:45 | 国連機関           | 1  | 対外交渉担当官    | 英語    | カフェ   |
| 6/23/10:30~11:45 | 現地NGO          | 2  | プロジェクト担当官  | 英語    | 事務所   |
| 6/24/16:30~17:45 | 現地NGO          | 1  | スタッフ       | 英語    | オンライン |
| 6/25/18:45~19:45 | 現地NGO          | 1  | ロジスティック担当官 | 英語    | カフェ   |
| 6/27/10:30~12:00 | 現地NGO          | 1  | 副代表        | 英語    | 事務所   |
| 6/27/16:00~17:00 | 現地コンサル<br>タレント | 1  | プロジェクト担当官  | 英語    | 事務所   |
| 7/6/18:00~19:00  | 現地NGO          | 1  | 代表         | 英語    | オンライン |
| 8/11/16:30~17:30 | 現地NGO          | 1  | 連携調整担当官    | 英語    | オンライン |

表 4 - 1 聞き取り対象者の一覧

シリア北西部で活動する人道支援機関の正確な数は不明であるが、国連シリアクロスボーダー人道基金（UN-administered Syrian Cross-border Humanitarian Fund）から拠出を受ける団体は、2022年で46団体に及ぶ。表4-2は、国連シリアクロスボーダー人道基金からの拠出の有無とその予算に占める割合を、そのセクターごとに表示している。すべての聞き取り対象機関が、同基金の拠出を受けているかは不明であるものの、本調査が抱えるセクターの偏りの概観を知ることができる。表4-2が示すように、本調査では現地NGOに多く聞き取りを実施した一方で、聞き取ることができた国際NGOの数は少なく、また

国連機関にはほとんど調査を実施できていない<sup>60</sup>。両セクターが基金から拠出を受けている割合の多さに鑑みれば、本調査は国連や国際 NGO よりも現地 NGO の観点を過度に代表している可能性が高いと想定される。

| セクター               | UN    | 国際 NGO | 現地 NGO | 赤十字  | 他    | 合計 <sup>61</sup> |
|--------------------|-------|--------|--------|------|------|------------------|
| 聞き取り               | 1     | 6      | 13     | 0    | 0    | 20               |
| 拠出機関 <sup>62</sup> | 3     | 14     | 28     | 1    | NA   | 46               |
| 拠出割合 <sup>63</sup> | 27.5% | 38.6%  | 33.4%  | 0.3% | 0.2% | 100%             |

表 4-2 聞き取り対象機関の内訳

聞き取りを行ったガジアンテップは、トルコ国内からシリア国内へのクロスボーダー支援の拠点になっている (Duclos et al., 2019, p.15)。クロスボーダー支援とは、2014 年以來国連安保理が更新決議を重ねて授権してきた制度であり<sup>64</sup>、同決議によって人道支援機関はシリア政府管理下でない区域において、シリア政府からの事前許可を要せずに活動することが許されている。

2022 年 6 月現在、シリア北西部は、国際テロ組織認定をされる HTS<sup>65</sup>とトルコ政府によって支配される。国連機関と NGO の人道支援機関は、ガジアンテップにも事務所を構え、安保理決議によって定められた検問所 (Bab al-Hawa) を経由して、国境を超えてシリア国内に進入する。トルコ国内で事務所を構えるためには、人道支援機関はトルコ中央政府および、活動対象地域を管理する各県から許可を取り付ける必要がある。また HTS 支配地域で活動する場合は、HTS が創設を支援した文民によるシリア救済政権から、活動の許可を取り付ける必要がある<sup>66</sup>。トルコ政府または HTS の行政部門からの許可を取得した後は、活動地域を管轄する地域評議会 (local council) と MoU を結ぶ。支援対象者の選定や事業

<sup>60</sup> UNOCHA によれば、現地 NGO (national NGO) とは、その設立国の国境内部で活動している団体である (UNOCHA: III. Humanitarian Actors, <https://asiadisasterguide.unocha.org/III-humanitarian-actors.html#:~:text=National%20and%20community%2Dbased%20NGOs,of%20communities%20and%20national%20Governments> accessed on February 22, 2023)。国際 NGO の明示的な定義は見られないが、現地 NGO の定義と対応させると、設立国の国境外で活動する NGO となろう。本章では、シリアないしトルコで設立され、シリア北西部で活動する NGO を現地 NGO、そうではない NGO を国際 NGO と呼んでいる。

<sup>61</sup> 現地コンサルタントを含めると、聞き取り対象の数は 21 である。

<sup>62</sup> UNOCHA, 2022.

<sup>63</sup> From UNOCHA, Country Based Pooled Funds Data Hub, <https://cbpf.data.unocha.org/index.html> accessed on February 22, 2023.

<sup>64</sup> 第 1 章で説明した「クロスボーダー」とは異なり、国連安保理決議によって、シリアで実施されるクロスボーダーは、国際法的に合法となる。関連決議は、以下の通り。S/RES/2165, S/RES/2191, S/RES/2258, S/RES/2332, S/RES/2393, S/RES/2449, S/RES/2504, S/RES/2533, S/RES/2585, S/RES/2642.

<sup>65</sup> 公安調査庁：タハリール・アル・シャーム機構 (HTS) (元「イスラ戦線」) Hay'at Tahrir al-Sham, [https://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/ME\\_N-africa/HTS.html](https://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/ME_N-africa/HTS.html) accessed on February 22, 2023.

<sup>66</sup> クロスボーダーの実務上は、シリア救済政権が HTS の傀儡である事実を、聞き取り対象者のすべてが教諭していたために、シリア救済政権を HTS の行政部門と便宜的に呼ぶ。

の具体的な形式、場所、機材の選定等技術的な事案については、地域評議会と連携して策定する。支援機関が支援活動の過程で、現地の武装勢力から妨害や支援の横流しを脅迫されることがある。その場合には、トルコ政府またはシリア救済政権の担当者に連絡し、活動上の安全を保障してもらえよう要請する (Hall, 2022, pp.16-20)。

### 第3節 調査結果

#### 第1項 調査結果の要約

聞き取り調査の結果として明らかになった点をまとめると、以下のように要約される。

##### 【支援が行われた状況】

- HTS 支配地域のみで活動したのは4機関、トルコ政府支配地域のみで活動したのは2機関、両方の支配地域で活動したのは15機関であった。
- シリア北西部でクロスボーダー支援が行われている地域では、虐殺は発生していないものの、顕著な人権侵害（移動の自由の制限、女性の社会進出の制限、民主的制度の欠如、公平な司法制度の欠如など）は生じているとの証言が得られた。

##### 【支配勢力と人道支援機関との関係】

- 聞き取り対象の21機関中、11機関が中央支配勢力と MoU を締結し、また事業対象地の選定や詳細の決定、その他手続き的事項の調整のために、頻繁に支配勢力の関連部署と協議していた。
- この中で、支配勢力と住民との関係を人道支援機関が何らか仲介する実態が認められたのは8機関（公平性5、暴力4、参加3、説明責任3：同一機関に複数の側面が認められる場合あり）。MoU を締結したが、仲介の実態が認められなかった（狭義の補完）のは3機関。またそれ以外（代替）の機関は10機関であった。
- 人道支援機関の役割は支配勢力と住民の仲介者（mediator）であると述べ、マンドートに関わらず人道支援機関の仲介機能を是認したのは1機関。その一方で、機関の事業は保護（protection）ではない、または統治関係に関わるべきではないと明言したのは7機関であった。

##### 【公平性確保のための仲介】

- 人道支援機関は、差別的な理由に基づく支援対象地域の選定を拒否し、ニーズに基づく公平な分配がなされるよう、支配勢力と調整していた。

##### 【暴力性の削減のための仲介】

- 多くの支援機関は、武装勢力が住民を直接的に攻撃した場合、活動を停止し抗議すると回答した。また一部の支援機関は、拷問や超法規的な逮捕といった身体的自由の侵害、政治的自由の侵害についても、同様に活動の停止で抗議すると回答した。

##### 【住民参加の促進のための仲介】

- 人道支援機関は、ニーズ調査、雇用、代表機関の創設、コミュニティプレッシャーといった経路を通じて、住民の政治参加を促していた。

## 【支配勢力による説明責任向上のための仲介】

- 人道支援機関は、権威的だと目された政策の実施について、その根拠を批判するとともに、より合理的だと判断できる根拠を支配勢力に提示させていた。

以下、これらの点について、聞き取り結果の詳細を述べる。

## 第2項 支援が行われた状況

聞き取り調査において、住民に対する虐殺や攻撃が発生しているとした証言は、トルコ政府および HTS 支配地域において、得られなかった。支配勢力が住民を直接的に攻撃していたら事業を停止するか、という質問に対して、すべての回答者が、実際には見たことがないが、という仮定で回答していたことに裏づけられる。また管見の限りでも、同様のニュースは見られない。

その一方で、人権侵害は顕著に指摘された。中にはシリア政権の支配下よりは深刻ではない点、また国際的な正統性を考慮して、数年前より改善した印象を受けているとの回答もあった。また中には、トルコ政府は極めて寛大な措置を取っているという指摘もあった。だが虐殺とは異なり客観的な事実として評価しづらい人権侵害は、評価者の経験や政治的立場に左右される部分が大きいと考えられる。その意味で即断を避ける必要があるが、対象者からは、児童労働問題、移動の自由の制限、女性の社会進出の制限、民主的制度の欠如、公平な司法制度の欠如、超法規的拘禁、支配勢力に対する批判の禁止等が指摘された。さらに支配勢力は、最低限の物資を提供するだけの資源はなく、人道支援機関に依存していることが指摘された。以上をまとめれば、トルコ政府および HTS 支配地域は、虐殺は発生していないものの人権侵害が大規模に発生する、抑圧的な支配であると解釈できる。

## 第3項 支配勢力と人道支援機関との関係

聞き取り対象の21機関中、11機関が中央支配勢力と MoU を締結し、支援活動の許可を公式に取得している。本研究ではその意図の積極性に関わらず、この取得の事実を以て、支援機関は支配勢力の正統性を否定せず、協調的な姿勢で支配勢力に臨んでいると見なす。もちろん許可を得ている支援機関の聞き取り対象者の中には、トルコ政府による占領を嘆かわしく思い、また HTS の支配を疎ましく感じている者も見受けられた。しかしながら、彼らは支配勢力から活動の許可を得るために事業の実施前から、対象地域やその内容について協議をしている。その人道支援機関との調整過程を、支配勢力が自らの正統性を住民にアピールする材料に用いている。このように支援活動が特定の支配勢力を正統化する根拠になる点について、支援機関は積極的に否定することはしない。

その一方で支配勢力の正統性を認めない支援機関は、中央支配勢力との MoU 締結を拒み、支援対象地域の評議会（local council）との取り決めで、支援事業を実施していた。HTS の正統性を認めない立場から、支配の実情を伴わないシリア暫定政権（Syria Interim Government）と MoU を締結する例も見られた。なお HTS がテロ組織認定されている点から、HTS との組織的繋がりを持たないよう、ドナーに指示を受けている機関も見られた。

人道支援機関が取り決めを結ぶ場合、トルコ政府支配下であれば該当地域を所轄する県庁と、HTS 支配下であれば HTS の行政部門と初めに取り決めを交わす。その後人道支援機関は、支配勢力の行政機構内部の事業内容に相当する部局と、技術的な側面に関する調整を行う<sup>67</sup>。その後、対象地域の評議会と細かい調整が実施される。聞き取り対象者の中には、取り決めによって支配勢力が、支援活動を保護する責任を負うと回答した例があった。人道支援機関は、実施過程の中で支配勢力の傘下外の武装勢力からの妨害活動には頻繁に遭っているが<sup>68</sup>、中央政府との取り決めを盾に支援物資の横流しの要請には応じない。また実際に干渉を受けた場合は、支配勢力に進言しその対応を求めが、聞き取り対象者はその結果事態が改善したことを認めている。

聞き取り対象となった人道支援機関は、そのほとんどが「保護」や「権利保護」とカテゴリーされた活動を実施してはいない。大半の聞き取り対象者は、それら活動を Do No Harm 原則<sup>69</sup>に抵触し、また支援（物資提供）活動のみを授權したドナーとの契約に違反すると考えていた。1 機関のみが、人道支援機関の役割は、支配勢力と住民の仲介者である点を是認していた。この機関は、明示的に責任アプローチを実施していると言えよう。そうではない機関の中で、上述の分析枠組みに従い、支配勢力の正統性を承認（支配勢力と取り決めを締結）し、また「保護の主流化」の四側面のいずれかの実践が、救援活動の過程で見られる場合は、その人道支援機関は「実態としての責任アプローチ」を実践していると見なす。

#### 第4項 「実態としての責任アプローチ」の成功要因

一部の人道支援機関が、その救援活動において、なぜ実態として人権保護を働きかける仲介を、実施することができたのだろうか。一つの要因として、トルコ政府や HTS が、元々住民の人権に対する意識が高く、人権規範を認めることに寛容であった点が指摘される。複数の聞き取り対象者が述べたように、シリア政府との違いを強調するために、支配勢力に対する直接の批判以外は、表現の自由を支配勢力が認めている。また支配勢力が元々有する人権意識の高さ以外の要因として、人道支援機関が支配勢力と交渉する際の立場の強さが示唆されよう。人道支援機関における交渉時の強い立場は、さらに住民の立場の強さと人道支援機関の連携という、二つの要素に還元して考えることができる。

住民の立場の強さは、支配勢力が住民の支持を取り付けようとしている点と、住民による抵抗運動が比較的弾圧を免れている点から示唆される。特に内戦状況において、支配勢

<sup>67</sup> トルコ政府側では、災害・緊急管理省が支援機関との折衝を担当する。HTS 側でも、シリア救国政権が独自に設立した開発省が、支援機関との折衝を担当している。

<sup>68</sup> HTS と地方評議会の関係は、必ずしも制度的な上下関係があるわけではない。2019年1月に HTS が軍事的統一を果たした際に、領域内の全地方評議会に SSG の正統性を承認するように要請したが、全評議会が即座に承認したわけではなかった (Drevon and Haenni, 2021, p.6)。

<sup>69</sup> 人道支援の帰結として、裨益者に害を及ぼしてはいけないという行動規範 (Anderson, 1999)。支配勢力と関係を持つことで、その政治的な目的のために人道支援が利用され、結果的に裨益者に危害が及ぶという懸念は、人道支援実務では共有されている。

力が対外的に正統性を主張する場合に、住民からの支持を得ていることが大きな根拠となる。そのために HTS が、住民の支持を取り付けようとしている点が指摘される (Fahim, 2022)。また聞き取り調査からは、支配勢力が住民からの支配への不満に、対応しようという機運が見られる。例えば、その威圧感や非効率性から住民からの評判が悪かった、HTS 支配領域下にある検問所職員の態度について、改善が見られたという指摘があった。より直接的な抵抗運動では、トルコ政府支配下の住民は、トルコ政府傘下の電力会社による電力料金の値上げに反対して、発電所の焼き討ちを行った。これを受けてトルコ政府は、電気代の値上げを撤回した。このように住民の立場が強いために、その住民の抵抗を予防する救援活動を実施する人道支援機関が、住民の人権を保護する実践を示しても、支配勢力は強く拒否できなかつた事情が想定される。

第二に考えられる要素は、人道支援機関の間の連携である。北西部で活動する人道支援機関は、共同実施協定 (Joint Operational Protocol) を締結している。この協定は、支配勢力やその傘下の武装勢力による支援活動へのいかなる干渉に対して、人道支援機関が一貫して撤退すべきかを定めている。この協定の意義は、人道アクセスの確保や支配勢力からの干渉を防ぐ観点から、一般的にも検討されつつある (Avis, 2018, pp.8-9)。北西部で活動する人道支援機関は、武装勢力からの援助物資の横領については断固として反対する姿勢を示しており、実際に横領等の事案が発生した場合に、活動するすべての人道支援機関が当該地域から撤退した事例が報告された。なお共同実施協定が定める撤退事由に、「実態としての責任アプローチ」の失敗は挙げられていない。ただし、上述の支援活動の重要性とも相まって、多くの人道支援機関が一堂に撤退する態度を示している点は、一般的に人道支援機関における交渉時の強い立場に寄与していると考えられる。

これら要素の寄与度について分析精度を向上させるためには、シリア政府の支配領域に対して同様の調査を行い、本研究の聞き取り調査の結果と比較することが有効であろう。シリア北西部よりもシリア政府支配地域の方が、人道支援機関の交渉時の立場が弱い点を、論者は指摘するからである。人道支援機関は、裨益者の選定やニーズ調査を独立して行うことはできず、また人道支援機関の人事にも介入される (Wieland, 2021, p.76)。また国内での支援活動は、国連が直接的に実施することはできず、シリア政府の影響力が強い SARC を介してのみ実施可能である。国連機関ではなく現地機関が、その実施を一任される事例は、シリアのみと指摘される (Hall, 2022, pp.31-35)。

シリア政府支配地域では、住民のシリア政府に対する立場は、比較的弱いことが示唆される。というのもシリア政府は、人道支援を政府に新派的な地域に多く提供し、そうではない地域に拒否することが指摘されている (Human Rights Watch, 2019, p.21; Hall et al., 2021)。これは人道支援の不足による住民の抵抗運動の防止よりも、政府に恭順を示さない住民を牽制する方が、戦略的に優先順位が高く、同時に住民の立場が相対的に低い点を示唆する。また人道支援機関の間で、支配勢力からの干渉や交渉において、連携を十分に取ることができていない点を、国連関係者は指摘する (Wieland, 2021, p.65)。

以上のようにシリア政府の支配領域では、人道支援機関の交渉時の立場は、相対的に低

いと判断できる。そのために本研究の対象地域であるシリア北西部と比較して、シリア政府支配領域での救援活動において、「実態としての責任アプローチ」が実施困難であると推定される。この推定を確かめるためには、シリア北西部とシリア政府支配領域で、本研究で実施した分析基準を用いて、より網羅的に人道支援機関に聞き取り調査をする必要がある。その上で、住民の立場の強さと人道支援機関の間の連携という要素が、救援活動の過程において、「保護の主流化」の側面において人権保護を、支配勢力に働きかけるにあたって、有効に機能しているか、分析する必要がある。

## 第5項 実態としての仲介の分類

### (1) 公平性確保のための仲介

責任アプローチにおいて公平性は、支配勢力による人道支援活動への妨害や差別的な理由に基づく裨益者の選定に反対することを指す。民族や宗教等の差別的な理由によって、支配勢力から特定の集団に対する人道支援活動を停止するよう要請される事態が発生した場合、抗議するかという質問に対して、21機関中12機関が抗議すると回答した。また実際に公平性を確保する行動を実施したという証言が聞き取れたのは9機関である。この中で支配勢力と制度的調整を有していたのは、6機関である。これら6機関は、支配勢力の管理下にある前提で、その住民への物資を提供する役割を補完しながら、公平性の確保に努めていると言える。

支配勢力は、様々な思惑で、当初の予定とは異なる集団に支援事業を実施するよう働きかけてくる点が指摘されている。支援対象者の指定に対して人道支援機関は、その要請が公平なものであるか判断し対応している。例えば支配勢力との交渉において、支援対象地域とは異なる地域にニーズがあるため、その地域の支援の優先が要請された。この場合には、その要請が恣意的なものでないか精査して、そうでないと判断されれば要請に応じた。逆に恣意的であると判断した場合は、事業停止を梃子にその撤回を要求している。またその要請が妥当かどうかは、実際に現地へ赴き、現地の評議会や有力者からの聞き取りから、判断している。

このように一部の支援機関は、支配勢力の正統性を否定しない形で、その支援過程が公平なものになるよう、支配勢力と調整している。この公平性の維持は、人道支援事業が支配勢力による福祉提供の補完と位置づけられる限りで、支配勢力が住民の人権を保護（特に生命の権利に対する制度的保障）するよう促しているものと解釈できる。

### (2) 暴力性の削減のための仲介

責任アプローチにおいて暴力性の削減は、支配勢力に住民に敬意ある待遇をするよう促し、またその政策の悪影響を軽減することを指す。もし市民が支配勢力から直接的に危害を加えられているのを目撃した場合に、抗議するかという質問に対して、21機関中10機関が抗議すると回答している。また実際に暴力の削減に寄与する行動を実施した機関は8機関であり、その中で制度的調整を有していたのは4機関であった。



支配勢力傘下の武装勢力が、市民活動や支援事業に干渉してきた場合に、人道支援機関が支配勢力に申し入れ、その取り締まり強化を要請した例が見受けられた。例えば支援機関が運営する学校に HTS 勢力が侵入し、女子児童による人前での歌唱を無理やり辞めさせた事案が発生した。住民らは HTS に抗議の意を表明するとともに、人道支援機関に働きかけた。それを受けて人道支援機関が、HTS に干渉の停止を要求し実現させた。またある支援機関は、ある地区一帯から、武装勢力を進入禁止にするまでの影響力を保持している例が見受けられた。別の例では、HTS 関係者から暴力を受けていたが言い出すことができなかった女性から、人道支援機関がその被害を聴取し HTS の治安機構に伝達した例があった。

またある機関は、支配勢力が住民のキャンプの移転を決定した際には、その人道支援機関が有する専門的見地から、キャンプの移動地の適切性について提言を行うと回答された。この提言は、住民に多くの負担を強いるキャンプ移動の後に、住民がさらなる苦痛を負わないように、なるべくその帰結を緩和しようとする試みであると言えよう。

このように一部の人道支援機関は、支配勢力の正統性を否定しない形で、支配勢力の政策や機構の行動が、市民にとって危害が少なくなるよう、支配勢力に働きかけている。この暴力性の削減は、人道支援事業が支配勢力による福祉提供の補完と位置づけられる限りで、支配勢力が住民の人権を保護（特に生命の権利に対する制度的保障）するよう促しているものと解釈できる。

### （3）住民参加の促進ための仲介

責任アプローチにおいて参加は、支配勢力が住民の意見や選好を聞く順応性と、支配勢力が住民の要望や関心に対応する反応性を指す。人道支援機関の中で実際に参加を促す行動を取ったのは5機関あり、その中で制度的調整を有していたのは3機関であった。

参加の仲介は、支配勢力が既存の代表機関を廃止した際の対応に見受けられた。支配地域には、既存の地方評議会が、住民の意見の集約機関としての公的経路の機能を任されている。何人かの対象者は、支配勢力がその意思に従わない地方評議会を解散した例に言及している。人道支援機関はその措置に反対し、地元の有力者を交えた新たな市民組織を創設している。有力者を交えているが故に、支配勢力もその決定を無視できないようだ。また民間施設に頻繁に侵入し市民からの評判が悪かった宗教警察に対して、既に市民も支配勢力に不満を表明していたが、市民とは異なる経路で人道支援機関が市民の不満を伝達していた例も見られた。

人道支援機関が示唆した、常設的な参加を仲介する経路は、人道支援機関によるニーズ調査と住民の雇用である。人道支援機関は住民の置かれた状況やそのニーズについて、支援対象地域の代表や有力者に聞き取りを実施する。その聞き取られたニーズは、支援事業を策定する際に考慮され、また支配勢力との交渉時に伝えられることが明らかになった。医療系の支援機関は、住民からの医療に関する意見をトルコ政府に伝達しているとの例が見られた。さらに人道支援機関は、現地住民から一部の職員を雇用する。その雇用された住民が、人道支援機関職員として支配勢力との交渉に当たり、住民のニーズや要望を伝え

るようになる。

このように一部の人道支援機関は、支配勢力の正統性を否定しない形で、住民のニーズや意見を支配勢力に対して、伝達していた（順応性）。またそのように伝達された意見の一部は、支配勢力にとっても無視できない存在感を示しているようである（反応性）。この参加の仲介は、人道支援事業が支配勢力による福祉提供の補完と位置づけられる限りで、支配勢力が住民の人権を保護（特にその他人権の制約に係る恣意性の削減）するよう促しているものと解釈できる。

#### （4）説明責任向上のための仲介

責任アプローチにおいて説明責任は、支配勢力がその権利制約に関する情報を提供し、またその妥当性を正当化するよう促すことを指す。実際に支配勢力による住民への説明責任を促す行動を取ったと判断できたのは3機関で、そのいずれもが支配勢力と制度的調整を有していた。

ある人道支援機関は、市民が監禁された事態に抗議を示した。その抗議に対して支配勢力は、不明瞭であった監禁理由を、処罰のためと明らかにした例があった。また別の例で人道支援機関は、支配勢力によるキャンプ移転の根拠の妥当性を批判した。当初支配勢力は、キャンプの土地が別の私有地であり、その賃料を支払うことができない点を根拠に、キャンプ移転の正当化を試みた。住民からの抗議の意を受けたある人道支援機関は、彼らの協力を得た土地利用許可の調査を経て、同地区に賃料は発生しないと証拠立てることができた。その主張に対して、HTS は当初の理由を退け安全保障上の措置であることを述べた。また人道支援機関は、移動後に住民の間で混乱が生じないように、移動後の地図の作成を HTS と共同で実施した。

これらの事例では、監禁や住民の反対を押し切った強制移動は、現に継続・実施された点で人権侵害が継続していると断ずることは容易い。そのため、人権アプローチからは、強制移動に反対すべきであったという批判も予想される。ただし、広義の結果根拠が示され、批判を浴びた根拠が撤回され異なる根拠が再提示された点は、その権利制約が人道支援機関と言うフォーラムを通じた合理性の追求により、その恣意性を削減させた事例であるとも表現できる。このように一部の人道支援機関は、支配勢力の正統性を否定しない形で、支配勢力にその行動や政策の根拠を示させていた（応答性）。この説明責任の仲介は、人道支援事業が支配勢力による福祉提供の補完と位置づけられる限りで、支配勢力が住民の人権を保護（特にその他人権の制約に係る恣意性の削減）するよう促しているものと解釈できる。

## 第4節 考察と限界

### 第1項 限界

本研究で実施した聞き取り研究には、方法論的制約が認められるだろう。第一に聞き取り調査期間の短さである。本来であれば、HTS やトルコ政府がシリア北西部で実効支配を

するようになった2018年あたりから、継続的に調査をしていたことが望ましい。継続的な調査を通じて、人道支援機関と支配勢力の関係性や「保護の主流化」の四側面の変化が観測され、より解像度の細かい分析が可能になった。第二に、本研究では反政府支配地域と総称したが、その支配体制は流動的である。上述のHTSとトルコ支配地域の違いはもちろん、中央の支配勢力から地方評議会や武装勢力の独立度合も異なる。人権抑圧の程度も、例えばクルド系が多く住むアフリンに対しては、トルコ政府はより抑圧的な政策を実施している指摘も見られる(US Mission, 2022)。また聞き取り調査では、人道支援機関の支配勢力への忠誠心も考慮していない。いくつかの人道支援機関は、トルコ政府やトルコ政府が支援する、シリア暫定政府がシリアの正統な支配者であると述べた者がいた。忠誠心の測定は困難であるが、人権状況や人道支援機関の役割について、回答結果に偏向を与えるものである。また国連機関とINGOの聞き取り対象が少なかった点も、本論文の射程を大いに制約する事由である。

その結果として、本聞き取り調査の社会科学としての分析精度には改善の余地がある。第一になぜ一部の人道支援機関において、「保護の主流化」の側面を実施することができたのか、詳細な要因分析を実施できていない。前項では「実態としての責任アプローチ」の成功要因を議論しているが、人道支援機関や支援事業の単位で議論はできていない。人道支援機関は、支援事業の直接的な目的としては設定していなくても、「保護の主流化」の側面を実践するような、組織的方針はあったのか、それとも別の要因が効果的であったのか、さらなる検討が必要だろう。また今回の聞き取り調査で、「保護の主流化」の四側面に関連した発言が見られなかったからと言って、その人道支援機関が「実態としての責任アプローチ」に貢献していないとは限らない。

第二に、より本質的には「実態としての責任アプローチ」が、当該地域の人権保護において、どれほど重要であるのか、一般的に明らかではない。その重要性が明らかとならなければ、「実態としての責任アプローチ」が比較的容易な地域や、その実施に意欲的な人道支援機関の要因を特定できたとしても、その意義は大きくない。というのも、仲介を直接の目的に設定しない救援活動について、付随的で分析的な意義の低い実践に目を向けただけではないか、という批判が考えられるためである。この批判に対応するためには、「実態としての責任アプローチ」を通じて、人権保護の観点から、支配地域にどのような変化が見られるか、評価する必要がある。このためには要因をより精緻な操作化した、事例分析・実証研究を必要とする。

また今後の検討課題としては、「保護の主流化」の四側面の連関性が挙げられる。本研究では「実態としての責任アプローチ」を分析するにあたって、人道支援の実務で提唱されている「保護の主流化」の発想を援用した。ただし独自に構築した分析枠組みの四側面が、理論的に独立して作用するのか、それとも包含関係があるのか、厳密には検証されていない。他の事例であるが、住民参加の促進が公平性の確保に逆効果に働いたと解釈可能

な事例も報告される<sup>70</sup>。四側面の相互の連関性には、さらなる検証が必要だろう。

また責任アプローチの定義上、生命の権利以外の人権の充足や、制度的保障は対象外であった。ただし今回の聞き取り調査では、児童の権利やジェンダーの平等など、それ以外の人権を制約以上の度合で保護する実践が認められた。例えばある支援機関は、事業実施過程で児童が従事することを明確に禁止している。「保護の主流化」の四側面を通じた人権保護と、それ以外の人権保護の連関性は、責任アプローチとより広範な人権保護活動との境界を議論する際に、重要な視点である。また責任アプローチを救援活動に見出す視点に対しては、人道支援の価値を貶めるとの批判が、古典的人道主義者から想定されよう。古典的人道主義者は、支配勢力との関係を持つことをなるべく避けようとする。本調査の聞き取り対象者でも、支配勢力の正統性を否定しないまでも、積極的な折衝は人道支援の中立性原則に反し、また Do No Harm 原則にも反しているとの意見が見られた。

しかし社会科学の分析精度の落ち度や、価値毀損という批判は、責任アプローチの実態を支援活動に見出すことを試みた本研究の意義を消滅させないと考えている。また今回の調査では、分析枠組みとして「保護の主流化」の発想を応用したが、それは主流化の発想がいまだ人道支援の実務において定着していない実情の裏返しでもある。言い換えれば「保護の主流化」に典型的なように、救援活動に人権保護の側面を取り入れようとする実務的方向性は、いまだ具体的な活動に反映されていない。本論文は、救援活動の過程で実施可能な人権保護の働きかけの実態を明らかにすることで、その実務的方向性に一定の実証的根拠を与え強化したと言えよう。また「実態としての責任アプローチ」を可能にする要因について、仮説を生成した萌芽的な研究でもある。

## 第5節 まとめ

本研究では、シリアでクロスボーダー支援を実施する人道支援機関への聞き取り調査を通じて、一般の支援活動に責任アプローチの実態が見出されることを明らかにした。第一に、人権保護を目的としない一般の支援活動が、支配勢力と住民との関係に何らかの作用する事例を扱った研究を参照した。そのうえで、こうした従来の既存研究は、明示的には保護や人権保護と呼称されない人道支援活動の実態を明らかにできない点を指摘した。また既存研究のレビューを踏まえ、あらゆる人道支援は人権保護の目的を含める必要があるという、「保護の主流化」という提言を援用し、「実態としての責任アプローチ」を分析する枠組みとして、公平性の確保、暴力性の削減、住民参加の促進、説明責任の向上という四側面を整理した。

第二に、その分析枠組みをシリアの支援機関職員への聞き取り結果に適用することで、一般の支援活動に見出される責任アプローチの実態について分析した。その結果、支援活動の過程で人道支援機関が意識していないものの、一部の活動例において、責任アプロー

---

<sup>70</sup> 例えば、Young and Maxwell の実際のスーダンでの介入事例を分析し、住民の人道支援の配給過程への参加においても、既存の不平等で差別的な権力関係が温存された点を指摘している (Young and Maxwell, 2013, pp.560-561)。

チとしての作用を一定程度発揮していると思われる実態が明らかになった。シリア北西部は、虐殺は発生していないものの、顕著な人権侵害（移動の自由の制限、女性の社会進出の制限、民主的制度の欠如、公平な司法制度の欠如など）は生じている。こうした人権抑圧の改善に対して、人道支援機関の活動は、活動一時停止、ニーズ調査、雇用、代表機関の創設、コミュニティプレッシャーといった経路を通じて、一定程度効果を発揮している。また仮説的に、責任履行の奨励が可能となった要因として、住民の支配勢力に対する立場の強さと、人道支援機関の間の連携を指摘した。

本研究の分析結果は、社会科学的分析精度に改善の余地がある。「実態としての責任アプローチ」を見出すことが仮にできたとしても、それを可能にする条件を詳細に分析するには不十分な調査結果である。しかしながら、本研究の意義は、従来注目されていなかった一般的な支援活動における、人権保護の実態に焦点を当てた点にある。言い換えれば本研究は、支配勢力への働きかけを直接の目的とはしない救援活動を実施する人道支援機関であっても、責任アプローチを実施する可能性を示したものと言える。



## 第5章 結論

本論文では、全体を通じて、人道支援と人権保護の両立を図るために人道支援機関が取りうる対応として「責任アプローチ」と呼ばれる新たな考え方の実施可能性を検証してきた。

支配勢力が住民に対して人権基準に則さない抑圧的な統治を行っている場合がある。従来、この種の議論では、その地域で活動する人道支援機関は人道支援を継続すべきか停止すべきかという二者択一の論点ばかりが専ら注目されてきた。しかし近年になって、その二者択一性を解消する視点として新たに提唱されてきたのが、責任アプローチである。責任アプローチは、虐殺には至らないまでも人権抑圧的な支配勢力に対して、人道支援を継続することで働きかけを維持し、支配勢力が住民の人権保護責任を履行するよう促す考え方である。言い換えれば責任アプローチは、人権保護と内政不干涉規範に関する従来の議論では見過ごされがちであった、虐殺に至らない状況への非武力的介入を概念化したものである。

このように責任アプローチは、人権基準に則した権利保護への関心を維持しつつも、住民への人道支援を継続しようとする現実的なアプローチであるが、これまでは少数の文献で理想論として概念的に提唱されてきたにとどまる。このため、その概念の整理や実施可能性の検証は十分に蓄積されているとは言えない。責任アプローチの概念を国際関係論や人道研究の系譜の中で整理するとともに、その実施可能性を実証的に検証することは、学術的な貢献となるだけでなく、人びとの生命、身体、尊厳、自由の保護を図る人道支援実務の観点からも重要である。

### 第1節 本論文が明らかにした点

人道支援と人権保護の両立を図る責任アプローチの概念整理と実施可能性の検証のため、本論文が取り組んだ問いは以下の三点である。

1. 責任アプローチの概念は、内政不介入規範との関係でどのように位置づけることが可能か
2. 人道支援機関による責任アプローチの働きかけが成功するための条件は何か
3. 既存の人道支援活動の中に、責任アプローチに通じる特徴を見出すことはできるか

これらの問いについて、本論文が明らかにした点をまとめると、以下のとおりである。

#### 第1項 責任アプローチの理論的位置づけ（第2章）

責任アプローチの理論的根拠と限界について、文献レビューを通じて、国際関係論と人道研究が重視してきた内政不介入規範と両立する形で概念整理を行った。その特徴として第一に、責任アプローチは、支配勢力が住民の虐殺には至っていない状況で実施されるべきである点を確認した。第二に、責任アプローチにおいて、一般的な人権思想とは異なり、

生命の権利とその他の人権を、保護の程度において区別することを正当化した。第三に、責任アプローチの人権保護とは、生命の権利については制度的な保障、その他の人権についてはその恣意的な制約の削減が、追求されるべきであることを確認した。第四に、責任アプローチの具体的な方法は、支配勢力の正統性を否定せずに、その人権保護責任の履行を奨励することであると整理し、その活動様態を支配勢力と住民との関係の仲介と定義した。

## 第2項 責任アプローチの成功条件（第3章）

責任アプローチの具体的な事例として ICRC の被拘禁者訪問を取り上げ、統計分析を通じて、その成功条件を明らかにした。第一に、協調的な働きかけを受け入れやすい政府の特徴として、行政能力の高さ、外部資源への依存、人道支援機関に目撃されたくない事象の少なさ、人道支援機関の活動への理解や信頼が示唆された。第二に、協調的な働きかけを受け入れさせるために、人道支援機関が取り得る戦略として、支援物資の増加と外交的な機会の設定の有効性が示された。その一方でキャパシティ・ビルディングは、その戦略としては機能しにくい点が示唆された。この結果は、協調的な働きかけが政府の態度を変更させ、被拘禁者に対する支配勢力の責任履行の奨励に繋がったという点で、責任アプローチの有効性を検証する統計的な根拠を示している。

## 第3項 既存の人道支援活動に見る責任アプローチの作用（第4章）

シリア北西部で活動する人道支援機関への聞き取りを通じて、人権保護を直接の目的とはしない支援活動の中にも、人権保護の作用を一定程度発揮していると思われる事例がある実態を明らかにした。第一に、人道支援の実務で提唱される「保護の主流化」（あらゆる人道支援は人権保護の目的を含める必要があるという発想）の観点から、既存の人道支援活動に見る責任アプローチの作用を分析する枠組みとして、公平性の確保、暴力性の削減、住民参加の促進、説明責任の向上という四側面を整理した。第二に、その分析枠組みを支援機関職員への聞き取り結果に適用することで、一般の支援活動に見出される責任アプローチの作用について分析した。その結果、救援活動の過程で人道支援機関が意識していないものの、責任アプローチとしての作用を一定程度発揮していると思われる事例がある実態が明らかになった。シリア北西部は、虐殺は発生していないものの、顕著な人権侵害（移動の自由の制限、女性の社会進出の制限、民主的制度の欠如、公平な司法制度の欠如など）は生じている。こうした人権抑圧の改善に対して、人道支援機関の活動は、活動一時停止、ニーズ調査、雇用、代表機関の創設、コミュニティプレッシャーといった経路を通じて、一定程度効果を発揮している。また仮説的に、責任履行の奨励が可能となった要因として、住民の支配勢力に対する立場の強さと、人道支援機関の間の連携を指摘した。

## 第2節 本論文の新規性と残された課題

本論文の新規性は、従来の国際関係論や人道研究において十分検討されてこなかった責



任アプローチという考えについて、理論的な系譜に照らして概念の整理を行うとともに、統計分析や聞き取り調査によって定量、定性の両面から実証的にその実施可能性を検証した点にある。

第一に、本研究は、人道支援の研究者から限られた文献で散発的に指摘されるにとどまっていた責任アプローチの理論的根拠と限界について、国際関係論と人道研究の系譜の中に位置づけて検討した研究であり、管見の限り国内外に類似の先行研究はない。そして新人道主義や保護する責任論といった、支配勢力の打倒に傾いていた従来の議論のバランスを取り戻す視点として支配勢力による人権保護の責任を取り上げ、責任アプローチの概念を整理した。責任アプローチの適用範囲や人権保護の目的を限定することで、例えば人権に関する介入であっても、内政不介入規範と両立しうる可能性を示した。また人道支援が実施される現場を見据えた議論を取り入れることで、その実施可能性も考慮した。

第二に、概念的な理想論にとどまっていた責任アプローチの実施可能性を、実証的に分析した点に新規性がある。責任アプローチの定量分析が可能な事例は、現時点では ICRC の被拘禁者訪問など極めて例外的な事例以外に見当たらなかった。責任アプローチや人道支援に関するデータの蓄積が進めば、要因の操作化をより詳細に行うことで、責任アプローチの成功条件をより一般的に分析することが可能になる。本研究はその一里塚であると考える。

第三に、本論文の新規性は、責任アプローチが支配勢力との折衝を直接の目的とはしない救援活動にまで適用しうる可能性を示した点にも認めうる。本研究は、公平性の確保、暴力性の削減、住民参加の促進、説明責任の向上という四側面から、既存の人道支援活動に見る責任アプローチの実態を分析することを提案し、その分析枠組みを以て独自に実施したシリア北西部で活動する人道支援機関への聞き取り調査を実施した。この調査を通じて、人権保護を直接の目的とはしない支援活動の中にも、人権保護の作用を一定程度発揮していると見られる事例がある実態を明らかにした。

本研究には、これらの新規性がある一方、多くの課題も残した。各章末で限界として指摘したもの以外の課題を述べれば、まずは本研究は、あくまで人道支援と人権保護を人道支援機関の立場から両立を図った。逆を言えば、人道支援で特別の位置を持つ生命の権利だけではなく、一般的に人権保護を目指す人権機関から見て、人道支援と人権保護の両立性を検証したわけではない。また国連や各国援助機関、開発支援機関が多様に参加する平和構築の文脈で、人権保護と人道支援の位置づけを確認したわけでもない。また理論的には、人道主義と人権の思想的系譜の整理に十分立脚して「責任アプローチ」の概念を提示できたとも言い切れない。現在では人権保護とも呼べる奴隷解放運動などは、19世紀当時では人道的活動と形容された。このように人道主義と人権は、同時代的な用法の棲み分けや合流を経た系譜があり、それぞれの議論の系譜に互いの要素を指摘することが可能である。その系譜の理論的接合の一事例として、人道支援と人権保護の両立可能性も議論が可能であった。

また本論文が試みたように、例えば人権保護との観点で、人道支援から内政介入的要素を

減じることができたとしても、人道支援やそのシステムが住民や現地社会に及ぼす権力性に対する根本的な批判に応答したことにはならない。五十嵐（2016）は、植民地を含む国際的な権力構造が形成されてきた背景に、人道主義や人道支援の寄与を指摘している（五十嵐, 2016）。Adam Branch（2008）は、現代の難民キャンプの運営において、人道支援機関が新たな支配者となって、難民の自由を抑圧する点を痛烈に批判している（Branch, 2008, pp.158-159）。本論文は、このような人道支援や人道主義を巡る権力性に対して、回答を示すことはできていない。

また実証的な側面而言えば、責任アプローチが古典的人道主義と新人道主義と比べて、より効果的なのかどうか、議論することができていない。もちろん古典的人道主義、新人道主義、責任アプローチはそれぞれに、理想とする状況が異なるために、安易な比較は禁物である。ただし人道状況や人権状況を客観的に判定する指標の開発と、その適用において、いかなる人道支援と人権保護の（非）両立が、いかなる住民の立場において、最も良いのかを検討する姿勢は、追求されるべきである。本論文は責任アプローチの成功条件やその実施可能性の拡大を論じたが、いかなる場面で最も良い結果を生み出すアプローチであるのかを、検討することができていない。

本研究が責任アプローチとして概念整理したような人道支援と人権保護を両立する人道支援機関の姿勢については、いまだ研究の蓄積が未だ十分ではなく、本研究はその初歩的な試みと言うべきものである。上述した課題の検討は、このテーマに関する今後のさらなる研究の蓄積に委ねたい。

### 第3節 本論文からの示唆と展望

本論文が取り上げた責任アプローチは、支配勢力による人権抑圧に接した人道支援機関が人道支援を継続すべきか人権保護のための批判をすべきかという、従来の二者択一的な議論を解消する点で、人道支援の実務の方向性を示しうる。そのためには、責任アプローチがはらむ限界やその具体的な実施可能性が、精緻に検証される必要がある。本論文が取り組んだ責任アプローチの理論的な整理と実施可能性の検証は、人道支援と人権保護の両立の具体的な形態を探索する点で、今後の人道支援実務と人道研究に対して貢献するものである。また、他国の人権保護の漸進的な改善の一方途を探索する点では、人権と内政不介入をより一般的に議論する国際関係研究の発展にも貢献するものと言える。本論文は、人権研究との接合や社会科学的実証性の甘さと言った、理論的また方法論的な課題を多く抱えている。しかしながら本研究は、人道支援と人権保護の両立を図ろうとする実務的・学術的営為を進展させる一つの土台を形成したと考える。

#### 第1項 人道支援実務への示唆

本論文からは、責任アプローチだけにとどまらず、今後の人道支援実務への示唆も引き出しうる。第1章で述べたとおり、従来の人道支援実務の文脈で人権を取り扱おうとすれば、やはり人道支援か人権重視かという二者択一の議論に終始することが多かった。実務

上その二者択一から逃れられない事態があることは否定しない。一方で、議論がその点ばかりに固執することは、保護する責任論と同様に柔軟な選択肢の検討を阻害してしまう懸念がある。本論文は責任アプローチという、一見遠回りのようで人権保護への関心を維持するアプローチを、理論的・実証的に発展させることで、人道主義における人権保護に関する議論を、二者択一以外の平面で展開する土壌の形成に貢献した。

第3章で統計的に分析した ICRC の被拘禁者訪問の成功要因は、一般的な人道交渉の成否を検討するうえで参考になりえる。特に本研究の結果は、被拘禁者のように支配勢力にとって予め保護する責任を想定していないような人に対しても、物資提供や信頼の醸成によって、一定程度その人権を保護するよう働きかけることが可能である点を示したと言えよう。

また第4章で扱った「保護の主流化」は、そもそも人道支援の実務で提唱されつつも、なかなか浸透が見られなかった考え方である。本論文では「実態としての責任アプローチ」を抽出するために分析的に使用したが、責任アプローチと「保護の主流化」は、そもそも焦点が少し異なるだけで、裨益者の人権保護に対する問題関心の軌を一にしている。そのために「保護の主流化」という視点が、分析のおよび事業の方針・評価軸として、連関的に発展することが期待され、本論文はその一助となりうる。

## 第2項 研究への示唆

国際関係論と人道研究の両研究分野は、使用する概念や分析する対象の物理的な近接性にも関わらず、理論的・実証的な断絶が存在してきた。保護する責任や人権保護を目的とした武力介入を扱った Thomas G. Weiss や、人道支援の国際政治的な権力性を扱った Michael Barnett といった一部の理論家を除き、両分野を統合的に扱おうとする研究はほとんどなかったと言って良い。というのも、国際関係論の議論において、人権や内政介入は議論の焦点になる一方で、人道支援に関する視点への注目は低かった。「実態としての責任アプローチ」は元より、ICRC などの人道支援機関が実施する、支配勢力への人権保護のための直接的な働きかけは取り扱われず、専ら物資提供の機能のみが注目された。

しかしながら、人道支援機関に、物資提供以上の機能を見出すことは、実証的な根拠を持ちうる点を、本論文は示唆している。武力紛争の現場に最も速くかつ長く存在するのは、人道支援機関である。国際関係論において、武力紛争やその後の復興が一つの論点になるならば、そして支配勢力に対する影響力に鑑みるならば、人道支援機関を物資提供以上の機能を持つ行為主体として注目する必要がある。また国際関係論に人道支援機関を取り込む際には、人道研究が展開してきた人道支援を巡る規範的議論が、人権機関や開発支援機関と人道支援機関を区別する際に、重要な参照点になるだろう。

本論文は、人道研究の中で規範的立場の違いを対照させる以上に、議論の進展をあまり見なかった人権保護を正面から扱った研究である。その意義は人道支援における人権保護という問題を概念的・分析的に操作可能な水準に定式化することにあった。また本研究は相互の連関が曖昧であった(1) 人民の権利を保護する責任を強調する考え方と(2) 人

道主義における支配勢力の責任を強調する考え方とを、理論的かつ実証的に繋ぐ試みである。その試みを通じて、人道研究の文脈で、政府や反政府勢力による保護する責任の履行を取り扱えること、また逆に国際関係論の文脈で、人道支援機関の役割を中心にした議論を設定できることを示したと言える。

また同時に、支配勢力の人権保護責任に真正面から取り組んだ本論文は、人道的空間論（人道支援は政治的な影響力から独立して実施されるべきと主張した、人道支援研究に由来存在した立場）（Hilhorst and Jansen, 2010, p.1117）の残滓を取り払ったと言える。人道的空間論は、本論文でも繰り返し述べたように、深刻に抑圧的な支配で人道支援が、実施されたことの衝撃への反動しての側面が大きい。この種の議論は、人道支援がジェノサイドの首謀者を助けているのではないか、というルワンダの経験が色濃かった時代には説得力を持った議論であっただろう。ただし、人道支援が既存の支配勢力を無視する時代は、例えそれが人権抑圧的であったとしても、終わりつつある。人道的空間論の実証的側面は、人道的アリーナ論（人道支援機関を、他のアクターと同様に戦略的に行動するアクターと見なそうとする立場）（Hilhorst and Jansen, 2010, pp.1120）の登場によって、その役割を終えた。本論文は、人道的空間論の規範的側面に対して、少なくとも支配勢力からの独立を唱道する部分の役割に対して、引導を渡す。人道支援が支配勢力から独立することは例外であるべきであり、原則は人権を侵害していようとも、その支配勢力の指揮系統化に入り、政府機能の不全や人権侵害が是正されるように、仲介機能を果たすべきである。支配勢力による住民の人権保護が失敗した状態に対して、人道支援の役割は、その政治的中立な状態を維持することではなく、支配勢力の人権保護責任を仲介することで、政治的に望ましい状態に差し戻すことではないか。それこそが、本論文が責任アプローチを介して人権保護というテーマで追求した、人道支援の政治的な意義である。

### 第3項 展望

この点と関連し、本論文が取り組めなかった研究課題の一つとして、「諸権利を持つ権利」の議論がある。「諸権利を持つ権利」の議論は、人間であることだけが理由で認められる人権は、国家主権から放逐され真にただの人間になった時に享受できなくなると、Hannah Arendtが主権国家と難民の矛盾を看破した分析に端を発する（Arendt, 2004, pp.369-384）。本論文は人道支援を、支配勢力が住民が生存するのに最低限の物資や安全性を提供する意思ないし能力がない場合に、支配領域外の資源を活用して、住民に物資や安全性を直接提供する活動と呼んだ。国家政府の主権であれ、実効支配勢力の事実上の主権であれ、主権から放逐され「諸権利を持つ権利」を喪失した人の、最後の切り札として人道支援を設定できるのではないか。「諸権利を持つ権利」と人道支援との理論的接合は、今後の検討課題である。

またプロジェクトベースリサーチ（PBR）として取り組んだ人道支援と平和の関係も、本論文で取り扱うことはできなかった。本論文が提唱した責任アプローチは、武力紛争の早期終結には逆効果であるかもしれない。責任アプローチは、結果として人道支援機関が、

支配の合法性に関わらず、特定の政治勢力の支配を固定化することを容認する。第4章の聞き取り調査では、シリア北西部を軍事的に占領するトルコ政府と、テロ組織認定を受け国家承認を受ける見込みのない HTS の支配において、救援活動を通じて人権保護の側面を見出した。ただし、トルコ政府や HTS の支配が継続することが、本当にシリア市民のためになるのか。その悩みを常に抱えながらシリア支援に携わる実務家の視点から、本論文の意義と限界を見直す作業が必要である<sup>71</sup>。

本論文が人道支援機関の視点や論理に傾倒している点は、批判されて然るべきである。率直に言えば、本論文は人道支援の意義ではなく、人道支援機関またはその実施する活動を意義づけた。この視点が人道支援機関の自己満足論に陥ることなく、人道支援を受然者と人道支援を実施する者が、少しでも事態を改善するための手がかりを提供することができるように、さらなる理論的、実証的発展が望まれる。

---

<sup>71</sup> 人道支援の実施による異なる勢力による支配の温存という問題への対応を検討する目的で、PBR として意見交換会が実施された（シリア和平ネットワーク, 2022）。



## 参考文献

## 外国語文献

- Adami, Monica. 2021. Disorder within the humanitarian sector: the old versus new humanitarianism debate. *Disasters*. 45(2): 403-423.
- Aeschlimann, Alain. 2005. Protection of detainees: ICRC action behind bars. *International Review of the Red Cross*. 87: 83-122.
- Allen, Tim and David Styan. 2000. A right to interfere? Bernard Kouchner and the new humanitarianism. *Journal of International Development*. 12: 825-842.
- Anderson, Mary B. 1999. *Do No Harm: How Aid Can Support Peace—or War*. Colorado: Lynne Rienner Publishers, Inc.
- Anderson, Mary B. 2000. *Options for Aid in Conflict: Lessons from Field Experience*. Cambridge: The Collaborative for Development Action, Inc.
- Arendt, Hanna. 2004. *The Origins of Totalitarianism*. New York: Schocken Books.
- Armstrong, J. D. 1985. The international committee of the red cross and political prisoners. *International Organization*. 39: 615-642.
- Avis, William. 2018. Joint operating principles among humanitarian actors to improve access. K4D Helpdesk Report 456. Brighton: Institute of Development Studies.
- Banki, Susan. 2009. Contested regimes, aid flows, and refugee flows: the case of Burma. *Journal of Current Southeast Asian Affairs*. 28(2): 47-73.
- Barnett, Michael. 2011. *Empire of Humanity: A History of Humanitarianism*. New York: Cornell University Press.
- Barnett, Michael and Jack Snyder. 2008. The grand strategies of humanitarianism. In Barnett and Weiss (eds) *Humanitarianism in Question*. Ithaca: Cornell University Press, pp.143-171.
- Barnett, Michael and Thomas G. Weiss. 2008. Humanitarianism: a brief history of the present. In Barnett and Weiss (eds) *Humanitarianism in Question*. Ithaca: Cornell University Press, pp.1-48.
- Bellamy, Alex J. 2003. Humanitarian responsibilities and interventionist claims in international society. *Review of International Studies*. 29: 321-340.
- Bellamy, Alex J. and Edward C. Luck. 2018. *The Responsibility to Protect: From Promise to Practice*. Cambridge: Polity Press.
- Belle, Daniel and Joseph H. Carens. 2004. The ethical dilemmas of international human rights and humanitarian NGOs: reflections on a dialogue between practitioners and theorists. *Human Rights Quarterly*. 26(2): 300-329.
- Berg, Monika and Viktor Dahl. 2020. Mechanisms of trust for different modes of welfare service provision. *Public Management Review*. 22(9): 1284-1305.
- Bihan, Stéphanie L. 2017. Addressing the protection and assistance needs of migrants: the ICRC approach to migration. *International Review of the Red Cross*. 99: 99-119.
- Biquet, Jean-Marc. 2014. Working in a prison in Myanmar: Médecins Sans Frontières' experience working in Insein prison. *Humanitarian Aid on the Move*. No. 14. October, 2014: 6-11.

- Blair, Robert A. and Matthew S. Winters. 2020. Foreign aid and state-society relations: theory, evidence, and new directions for research. *Studies in Comparative International Development*. 55: 123-142.
- Bonino, Francesca. 2014. Evaluating protection in humanitarian action: issues and challenges. ALNAP Working Paper. London: ALNAP/ODI.
- Bovens, Mark. 2010. Two concepts of accountability: accountability as a virtue and as a mechanism. *West European Politics*. 33(5): 946-967.
- Bradley, Miriam. 2016. *Protecting Civilians in War: The ICRC, UNHCR, and their Limitations in Internal Armed Conflicts*. Oxford: Oxford University Press.
- Branch, Adam. 2008. Against humanitarian impunity: rethinking responsibility for displacement and disaster in northern Uganda. *Journal of Intervention and Statebuilding*. 2(2): 151-173.
- Brauman, Rony. 2012. Médecins Sans Frontières and the ICRC: matters of principle. *International Review of the Red Cross*. 94: 1523-1535.
- Brauman, Rony and Michaël Neuman. 2014. MSF and the aid system: choosing not to choose. CRASH/MSF. July 3, 2014. Available at: <https://msf-crash.org/en/publications/humanitarian-actors-and-practices/msf-and-aid-system-choosing-not-choose> accessed on February 22, 2023.
- Bridges KM. 2010. Between aid and politics: diagnosing the challenge of humanitarian advocacy in politically complex environments—the case of Darfur, Sudan. *Third World Quarterly*. 31(8): 1251-1269.
- Bruderlein, Claude. 2018. Challenges and dilemmas in frontline negotiations. ICRC. January 4, 2018. Available at: <https://blogs.icrc.org/law-and-policy/2018/01/04/challenges-dilemmas-in-frontline-negotiations-interview-with-claude-bruderlein/> accessed on February 22, 2023.
- Buis, Emiliano J. 2008. The implementation of international humanitarian law by human rights courts: the example of the inter-American human rights system. In Arnold Robert and Noëlle NR. Quéniwet (eds) *International Humanitarian Law and Human Rights Law: Towards a New Merger in International Law*. Leiden: Brill/Martinus Nijhoff, pp.269-294.
- Bussmann, Margit and Gerald Schneider. 2015. A porous humanitarian shield: the laws of war, the red cross, and the killing of civilians. *The Review of International Organizations*. 11: 337-359.
- Butler, Nadia, Ginger Johnson, Asiyati Chiweza, Kya Myint Aung, John Quinley, Katherine Rogers and Juliet Bedford. 2020. A strategic approach to social accountability: Bwalo forums within the reproductive maternal and child health accountability ecosystem in Malawi. *BMC Health Services Research*. 20(1): 1-16.
- Calas, François and Pierre Salignon. Afghanistan: from ‘militant monks’ to crusaders. 2004. In Fabrice Weissman (ed) *In the Shadow of ‘Just Wars’: Violence, Politics and Humanitarian Action*. London: Hurst & Company Ltd., pp.66-87.
- Calhoun, Craig. 2008. The imperative to reduce suffering: Charity, progress, and emergencies in the field of humanitarian action. In Barnett and Weiss (eds) *Humanitarianism in Question*. Ithaca: Cornell University Press, pp.73-97.
- Camins, Emiy L. 2016. Needs or rights? exploring the limitations of individual reparations for violations of international humanitarian law. *International Journal of Transitional Justice*. 10: 126-145.
- Carnegie, Allison and Lindsay R. Dolan. 2021. The effects of rejecting aid on recipient’s reputations: evidence from natural disaster responses. *The Review of International Organizations*. 16: 495-519.



- Carroll, Kate, Rachel Goldwyn and Magdalene Lagu. 2009. *Rights Based Approaches and Humanitarian Interventions in Conflict Situations: A Learning and Discussion Document*. London: ActionAid International and CARE UK.
- Cauchi, Denise, Paolo Lubrano, Brendan Ross Louise Searle and Kate Sutton. 2012. Minimum Inter-Agency Standards for Protection Mainstreaming. World Vision. Available at: <https://reliefweb.int/report/world/minimum-inter-agency-standards-protection-mainstreaming-enar> accessed on February 22, 2023.
- Caverzasio, Sylvie G. 2001. *Strengthening Protection in War – A search for Professional Standards: Summary of Discussion among Human Rights and Humanitarian Organizations*. Geneva: ICRC.
- Claire, Arjun. 2019. From concept to practice: the long road to operationalising protection. *Disasters*. 43(1): 46-66.
- Clements, Ashley J. 2018. Overcoming power asymmetry in humanitarian negotiations with armed groups. *International Negotiation*. 23: 367-393.
- Cooley, Alexander and James Ron. 2002. The NGO scramble: Organizational insecurity and the political economy of transnational action. *International Security*. 27(1): 5-39.
- Cotterrell, Lin. 2005. Human rights and poverty reduction: approaches to human rights in humanitarian crises. ODI. October, 2005. Available at: <https://hrea.org/resources/human-rights-and-poverty-reduction-approaches-to-human-rights-in-humanitarian-crises/> accessed on February 22, 2023.
- Cubie, Dug. 2017. *The International Legal Protection of Persons in Humanitarian Crises: Exploring the Acquis Humanitaire*. Oxford: Hart Publishing.
- Cunningham, Andrew J. 2018. *International Humanitarian NGOs and State Relations: Politics, Principles and Identity*. Oxon: Routledge.
- Curtet, Charlotte L. 2002. Afghanistan: an ICRC perspective on bringing assistance and protection to women during the Taliban regime. *International Review of the Red Cross*. 84: 643-654.
- Cutts, Mark. 1999. Negotiating warring parties. *Refugee Survey Quarterly*. 18: 43-46.
- Darcy, James. 2004. Human rights and humanitarian action: A review of the issues. HPG Background Paper. ODI: London.
- Deng, Francis M. 1995. Frontiers of sovereignty: a framework of protection, assistance, and development for the internally displaced. *Laiden Journal of International Law*. 8(2): 249-286.
- Deng, Francis M. 2010. From ‘Sovereignty as Responsibility’ to the ‘Responsibility to Protect.’ *Global Responsibility to Protect*. 2: 353-370.
- De Waal, Alex. 1994. Humanitarianism unbound? Current dilemmas facing multi-mandate relief operations in political emergencies. Discussion Paper No. 5. London: African Rights.
- Dimitrov, Martin K. 2013. What the party wanted to know: citizen complaints as a “barometer of public opinion” in communist Bulgaria. *East European Politics and Societies and Cultures*. 28(2): 271-295.
- Donini, Antonio. 2003. Learning the lessons? A retrospective analysis of humanitarian principles and practice in Afghanistan. OCHA. June, 2003. Available at: <https://reliefweb.int/report/afghanistan/learning-lessons-retrospective-analysis-humanitarian-principles-and-practice> accessed February 22, 2023.

- Drevon, Jerome and Patrick Haenni. 2021. How global Jihad relocalises and where it leads: the case of HTS, the former AQ franchise in Syria. EUI Working Paper RSSC 2021/09. Badia Fiesolana: European University Institute.
- Druckman, Daniel and Peter Wallensteen. 2017. Summit meetings: good or bad for peace. *Global Summitry*. 2: 71-92.
- Duclos, Diane, Abdulkarim Ekzayez, Fatima Ghaddar, Francesco Checchi and Kari Blanchet. 2019. Localisation and cross-border assistance to deliver humanitarian health services in North-West Syria: a qualitative inquiry for The Lancet-AUB Commission on Syria. *Conflict and Health*. 13: 1-10.
- Eberwein, Wolf-Dieter and Bob Reinalda. 2016. A brief history of humanitarian actors and principles. In Zeynep Sezgin and Dennis Dijkzeul (eds) *The New Humanitarians in International Practice: Emerging Actors and Contested Principles*. Oxon: Routledge, pp.25-42.
- Fahim, Kareem. 2022. Former al-Qaeda affiliate in Syria seeks to soften its brand. The Washington Post. January 2, 2022. Available at: <https://www.washingtonpost.com/world/2022/01/02/syria-idlib-hts-qaeda-militants/> accessed on February 22, 2023.
- Fariss, Christopher J. 2014. Respect for human rights has improved over time: modeling the changing standard of accountability. *American Political Science Review*. 108: 297-318.
- Fariss, Christopher J. 2019. Yes, human rights practices are improving over time. *American Political Science Review*. 113: 868–881.
- Ferris, Elizabeth G. 2011. *The Politics of Protection: The Limits of Humanitarian Action*. Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Feruglio, Francesca. 2017. Do more empowered citizens make more accountable states? Power and legitimacy in legal empowerment initiatives in Kenya and South Africa. Making All Voices Count Research Report. Brighton: IDS.
- Footer, Katherine H.A. and Leonard S. Rubenstein. 2013. A human rights approach to health care in conflict. *International Review of the Red Cross*. 95: 1-21.
- Ford, Caroline. 2003. The accountability of states in humanitarian response. *Humanitarian Exchange*. No. 24. July, 2003: 7-9.
- Forsythe, David P. 2005. *The Humanitarians: The International Committee of the Red Cross*. New York: Cambridge University Press.
- Fortin, Katharine. 2017. *The Accountability of Armed Groups under Human Rights Law*. Oxford: Oxford University Press.
- Fox, Fionna. 2001. New humanitarianism: does it provide a moral banner for the 21st century? *Disasters*. 25(4): 275-289.
- Fox, Jonathan A. 2015. Social accountability: what does the evidence really say? *World Development*. 72: 346-361.
- Gallagher, Janice. 2017. The last mile problem: activists, advocates, and the struggle for justice in domestic courts. *Comparative Political Studies*. 50(12): 1666–1698.
- Gentil, Pierre. 2011. Humanitarian organizations involved in protection activities: a story of soul-searching and professionalization. *International Review of the Red Cross*. 93(884): 1165-1191.
- Glaser, Max. P. 2005. *Humanitarian engagement with non-state armed Actors: the parameters of negotiated access*. Network Paper No. 51. June, 2005. London: Humanitarian Practice Network.

- Global Protection Cluster. 2013. Brief on Protection Mainstreaming. May 24, 2013. Available at: [https://www.globalprotectioncluster.org/sites/default/files/2022-05/brief\\_on\\_protection\\_mainstreaming.pdf](https://www.globalprotectioncluster.org/sites/default/files/2022-05/brief_on_protection_mainstreaming.pdf) accessed on February 22, 2023.
- Goetz, Anne-Marie and Rob Jenkins. 2002. Voice, accountability and human development: the emergence of a new agenda. Occasional Paper. New York: UNDP.
- Gordon, Stuart. and Antonio Donini. 2016. Romancing principles and human rights: are humanitarian principles salvageable? *International Review of the Red Cross*. 97: 77-109.
- Grace, Rob. 2020. The humanitarian as negotiator: developing capacity across the aid sector. *Negotiation Journal*. 36: 13-41.
- Grandvoinnet, Helene, Ghazia Aslam and Shomikho Raha. 2015. *Opening the Black Box: The Contextual Drivers of Social Accountability*. Washington DC: World Bank.
- Haider, Huma. 2022. Humanitarian access issues linked to peace processes: advantages, disadvantages and examples. K4D Helpdesk Report. 1123.
- Hall, Natasha. 2022. Rescuing aid in Syria. A Report of the CSIS Middle Est Program. Washington, DC.: Center for Strategic & International Studies.
- Hall, Natasha, Karam Shaar and Munqeth O. Agha. 2021. How the Assad regime systematically diverts tens of millions in aid. CSIS. October 20, 2021. Available at: <https://www.csis.org/analysis/how-assad-regime-systematically-diverts-tens-millions-aid> accessed on February 22, 2023.
- Harvey, Paul. 2009. Towards good humanitarian government: the role of the affected state in disaster response. Humanitarian Policy Group Report. 29. September, 2009. ODI: London.
- Harvey, Paul. 2013. International humanitarian actors and governments in areas of conflict: challenges, obligations, and opportunities. *Disasters*. 37(S2): S151-S170.
- Harvey, Paul and Habiba Mohamed. The politics of donor and government approaches to social protection and humanitarian policies for assistance during crises. BASIC Research Working Paper 10. March, 2022. Brighton: ODI.
- Hendrie, Barbara. 1994. Relief behind the lines: the cross-border operation in Tigray. In Joanna Macrae and Anthony Zwi with Mark Duffield and Hugo Slim (eds) *War and Hunger: Rethinking International Responses to Complex Emergencies*. London: Zed Books, Ltd., pp.125-138.
- Herrero, Soledad. 2014. Negotiating humanitarian access: between a rock and a hard place. Professionals in Humanitarian Assistance and Protection. February 12, 2014. Available at: <https://www.humanitarianresponse.info/fr/topics/transformative-agenda/document/negotiating-humanitarian-access-between-rock-and-hard-place> accessed on February 22, 2023.
- Hilhorst, Dorothea and Bram J. Jansen. 2010. Humanitarian space as arena: a perspective on the everyday politics of aid. *Development and Change*. 41(6): 1117-1139.
- Hilhorst, Dorothea and Bram J. Jansen. 2012. Constructing rights and wrongs in humanitarian action: Contributions from a sociology praxis. *Sociology*. 46(5): 891-905.
- Hickey, Sam and Sophie King. 2016. Understanding social accountability: politics, power and building new social contracts. *The Journal of Development Studies*. 52(8): 1225-1240.
- Hoffman, Peter J. and Thomas G. Weiss. 2006. *Sword and Salve: Confronting New Wars and Humanitarian Crises*. Oxford: Rowman & Littlefield Publishers, Inc.

- Hógladh, Stina. 2021. UCDP GED Codebook Version 21.1. Department of Peace and Conflict Research, Uppsala University. Available at: <https://ucdp.uu.se/downloads/ged/ged211.pdf> accessed on February 22, 2023.
- Høigilt, Jacob. 2019. The futility of rights-based humanitarian aid to the Occupied Palestinian Territories. *Disasters*. 43(S2): S169-S186.
- Human Rights Watch. 2009. Sri Lanka: Free Civilians From Detention Camps. July 28, 2009. Available at: <https://www.hrw.org/news/2009/07/28/sri-lanka-free-civilians-detention-camps> accessed on February 22, 2023.
- Human Rights Watch. 2019. Rigging the System: Government Politics Co-Opt Aid and Reconstruction Funding in Syria. Available at: <https://www.hrw.org/report/2019/06/28/rigging-system/government-policies-co-opt-aid-and-reconstruction-funding-syria> accessed on February 22, 2023.
- IASC. 2002. Growing the sheltering tree: protecting rights through humanitarian action. Report. September, 2002. Geneva: UNICEF.
- ICISS. 2001. *The Responsibility to Protect. Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*. Ottawa: International Development Research Centre.
- ICRC. 2005. Commemorating the liberation of Auschwitz. January 27, 2005. Available at: <https://www.icrc.org/en/doc/resources/documents/statement/68zeb2.htm> accessed on February 22, 2023.
- ICRC. *Annual Report*. Available at: <https://blogs.icrc.org/cross-files/annual-reports/> accessed on February 22, 2023.
- ICRC. 2009. *Professional Standards for Protection Work*. Geneva: ICRC.
- ICRC. 2012. *Enhancing Protection: For Civilians in Armed Conflict and Other situations of Violence*. Geneva: ICRC.
- ICRC. 2016a. *Protecting People Deprived of their Liberty*. Geneva: ICRC.
- ICRC. 2016b. ICRC policy paper on immigration detention. April 27, 2016. Available at: <https://www.icrc.org/en/document/migrant-detainees-icrc-policy> accessed on February 22, 2023.
- ICRC. 2018. The ICRC's response to the needs of vulnerable migrants. October 12, 2018. Available at: <https://www.icrc.org/en/document/icrcs-response-needs-vulnerable-migrants> accessed on February 22, 2023.
- Ingram, James D. 2008. What is a “right to have rights”? Three images of the politics of human rights. *American Political Science Review*. 102(4): 401-416.
- Jackson, Ashley and Abdi Aynte. 2013. Talking to the other side: humanitarian negotiations with Al-Shabaab in Somalia. HPG Working Paper. December, 2013. London: ODI.
- Jo, Hyeran and Katherine Bryant. 2013. Taming of the warlords: commitment and compliance by armed opposition groups in civil wars In Thomas Risse, Stephen C. Ropp and Kathryn Sikkink (eds) *The Persistent Power of Human Rights: From Commitment to Compliance*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.239-258.
- Jo, Hyeran and Catarina P. Thomson. 2014. Legitimacy and compliance with international law: access to detainees in civil conflicts, 1991–2006. *British Journal of Political Science*. 44: 323-355.
- Joshi, Anuradha. 2017. Legal empowerment and social accountability: complementary strategies toward rights-based development in health? *World Development*. 99: 160-172.

- Justice for Myanmar. 2023. New report exposes 60+ foreign governments & international organisations supporting military junta. January 25, 2023. Available at: <https://www.justiceformyanmar.org/stories/developing-a-dictatorship> accessed on February 22, 2023.
- Karim, Sabrina. 2020. Relational state building in areas of limited statehood: experimental evidence on the attitudes of the police. *American Political Science Review*. 114(2): 536-551.
- Kaufmann, Daniel, Aart Kraay and Massimo Mastruzzi. 2010. The worldwide governance indicators: methodology and analytical issues. Policy Research Working Paper 5430. September, 2010. Available at: <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/3913> accessed on February 22, 2023.
- Keck, Margaret E. and Kathryn Sikkink. 1998. *Activity Beyond Borders*. New York: Cornell University Press.
- Kellenberger, Jakob. 2004. Speaking out or remaining silent in humanitarian work. *International Review of the Red Cross*. 86: 593-609.
- Kenny, Karen. 2000. When needs are rights: an overview of UN efforts to integrate human rights in humanitarian action. Occasional Paper No. 38. Available at: [https://www.ihrnetwork.org/humanitarian-action\\_196.htm](https://www.ihrnetwork.org/humanitarian-action_196.htm) accessed on February 22, 2023.
- Klein-Kelly, Natalie. 2018. More humanitarian accountability, less humanitarian access? Alternative ideas on accountability for protection activities in conflict settings. *International Review of the Red Cross*. 100: 287-313.
- Kolb, Robert. 2014. *Advanced Introduction to International Humanitarian Law*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Kotsioni, Ioanna. 2016. Detention of migrants and asylum-seekers: the challenge for humanitarian actors. *Refugee Survey Quarterly*. 35: 41-55.
- Kunz, Nathan and Gerald Reiner. 2016. Drivers of government restriction on humanitarian supply chains: an exploratory study. *Journal of Humanitarian Logistics and Supply Chain Management*. 6: 329-351.
- Labbé, Jérémie and Pascal Daudin. 2016. Applying the humanitarian principles: reflecting on the experience of the International Committee of the Red Cross. *International Review of the Red Cross*. 97: 183-210.
- Labonte, Melissa T. and Anne C. Edgerton. 2013. Towards a typology of humanitarian access denial. *Third World Quarterly*. 34: 39-57.
- Leader, Nicholas. 2000. The politics of principle: the principles of humanitarian action in practice. HPG Report 2. March, 2000. ODI: London.
- Lebovic, James H. and Erik Voeten. 2009. The cost of shame: international organizations and foreign aid in the punishing of human rights violators. *Journal of Peace Research*. 46(1): 79-97.
- Leebaw, Bronwyn. 2007. The politics of impartial activism: humanitarianism and human rights. *Perspectives on Politics*. 5(2): 223-239.
- Leveringhaus, Alex. 2014. Liberal interventionism, humanitarian ethics, and the responsibility to protect. *Global Responsibility to Protect*. 6: 162-180.
- Lewis, Neil A. 2004. Red cross finds detainee abuse in Guantánamo. New York Times. November 30, 2004. Available at: <https://www.nytimes.com/2004/11/30/politics/red-cross-finds-detainee-abuse-in-guantanamo.html> accessed on February 22, 2023.

- Linklater, Andrew. 2011. Prudence and principle in international society: reflections on Vincent's approach to human rights. *International Affairs* 87(5): 1179-1191.
- Lopes, Cátia and Noëlle Quénivet. 2008. Individuals as subjects of International Humanitarian Law and Human Rights Law. In Roberta Arnold and Noëlle Quénivet (eds) *International Humanitarian Law and Human Rights Law: Towards a New Merger in International Law*. Leiden: Brill/Martinus Nijhoff, pp.199-236.
- Mackintosh, Kate. 2010. Reclaiming protection as a humanitarian goal fodder for the faint-hearted aid-worker. *Journal of International Humanitarian Legal Studies*. 1(2): 382-396.
- Mampilly, Zachariah C. 2011. *Rebel Rulers: Insurgent Governance and Civilian Life During War*. New York: Cornell University Press.
- Mancini-Griffoli, Deborah and André Picot. 2004. *Humanitarian Negotiation: A Handbook for Securing Access, Assistance and Protection for Civilians in Armed Conflict*. Geneva: Centre for Humanitarian Dialogue.
- McLoughlin, Claire. 2017. When does service provision support or undermine state legitimacy? Higher education and processes of state (de-)legitimation in Sri Lanka. Doctoral Thesis at University of Birmingham. Available at: <https://etheses.bham.ac.uk/id/eprint/7716/2/McLoughlin17PhD.pdf> accessed on February 22, 2023.
- Miller, Hannah and Robin Redhead. 2019. Beyond 'rights-based approaches'? Employing a process and outcomes framework. *The International Journal of Human Rights*. 23(5): 699-718.
- Minear, Larry. 1999. The theory and practice of neutrality: some thoughts on the tensions. *International Review of the Red Cross* 81: 63-71.
- Minear, Larry. 2002. *The Humanitarian Enterprise: Dilemmas and Discoveries*. Bloomfield: Kumarian Press.
- Minear, Linear. 2007. The craft of humanitarian diplomacy. In Minear, Larry and Hazel Smith (eds) *Humanitarian Diplomacy: Practitioners and their Craft*. Tokyo: United Nations University Press, pp.7-35.
- Moreillon, Jacques. 1974. The international committee of the red cross and the protection of political detainees. *International Review of the Red Cross*. 14: 585-595.
- Morris, Justin. 2013. Libya and Syria: R2P and the spectre of the swinging pendulum. *International Affairs*. 89(5): 1265-1283.
- Mulgan, Richard. 2000. 'Accountability': an ever-expanding concept? *Public Administration*. 78(3): 555-573.
- Müller, Amrei. 2009. Limitations to and derogations from economic, social and cultural rights. *Human rights Law Review*. 9(4): 557-601.
- Naher, Nahitun, Dina Balabanova, Eleanor Hutchinson, Robert Marten, Rokhsana Hoque, Samiun Nazrin Bente Kamal Tune, Bushra Zarin Islam and Syed Masud Ahmed. 2020. Do social accountability approaches work? A review of the literature from selected low- and middle-income countries in the WHO South-East Asia region. *Health Policy and Planning*. 35(S1): i76-i96.
- Nascimento, Daniela S. 2004. The inclusion of Human Rights in humanitarian assistance: the difficult but necessary way between theory and practice. *Deusto Journal of Human Rights*. 1: 41-84.



- Nixon, Hamish and Richard Mallett. 2017. Service delivery, public perceptions and state legitimacy: findings from the Secure Livelihoods Research Consortium. Available at: <https://securelivelihoods.org/publication/service-delivery-public-perceptions-and-state-legitimacy-findings-from-the-secure-livelihoods-research-consortium/> accessed on February 22, 2023.
- O’Callaghan, Sorcha and Sara Pantuliano. 2007. Protective action: incorporating civilian protection into humanitarian response. HPG Report 26. December, 2007. ODI: London.
- O’Neill, Tammie, Marta Foresti and Alan Hudson. 2007. *Evaluation of Citizens’ Voice and Accountability: Review of the Literature and Donor Approaches*. London: DFID.
- O’Sullivan, Kevin. 2021. Civil War in El Salvador and the origins of rights-based humanitarianism. *Journal of Global History*. 16(2): 246-265.
- Pantuliano, Sara and Eva Svoboda. 2016. Humanitarian protection—Moving beyond the tried and tested. In Haidi Willmot, Ralph Mamiya, Scott Sheeran and Marc Weller (eds) *Protection of Civilians*. Oxford: Oxford University Press, pp.372-390.
- Pederson, Morten B. and David Kinley. 2013. *Principled Engagement: Negotiating Human Rights in Repressive States*. Oxford: Routledge.
- Peters, Anne, Till Förster and Lucy Koechlin. 2009. Towards non-state actors as effective, legitimate, and accountable standard setters. In Anne Peters, Lucy Koechlin and Till Förster (eds) *Non-State Actors as Standard Setters*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 492-562.
- Pieterse, Pieternella. 2019. Citizen feedback in a fragile setting: social accountability interventions in the primary healthcare sector in Sierra Leone. *Disasters*. 43(S2): S132-S150.
- Philp, Mark. 2009. Delimiting democratic accountability. *Political Studies*. 57: 28-53.
- Poffley, Rachel. 2012. The dilemma of neutrality. *Medicine, Conflict and Survival*. 28(2): 113-123.
- Porter, Toby. 2000. The partiality of humanitarian assistance. June 22, 2000. Available at: <https://reliefweb.int/report/albania/partiality-humanitarian-assistance-kosovo-comparative-perspective> accessed on February 22, 2023.
- Reith, Sally. 2010. Money, power, and donor–NGO partnerships. *Development in Practice*. 20: 446-455.
- Rhoads, Emily P. 2019. Putting Human Rights up Front: implications for impartiality and the politics of UN Peacekeeping. *International Peacekeeping*. 26(3): 281-301.
- Rieff, David. 2002. Humanitarianism in crisis. *Foreign Affairs*. 81(6): 111-121.
- Risse, Thomas and Stephen C. Ropp. 2013. Introduction and overview In Thomas Risse, Stephen C Ropp and Kathryn Sikkink (eds). *The Persistent Power of Human Rights: From Commitment to Compliance*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.3-25.
- Rodenhäuser, Tilman. 2020. The legal protection of persons living under the control of non-State armed groups. *International Review of the Red Cross*. 102: 991-1020.
- Rohwerder, Brigitte. 2015. Restrictions on humanitarian access. GSDRC Helpdesk Research Report 1297. Birmingham: University of Birmingham.
- Rubenstein, Jennifer C. 2015. *Between Samaritans and States: The Political Ethics of Humanitarian INGOs*. Oxford: Oxford University Press.

- Sezgin, Zeynep and Dennis Dijkzeul. 2016. Introduction new humanitarians getting old? In Zeynep Sezgin and Dennis Dijkzeul (eds) *The New Humanitarians in International Practice: Emerging Actors and Contested Principles*. Oxon: Routledge, pp.1-22.
- Sheeran, Scott and Catherine Kent. 2016. Protection of civilians, responsibility to protect, and humanitarian intervention: conceptual and normative interactions. In Haidi Wilmot ed. *Protection of Civilians*. Oxford: Oxford University Press, pp.29-62.
- Shue, Henry. 1980. *Basic Rights*. Princeton: Princeton University Press.
- Slim, Hugo. 1995. Colours for an endangered chameleon. *Disasters*. 19(2): 110-126.
- Slim, Hugo. 1997. Relief agencies and moral standing in war: principles of humanity, neutrality, impartiality and solidarity. *Development in Practice*. 7(4): 342-352.
- Slim, Hugo. 2002. Not philanthropy but rights: the proper politicisation of humanitarian philosophy. *The International Journal of Human Rights*. 6(2): 1-22.
- Slim, Hugo. 2015. *Humanitarian Ethics: A Guide to the Morality of Aid in War and Disaster*. New York: Oxford University Press.
- Slim, Hugo and Andrew Bonwick. 2005. *Protection: An ALNAP Guide for Humanitarian Agencies*. London: ODI.
- Slim, Hugo and Emanuela-Chiara Gillard. 2013. Ethical and legal perspectives on cross-border humanitarian operations. *Humanitarian Exchange*. No. 59. November, 2013: 6-9.
- Sovey, Allison J. and Donald P. Green. 2011. Instrumental variables estimation in political science: a readers' guide. *American Journal of Political Science*. 55(1): 188-200.
- Sphere Association. 2018. The Sphere Handbook, fourth edition. Geneva: Sphere Association. Available at: <https://spherestandards.org/handbook/editions/> accessed on February 22, 2023.
- Sphere Project. 2000. The Sphere Handbook, 2000 edition. Geneva: Sphere Project. Available at: <https://spherestandards.org/wp-content/uploads/Sphere-Handbook-2000-English.pdf> accessed on February 22, 2023.
- Steffek, Jens. 2003. The legitimization of international governance: a discourse approach. *European Journal of International Relations*. 9(2): 249-275.
- Stockton, Nicholas. 1998. In defence of humanitarianism. *Disasters*. 22(4): 352-360.
- Sundberg, Ralph and Erik Melander. 2013. Introducing the UCDP georeferenced event dataset. *Journal of Peace Research*. 50: 523-532.
- Terry, Fiona. 2002. *Condemned to Repeat: The Paradox of Humanitarian Action*. Ithaca: Cornell University Press.
- Terry, Fiona. 2015. Humanitarian ethics: a guide to the morality of aid in war and disaster: Hugo Slim. *International Review of the Red Cross*. 97: 469-475.
- Terman, Rochelle and Joshua Byun. 2022. Punishment and politicization in the international human rights regime. *American Political Science Review*. 116(2): 385-402.
- Tomasevski, Katerina. 1994. Human rights and wars of starvation. In Joanna Macrae and Anthony Zwi with Mark Duffield and Hugo Slim (eds) *War and Hunger: Rethinking International Responses to Complex Emergencies*. London: Zed Books, Ltd., pp.70-90.



- UNDHA. 1997. Report of the DHA mission to Afghanistan. June 15, 1997. Available at: <https://reliefweb.int/report/afghanistan/report-dha-mission-afghanistan>, accessed on February 22, 2023.
- UNOCHA. 2003. Lessons learned review: OCHA-Angola 2000-2002. Available at: <https://reliefweb.int/report/angola/lessons-learned-review-ocha-angola-2000-2002> accessed on February 22, 2023.
- UNOCHA. 2017. OCHA on Message: Humanitarian Access. April, 2017. Available at: [https://www.unocha.org/sites/unocha/files/dms/Documents/OOM-humanitarianAccess\\_eng\\_April2017.pdf](https://www.unocha.org/sites/unocha/files/dms/Documents/OOM-humanitarianAccess_eng_April2017.pdf) accessed on February 22, 2023.
- UNOCHA. 2022. Syria cross-border humanitarian fund: 2022 first standard allocation. July 7, 2022. Available at: [https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/schf\\_2022\\_1sa\\_dashboard.pdf](https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/schf_2022_1sa_dashboard.pdf) accessed on February 22, 2023.
- US Mission of the Syrian Democratic Council. 2022. Human rights abuses in Afrin, Syria. February, 2022.
- Vincent, R.J. 1974. *Nonintervention and International Order*. Princeton: Princeton University Press.
- Vincent, R.J. 1986. *Human Rights and International Relations*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Vincent, R.J. 1992. Grotius, human rights, and intervention. In Hedley Bull, Benedict Kingsbury and Adam Roberts (eds) *Hugo Grotius and International Relations*. Oxford: Oxford University Press, pp.241-256.
- Vincent, R.J. and Peter Wilson. 1993. Beyond non-intervention. In Ian Forbes and Mark Hoffman (eds) *Political Theory, International Relations and the Ethics of Intervention*. Hampshire: The Macmillan Press Ltd., pp.122-130.
- Wallace, Marshall. 2011. *Famine, legitimacy, and Do No Harm*. Collaborative Learning Projects. Cambridge: CDA.
- Weiss, Thomas G. 2013. *Humanitarian Business*. Cambridge: Polity Press.
- Weissman, Fabrice. 2010. “Not in our name”: why Médecins sans Frontières does not support the “Responsibility to Protect.” *Criminal Justice Ethics*. 29(2): 194-207.
- Welsh, Jennifer M. 2011. A normative case for pluralism: reassessing Vincent’s views on humanitarian intervention. *International Affairs* 87(5): 1193-1204.
- Wheeler, Nicholas J. 1992. Pluralist or solidarist conceptions of international society: Bull and Vincent on humanitarian intervention. *Millennium*. 21(3): 463-487.
- Wieland, Carsten. 2021. *Syria and the Neutrality Trap: The Dilemmas of Delivering Humanitarian Aid Through Violent Regimes*. Londres: I.B. Tauris.
- Wortel, Eva. 2009. Humanitarians and their moral stance in war: the underlying values. *International Review of the Red Cross*. 91: 779-802.
- Young, Helen, Anna Taylor, Sally-Anne Way and Jennifer Leaning. 2004. Linking rights and standards: the process of developing ‘Rights-based’ Minimum Standards on food security, nutrition and food aid. *Disasters*. 28(2): 142-159.
- Young, Helen and Daniel Maxwell. 2013. Participation, political economy and protection: food aid governance in Darfur, Sudan. *Disasters*. 37(4): 555-578.

## 日本語文献

- 芦田健太郎. 2018. 『国際人権法』 信山社.
- イグナティエフ, マイケル. 2006. 「」 マイケル・イグナティエフ (エイミー・ガットマン編: 添谷育志、金田耕一訳) 『人権の政治学』 風行社. 一頁.
- 五十嵐元道. 2016. 『支配する人道主義—植民地統治から平和構築まで』 岩波書店.
- 大沼保昭. 1998. 『人権、国家、文明—普遍主義的人権観から文際的人権観へ—』 筑摩書房.
- ガットマン, エイミー. 2006. 「序文」 マイケル・イグナティエフ (エイミー・ガットマン編: 添谷育志、金田耕一訳) 『人権の政治学』 風行社. 2—3 1 頁.
- 上野友也. 2003. 「緊急人道支援のディレンマに関する一考察—ソマリア・ボスニア・ルワンダにおける武力紛争の事例を中心に—」 『法学』 第 6 5 号 5 5 5—5 9 0 頁.
- 上野友也. 2012. 『戦争と人道支援—戦争の被災をめぐる人道の政治』 東北大学出版会.
- 小林綾子. 2017. 「アフリカの内戦における人道問題と反乱軍」 『国際政治』 第 1 8 6 号 8 0—9 6 頁.
- 小松志朗. 2014. 『人道的介入—秩序と正義, 武力と外交—』 早稲田大学出版部.
- 塩川伸明. 2011. 『民族浄化・人道的介入・新しい冷戦—冷戦後の国際政治』 有志舎.
- シリア和平ネットワーク. 2022. 「意見交換会の開催」 2022 年 10 月 10 日. 参照: <https://syriapeace.net.themedia.jp/posts/38071198?categoryIds=540593> (2023 年 2 月 22 日にアクセス).
- 申惠半. 1999. 『人権条約上の国家の義務』 日本評論社.
- 高橋百合子. 2015. 『アカウントビリティ改革の政治学』 有斐閣.
- テリー, フィオナ. 2012. 「ミャンマー 「将軍とゴルフをする」」 クレール・マゴン、ミカエル・ノイマン、ファブリス・ワイズマン編 (株式会社リングア・ギルド他訳) 『人道的交渉の現場から—国境なき医師団の葛藤と選択』 小学館スクウェア. 1 6 8—2 0 1 頁.
- 墓田桂. 2015. 『国内避難民の国際的保護—越境する人道行動の可能性と限界』 勁草書房.
- ハレル, アンドリュー. 2003. 「ヴァッテル、多元主義とその限界」 イアン・クラーク、アイヴァー・ノイマン編 (押村高、飯島昇蔵訳者代表) 『国際関係思想史—論争の座標軸』 新評論. 2 9 1—3 1 8 頁.
- 藤田久一. 2003. 『国際人道法 [再増補]』 有信堂高文社
- 星野俊也. 2013. 「「保護する責任」と国際社会の正義」 日本国際政治学会編 『国際政治』 第 1 7 1 号 1 2 9—1 4 3 頁.
- 堀江正伸. 2018. 『人道支援はだれのためか——スーダン・ダルフルの国内避難民社会に見る人道支援政策と実践の交差——』 晃洋書房.
- 政所大輔. 2020. 『保護する責任—変容する主権と人道の国際規範』 勁草書房.
- 最上敏樹. 2001. 『人道的介入』 岩波書店.

望月康恵. 2003. 『人道的干渉の法理論』 国際書院.

ワイズマン, ファブリス. 2012. 「スリランカ 全面的な戦争状態の中で」 クレール・マ  
ゴン、ミカエル・ノイマン、ファブリス・ワイズマン編 (株式会社リングア・ギルド  
他訳) 『人道的交渉の現場から—国境なき医師団の葛藤と選択』 小学館スクウェア.  
24—53頁.

渡部正樹. 2013. 「文民の保護、人道アクセスおよび人道支援要員の安全確保に関する諸  
課題と国連を中心とした国際人道コミュニティによる取り組む」 『人道研究ジャーナ  
ル』 第2号 27—35頁.



## 謝辞

本論文は、筆者が京都大学大学院総合生存学館（思修館）博士一貫課程において、博士課程リーディングプログラムの支援を受けて行った研究成果をまとめたものです。

本論文の執筆にあたっては、関山健准教授には、多大なるご指導・ご教授を賜りましたこと、誠に御礼申し上げます。進捗が遅く、またいつも概念的な言葉遊びに逃げ込んでしまう私を、常に現実的な地点に立ち戻らせていただきました。博士論文は一つのストーリーであると、何度もご教示いただいたお言葉に、ここまで導いていただきました。法学研究科の中西寛教授には、京都大学法学部のゼミナール時代から数えれば、10年の間、貴重なご指導を賜りました。先生の前では、常に考えが煮え切っておらず、スクーリングや面談の際に、何度もご迷惑をおかけしたと思います。それでも、先生のやってみろというお言葉があつてこそ、今の私があります。また本論文の副査をお務めいただいた長山教授には、本論文の執筆にあたって、貴重なご助言をいただきましたこと、御礼申し上げます。大学院での研究生活を振り返っては、ご退官された山口名誉教授には何度となく、折れそうな心を掬っていただきました。常に私を信じていただきました。エジプトに送り出していただき、そして迎えていただいた御恩は、決して忘れることはありません。大石名誉教授は、常に厳しく温かく、私の研究を見守っていただきました。先生のご指導通りに大学院生活を送れたと胸を張ることはできませんが、先生の教え子であれたことを誇りに思っています。実務の厳しさと海外で働く醍醐味を初めに教えていただいた木邨先生。一緒に歩いたミャンマーの空は忘れることはありません。温かく見守っていただいた高島先生、鍋田先生、井黒先生はじめ、総合生存学館の先生方からも、多大なご示唆や激励を戴きました。

総合生存学館の皆さまにも大変お世話になりました。生意気で傲岸不遜であった私を叱り、そして信じていただいた先輩方。いつも頼らない私を突き上げてくれた後輩方。そして愛すべき同期の、勇伍、チャールズ、パン、伴さん、藤田、鶴羽、野村、孫ちゃん、茂木さん、りひと。また事務の皆さまのご協力があつてこそ、学生生活を無事に過ごすことができました。

在学中の二年間に休学して従事した、在エジプト日本大使館専門調査員時代では、大使館職員の皆さま方から、右も左もわからなかった私に、根気強く仕事のやり方を教えていただきました。三角経済班長は、いつも優しく私を導いていただきました。武者修行とPBRでは、シリア和平ネットワークの皆さまに大変お世話になりました。特に田村さんには、抽象的な話に逃げる私の現実感覚を、常に引き戻していただきました。トルコでの聞き取り調査でご協力いただいた皆さまのお陰で、第4章を執筆することができました。また2023年のトルコ・シリア大地震で被災されたすべての方々の、一秒でも早い復興をお祈り申し上げます。紙面の都合上、全員のお名前を挙げることはできませんが、一人一人にいただいた御恩を、しっかりと銘記してこれからの人生を歩んでまいります。

最後になりましたが、ずっと見守っていただいた家族、コロナ禍で最期を看取れなかった敬慕する祖父に、心からの御礼を申し上げて、謝辞とさせていただきます。



## 初出一覧

以下の旧稿は、加筆修正のうえ、本論文の一部を構成している。

### 1. 旧稿一覧

- ① Futsuki Kouta and Sekiyama Takashi. Success factors for humanitarian access: Quantitative case studies of ICRC visits to detainees. *Frontiers in Political Science*. August, 2022. <https://doi.org/10.3389/fpos.2022.928713> [査読有り]
- ② 「投稿中」 Kouta Futsuki. Exploration of new framework for protection research: adopting protection mainstreaming into Syrian case. *Disasters* [査読有り]
- ③ 「掲載予定」 Kouta Futsuki and Takashi Sekiyama. Partisan Externality: Syria case application. *Journal of Human Security Studies* [査読有り]

### 2. 本論文との関係

第3章：①が、第3章を構成。

第4章：②と③が、第4章を構成。